

植木職 海產物 販賣店 度量衡器商 古物商 古銅鐵商 金物商 煉瓦製造業 販賣業 建築具製造業 販賣業 萬年筆製造業 製ゴム製造業 販賣業 漆塗器商 土砂販賣業 蓄音器 販賣業 機械製造業 販賣業 金庫製造業 販賣業 物品販賣業

二 一 一 二 一 一 二 一 三 二 三 一 七 四 一 二  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | |  
 一 三 二 | | | | | | | | | | | | | | | | 六  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | |  
 一 三 二 一 一 一 一 一 三 二 六 一 | 四  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | |  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | 四  
 二 一 | | | | | | | | | | | | | | | | 九  
 二 | | | | | | | | | | | | | | | | | 二  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 四  
 五 二 二 二 九 四 三 二 四 五 二 一 七 二 六 三 三

石炭商 コークス商 屑屋 時計商 小問物商 製藥商 石材商 材木商 生花商 質屋 書籍屋 文房具商 煙草屋 入浴場 肥料商 養鶏業 玩具商

二 一 一 三 四 | 二 二 二 四 一 二 二 四 二 一 一  
 二 | 三 五 四 | | 二 一 一 | 四 二 一 一 一 三  
 四 一 一 一 三 一 | 二 二 二 | 六 | 五 一 二 |  
 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | |  
 | | | | | | | | | | | | | | | | | 四  
 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | 一  
 一 一 | 四 三 二 | | 三 四 一 七 | | 三 | 一  
 三 一 一 二 七 | 一 二 | 一 一 三 | 一 四 | 一  
 一 四 四 六 二 二 三 六 四 一 一 一 七 七 三 一 八 九 四 五 七

井戸職  
自動車業  
自轉車業  
洋服裁縫業  
葬儀屋  
寄席業  
新聞業  
著物業  
挽物業  
ラヂオ商  
ブラッシュ  
タワシ製造  
旅館  
廣告業  
小島商  
紙糧商  
飼糧商  
空俵販賣店

井戸職	1
自動車業	2
自轉車業	4
洋服裁縫業	4
葬儀屋	6
寄席業	1
新聞業	3
著物業	1
挽物業	1
ラヂオ商	1
ブラッシュ	1
タワシ製造	1
旅館	1
廣告業	1
小島商	1
紙糧商	1
飼糧商	1
空俵販賣店	1

電氣機械  
販賣業  
日除品製造  
販賣業  
醫科機械商  
硝子商  
菜種商  
唐辛子商  
藥味商  
納豆商  
籐表商  
瀬戸物商  
竹商  
牛乳販賣業  
牛乳搾取業  
飾屋  
表具師  
煙突掃除夫  
研師  
家曳方業

電氣機械	1
販賣業	2
日除品製造	1
販賣業	4
醫科機械商	3
硝子商	2
菜種商	1
唐辛子商	1
藥味商	1
納豆商	1
籐表商	1
瀬戸物商	2
竹商	2
牛乳販賣業	1
牛乳搾取業	1
飾屋	1
表具師	3
煙突掃除夫	1
研師	2
家曳方業	1

以上を一瞥しても町内の住民は、如何なる方面の事業に多く従事して町内発展の爲に貢献してゐるかを察知することが出来る。

備考	合	地	農	商	鐵工請負業	馬夫紹介業	請負業	煉瓦毀シ業	仲仕業	人夫請負
一、世帯數九、三一五戸（九月十五日現在調）右合計總數差引殘七四八戸（内公選舉權有資格者に して、職業調査不明なる者及無資格者數を含む） 一、衆議院議員名簿登錄人員總數八、九六二人、右戸數總數差引殘三九五五人（内同居者及職業調査 不明なる者數を含む）	九〇二			一	一	一	一	二	一	
	一、四九九	一	三	二				一		三
	一、二〇七			一	三	一				三
	一五六				一					一
	九八九	一		五					一	二
	一、三九一	二		五	一					二
	一、三〇七	一	一						一	三
	一、二一六					二			三	二
	八、五六七	四	五	一七	五	一	二	七	一七	

仲介業	請負業	土木建築業	樂道教授	金融業	周旋業	釣船業	綱製工	馬具商	糸賣商	糊製業	ヘルト商	張替業	椅子業	櫛業	叭販賣業	ホールト商	造花製造業	空罐販賣店	
三	六																		
一	六	一		二	一	一	一	一	一	一	一								三
一	〇																		
二																			
一	五																		
二	六	一																	一
三	一			一	一														
			二		一								一	三	一	一	一	三	
一	三	一	三	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	七	

公選舉權有資格者數

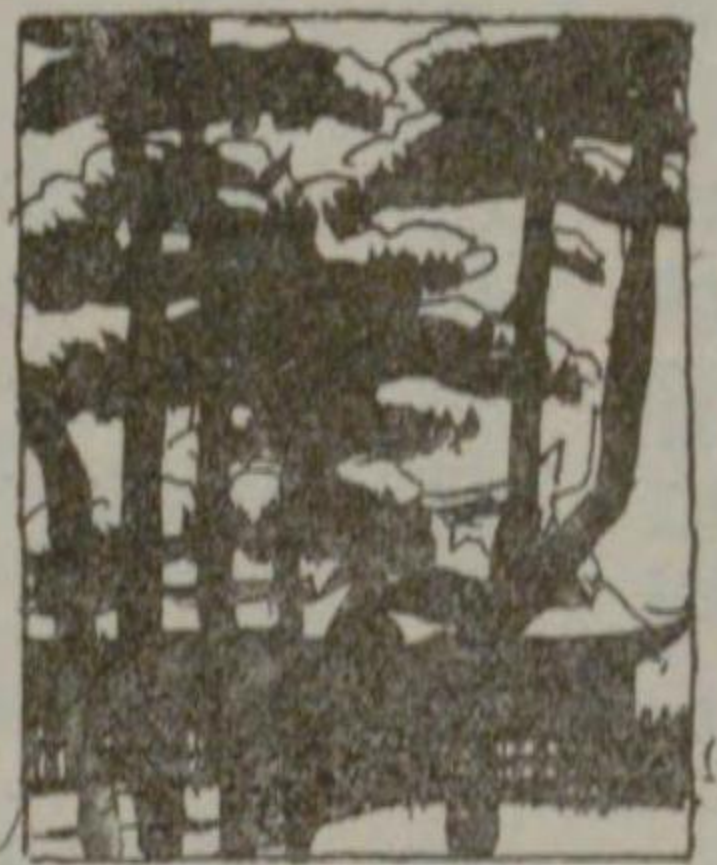
選舉人名簿確定人員

年度別	選舉人名簿確定人員	
	衆議院議員	町會議員
昭和三年	八、〇一六	六、九九九
同四年	九、〇九八	七、五五七
同五年	九、〇九八	八、二四五
同六年	八、九六二	八、二一五
備考	九月十五日現在 十二月二十日共二確定 九月十五日現在十二月二十日 衆議員十二月廿五日町議會議員確定 九月十五日現在十二月二十日 衆議員十二月廿五日町議會議員確定 九月十五日現在十二月十日 衆議員十二月廿五日町議會議員確定	

出生及死亡者年度別狀況

年度別	出生	死亡	比較增加
大正十四年	一、四五二	九七四	四七八

年度別	出生	死亡	比較增加
大正十五年	一、三五三	六八一	六七二
同二年	一、五四三	八二一	七二二
同三年	一、六五二	九六九	六八三
同四年	一、六七五	九六九	七〇六
同五年	一、六二六	八三〇	七九六
同六年	一、七四三	九五四	七八九



## 第四章 町 治

### 第一節 町 政 の 沿 革

【町治】 維新の大業成りて愈々新政を施し給ふこととなり、明治元年七月十七日大詔を下し給ひて、江戸を東京と御改められ、東京府となる。當時本町は武藏知縣事の所管に屬し、知縣事松村忠四郎氏の支配を受けてゐたが、明治四年十一月十三日東京府の所管に移り、府知事由利公正氏の支配を受ける事になつた。明治六年五月に大區小區の改定ありて、小區の長を戸長と云ひ、各村に正副の戸長を置き、舊來の名主、年寄等を以て之に任じ、行政警察の兩事務を管掌せしめられた是等は皆官選であつた。

明治七年一月警視廳を置くに及んで、地方行政事務、警察事務に分離し、戸長は府に直屬して行政事務のみを取扱ふことになつたのである。

然るに此の大小區制度は、種々不便の點が尠くなかつた爲、明治十一年十一月二日之を廢止して郡長をおき、各村毎に或は二三箇村聯合して戸長役場を設け、戸長を置いた。

當時の範圍は、大島村、平方村、小名木村、南本所出村、北本所出村、深川出村、六間堀出村、中之郷出村、深川本村、猿江村、小名木村、深川出村、六間堀出村、平方村、南本所出村、北本所出村、小梅村、須崎村の十五箇村併合して大島村を創立し、内藤三藏氏を村長に選出した。

明治三十三年七月十九日には、人口戸數増加に依り、大島町と改稱し、更に大正四年八月三十一日に町區制を變更して、一丁目より八丁目に分轄し、各丁目に地番をおいたのである。

町制施行當時の町役場は、極めて小規模のもので、町長助役収入役の外吏員の數も少數にて財産等に於いても實に微々たるものであつたが、現在では町長助役一名収入役の外書記以下有給吏員二十九名、臨時雇員四名、巡視一名ありて、それ／＼各係に分れ事務を取扱つてゐる。

事務分掌、庶務課、戸籍課、稅務課、土木課、會計課の五課を置き、庶務課には庶務係、學事係、兵事係、衛生係、社會係、統計係、印鑑證明等あり。戸籍課には本籍係、寄留係、稅務課には國稅係、土地係、家屋係、雜種稅係、滯納整理等、土木課には道路係、橋梁係、水防係、町有地係、會計課には金錢出納、物品出納等に分れ各課に課長一名課員若干名を置いて夫々事務の分掌をなす。

昭和六年度に於ける町會並に町行政を示せば次の如くである。

町 會

開會月日	回	次	出席議員數	附議件數	備考
二月十六日	一	一	二八	二二	昭和六年度歳入出豫算議決ノ件等
三月卅日	二	二	二六	五	五年度歳入出更正豫算ノ件等
十月六日	三	三	二八	二	一都事務町村組合設立ニ關スル件等
十月十四日	四	四	二六	一	出水ニ關スル件

委 員 會

回數	名稱	土木學務警備衛生其他
一	一	一
八		

第二節 歴代理事者

町村制施行以來の町村長及び助役、收入役の氏名と在職年限を掲ぐれば、左の如くである。

歴代町村長 (明瞭の部)

認可年月日	退職年月日	在職年月	氏名
明治二十二年六月十八日	明治四十一年五月五日	十八年十一ヶ月	内藤 三藏
同 四十一年六月十日	同 四十一年九月十二日	三ヶ月	富野喜平次
同 四十一年九月廿四日	同 四十四年八月十二日	二年十一ヶ月	齋藤市次郎
同 四十四年九月六日	大正元年十一月十日	一年二ヶ月	浦野作次郎
大正元年十一月十四日	同 五年十一月十三日	四ヶ年	富野喜平次
同 五年十一月十四日	同 五年十一月十四日	—	宇田川喜重
同 五年十二月十八日	同 九年十二月十七日	四ヶ年	鷺見金三郎
同 十年二月廿三日	同 十一年一月廿六日	十一ヶ月	富野喜平次
同 十一年三月八日	同 十五年三月七日	四ヶ年	宇田川喜重
同 十五年七月廿九日	昭和二年十一月十六日	一年四ヶ月	齋藤長三郎
昭和三年一月十八日	同 七年一月十八日	四ヶ年	綾井 樹
同 七年一月十八日			綾井 樹

歴代助役 (明瞭の部)

認可年月日	満期又ハ退職年月日	氏名
明治四十一年七月一日	明治四十五年六月三十日	宇田川喜重
明治四十二年五月廿六日	明治四十四年三月廿七日	木村 粲(有給)
明治四十四年三月卅一日	大正四年三月三十日	肉倉彦太郎(有給)
明治四十五年七月四日	大正元年十一月十日	富野喜平次
大正元年十一月十四日	大正五年十一月十三日	浦野作次郎
大正四年三月卅一日	大正四年十月九日	肉倉彦太郎(有給)
大正五年十一月十四日	大正九年十一月十三日	浦野作次郎
大正九年十二月十七日	大正十二年十月七日	福田宇右衛門
大正十一年十月廿五日	大正十二年十月十五日	秋葉準一郎(有給)
大正十二年十一月十三日	大正十三年十一月廿三日	岸田萬之助
大正十三年九月三十日	大正十五年九月三日	宮城慶治郎(有給)
大正十五年八月廿三日	昭和二年十一月十六日	深澤米太郎
大正十五年十一月十日	昭和七年九月三十日	網敷甚之助(有給)

歴代収入役 (明瞭の部)

認可年月日	満期又ハ退職年月日	氏名
明治三十三年頃		宇田川柳藏
明治四十一年二月十七日		富野喜平次
明治四十一年十月五日	大正五年十一月十一日	蘆田喜之助
大正五年十二月十一日	大正十二年四月十九日	宇田川太郎吉
大正十二年四月二十日	大正十五年六月八日	宇田川源之助
大正十五年八月廿三日	昭和七年九月三十日	秋元秀次郎

## 第五章 大島町條例規程並

### 二規則

#### 第一節 大島町條例

#### 基本財産蓄積條例

(明治卅五年五月三日許可)

- 第一條 本町ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度基本財産ヲ蓄積ス
- 第二條 毎年少クトモ金貳百圓以上ヲ基本財産トシテ蓄積スルモノトシ町村制第八十一條第二項ニ掲クルモノノ外左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、財産ヨリ生スル收入
  - 二、使用料及手数料
  - 三、雜收入但小學校授業料ヲ除ク
  - 四、歲計剩餘金
- 第三條 前條ノ額ニ達セサルトキハ更ニ他ノ歲入ヲ以テ之ヲ補足スルモノトス
- 第四條 町債ヲ起ス場合ハ其ノ年度ニ屬スル第二條各號及第三條ニ依ル蓄積ヲ停止スルモノトス
- 第五條 本町ノ全部ニ涉リ非常ノ災害アリタルトキハ町會ノ決議ニ依リ其年度限り第二條各號及第三條ノ蓄積ヲ停止スルコトヲ得
- 第六條 基本財産ハ之ヲ特別會計トス
- 第七條 但毎年ノ蓄積ハ其年度ノ通常豫算ニ編入スヘシ
- 第七條 基本財産收入精算ハ翌年度ニ於テ之ヲ町會ニ報告シ併セテ其ノ要領ヲ告示スヘシ
- 第八條 蓄積ハ基本財産元資金壹萬圓ニ達スルトキハ町會ノ決議ニ依リ之ヲ停止スルコトアルベシ
- 第九條 本條例ハ明治三十五年度ヨリ施行ス

#### 大島町徵收金督促條例

(明治四十二年二月十八日許可)

- 第一條 町稅其ノ他諸收入金ヲ指定ノ期日內ニ納付セサルモノアルトキハ町村制第二百二條ニ依リ町長ハ直チニ督促令狀ヲ發布スヘシ但シ令狀ニ指定スル期限ハ七日以內トス
- 第二條 督促令狀ノ送達ハ脚夫又ハ郵便ニ依ルヘシ其脚夫ヲ以テスル場合ハ受取人ニ交付シタルコトヲ證明スル方法ヲ採ルヘシ郵便ヲ以テスル場合ハ書留トナスヘシ
- 第三條 督促令狀ノ發布ハ一回ニ止メ其手数料ノ額ハ令狀一通ニ付金貳拾錢トス但シ本町以外ノ市區町村ニ在ル滯納者ニ對シテハ脚夫ヲ以テスル場合ハ其ノ往復ノ里數ニ應シ一里毎ニ金貳拾錢一里未滿ハ金拾錢トシ郵便ヲ以テスル場合ハ郵便料ヲ増手数料トシテ徵收ス
- 第四條 督促手数料並ニ増手数料ハ之ヲ督促令狀ニ記載シ別ニ納額告知書ヲ發布セス滯納金ト同時ニ徵收スヘシ
- 第五條 督促令狀ヲ受ケタルモノ其指定ノ期日迄ニ滯納金及手数料ヲ完納セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ之ヲ徵收スヘシ
- ### 公告條例
- (明治四十二年三月一日許可)
- 第一條 本町條例規則其他ノ公告ハ本町役場揭示板ニ揭示スルヲ以テ公告ノ方式トス
- 第二條 本町條例規則其他ノ公告ハ揭示ノ年月日ヲ記入シ本町長又ハ其代理者之ニ署名ス
- 第三條 本町條例規則其他施行ヲ要スルモノハ揭示ノ日より五日ヲ經テ之ヲ施行ス但シ特ニ施行ノ時期ヲ定



メタルモノハ此ノ限リニアラス

### 大島町手数料條例

(明治四十四年七月一日許可)

第一條 本町ハ町村制第八十九條ニ依リ數個人又ハ一個人ノタメニスル事件ニ付キ手数料ヲ徵收ス  
但法律命令ニ依リ處理スルモノハ此限ニ非ス

第二條 手数料ノ種類金額左ノ如シ

- 一、營業職業ニ關スル證明 一件ニ付金貳拾錢
- 二、地租營業稅其他租稅公課ニ關スル證明  
但シ三稅目以上一稅目ヲ増ス毎ニ金貳錢ヲ加フ、  
土地建物ヲ一筆一棟毎ニ區別ヲ要スルモノハ土地  
ハ五筆建物ハ三棟ヲ一稅目トシ其以上ハ一棟ヲ一  
稅目トシテ其ノ額ヲ定ム

- 三、建物ニ關スル證明 一棟ニ付金貳拾錢
- 四、資産ニ關スル證明 一通ニ付金貳拾錢

五、法人ニ關スル證明 一件ニ付金貳拾錢

六、寄留ニ關スル證明 同

七、身元ニ關スル證明 同

八、船車牛馬ニ關スル證明 同

九、土地ニ關スル證明 同

十、印鑑證明及照合 同

十一、諸資格ニ關スル證明 同

十二、文書受理ニ關スル證明 一件ニ付金拾錢

十三、公簿公文書圖面ニ關スル證明 一件ニ付金貳拾錢

十四、公簿公文書圖面ノ一覽照合 同

但公衆ノ閱覽ニ供シ支障ナキモノニ限ル

十五、公簿公文書ノ謄本抄本 一枚ニ付金貳拾錢

但公衆ニ交付シ支障ナキモノニ限ル

十六、本籍住所身分氏名年齢ニ關スル證明

一件ニ付金貳拾錢

十七、在學修學ニ關スル證明 同

十八、民事上ノ處分ニ關スル證明 同

十九、種痘ニ關スル證明 同

二十、差配人納稅代人ニ關スル證明 同

廿一、公權能力ニ關スル證明 同

廿二、漂流物沈没品ニ關スル證明 同

廿三、親權者後見人ニ關スル證明 同

廿四、家族親族隣佑ニ關スル證明 同

廿五、徵稅傳令書賦課令狀納額告知書等ノ再交付  
一枚ニ付金五錢

廿六、公證人法第廿八條第三十二條ニ關スル證明  
一件ニ付金十錢

廿七、兵役ニ關スル證明 一件ニ付金貳拾錢

廿八、身代限家資分産及破産ニ關スル證明 同

廿九、褒賞ニ關スル證明 同

三十、所在不明失踪ニ關スル證明 同

卅一、社寺宗教ニ關スル證明 同

卅二、埋火葬ニ關スル證明 一件ニ付金貳拾錢

ニケ以上ノ事件ニシテ其ノ性質上分割シ難キモノ  
ノ證明ニ關シテハ其ノ事件中手数料ノ最高一事件  
ニ付徵收ス

第三條 手数料ハ證明又ハ閱覽照合請求ノ際之ヲ徵收ス

第四條 本町民ニシテ現ニ公費ヲ以テ救助ヲ受クルモノ及  
ヒ赤貧者ト認メ得ヘキ者ハ手数料ヲ徵收セサルコ  
トアルヘシ

第五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

### 大島町有給吏員退隱料 條例

第一條 有給吏員在職十年以上ニシテ退職シタルトキハ退  
隱料ヲ給ス  
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此限ニ在ラス

一、年齢六十年未満ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

二、懲戒ニ依リ解職セラレタルトキ

三、職務ノ内外ヲ問ハス吏員ノ體面ヲ汚シ又ハ信用ヲ失フヘキ行爲アリタル爲免職セラレタルトキ

四、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタル爲免職セラレタルトキ

五、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル爲失職シ又ハ禁錮

以上ノ刑ニ當ルヘキ罪トシテ豫審又ハ公判ニ付セ

ラレタル爲免職セラレタルトキ但審理ノ後免訴若

ハ無罪ト爲リ又ハ有罪ト爲ルモ禁錮以上ノ刑ニ處

セラレサル場合ハ失職又ハ免職ノ時ニ遡リ退職料

ヲ給ス

第二條

職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキモノト爲リ其職ニ堪ヘサルニ因リ退職シタルトキハ前條ノ年限ニ拘ラス

退職料ヲ給ス

職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ退職シタル後其傷疾疾病ニ起因シ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキモノト爲リ退職後二年以内ニ其事實ヲ申出ツルトキ亦同シ

第三條

在職十年ニシテ退職シタルモノニ給スヘキ退職料年額ハ退職當時ノ俸給年額四分ノ一トシ以上四十年ニ至ル迄在職一年ヲ増ス毎ニ退職當時ノ俸給年額四分ノ一ヲ加フ又十年未満ノ者ニ給スヘキ退職料ハ十年ノ額トス

前條ノ事由ニ該當スル者ニハ其傷疾疾病ノ輕重及在職年數ヲ斟酌シ前項ノ外尙十年ノ額ノ十分ノ七以内ノ増加退職料ヲ給スルコトアルヘシ

退職料ヲ受クル者前ニ退職給與金ヲ受ケタルトキハ最初ノ五年間其退職給與金ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ退職料年額ヨリ控除ス

第四條

退職料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ就職シ在職一年以上ニシテ退職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ通算シ後職ヲ退キタル當時ノ俸給額ニ依リ前條

第一項ノ規定ヲ適用シテ更ニ退職料ヲ定ム但第一

條各號ノ一ニ該當スルトキハ此限リニ在ラス後職

ヲ退キタル當時ノ俸給前職ヲ退キタル當時ノ俸給

ニ比シ少ナキトキハ前職ノ退職料額ニ後職退職當

時ノ俸給年額ノ四十分ノ一二後職年數ヲ乘シタル

額ヲ増加ス後職ヲ退キタル當時ノ俸給前職ニ比シ

少ナカラサルモ前ニ第二條ノ事由ニ該當シ第三條

第二項ノ増加退職料ヲ受ケタル者ニ對シテハ其増

加退職料額ト前項ニ依リテ算出シタル退職料額ト

ヲ比較シ其額多キトキ亦同シ

第二項ノ場合ニ於テ在職四十年以上ニ至リタルト

キハ之ヲ四十年ノ額ニ止ム

前職十年未満ニシテ退職料ヲ受ケタル者ニ在リテ

第五條

ハ前後ノ在職年數ヲ通算シ十年ニ達スル場合ニ限リ前三項ノ規定ヲ適用ス

退職料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ爾後退職料ヲ給セス

一、國民タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

二、六年以上ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、在職中ノ行爲ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第六條

退職料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ其間退職料ノ支給ヲ停止ス

一、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其執行ヲ

終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄

二、一年以上居所不明ナルトキ

三、本町有給吏員トナリタルトキ

第一條第五號ノ但書ノ規定ハ前項第一號ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第七條 在職年數ノ算定ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

第八條 退職満期ニ因リ退職シタル者及退職中退職シタル者ノ退職料ハ現職最後ノ俸給ニ依リ之ヲ算定ス

第九條 退職料年額、月割ヲ以テ計算シ毎年四月、七月、十月、一月ニ於テ其ノ前月分迄ヲ支給ス

但シ退職料ヲ受クルノ權利ヲ有スル者死亡シ又ハ權利ヲ喪失シタル場合ハ期日ニ拘ハラズ之ヲ支給ス

第十條 退職料年額圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム

第十一條 退職料ノ支給及停止並廢止ハ其ノ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリトス

第十二條 退職料ハ讓渡シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第十三條 隠退料ハ其ノ受クヘキ事由ノ生シタル後三年以

内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

### 附 則

第十四條 本條例施行ノ際現ニ本町有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ初メニ遡リテ起算ス

第十五條 舊刑法ノ重罪ノ刑ヲ處セラレタル者ニシテ本條例ヲ適用スヘキ場合ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例ヲ適用スヘキ場合ニ禁錮以上ノ刑ト看做ス

第十六條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行シ舊條例ハ本條例施行ト共ニ之ヲ廢止スルモノトス

## 大島町有給吏員遺族扶助料條例

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ遺族ニ遺族扶助料ヲ支給ス

一、有給吏員職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二、有給吏員職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後二年以内ニ其傷疾疾病ニ起因シ死亡シタルトキ

三、有給吏員在職十年以上ニシテ在職中死亡シタルトキ

四、退職ヲ受ケ又ハ受クヘクシテ死亡シタルトキ

第二條 遺族扶助料ノ年額ハ左ノ標準ニ依リ算定ス  
一、前條第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ退職料條例第三條第一項第二項及同第四條ノ規定ニ準シ査定シタル金額ノ二分ノ一

二、前條第三號ノ場合ニ在リテハ退職料條例第三條第一項及同第四條ノ規定ニ準シタル金額ノ三分ノ一  
三、前條第四號ノ場合ニ在リテハ退職料年額ノ三分ノ一

第三條

遺族扶助料ハ寡婦ニ支給ス寡婦ナキトキ又ハ寡婦死亡シ若ハ之ヲ受クヘカラサルトキハ子ニ支給ス數子アルトキハ法定ノ推定家督相續人ニ之ヲ給シ戸主ニ非サル者ノ子ニ在リテハ長子ニ給ス其家督相續人及長子死亡シ若ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ順次年少者ニ轉給ス

但家督相續人ヲ除ク外男ハ女ヨリ先ニス

民法第九百六十九條及第九百九十七條ニ依リ家督相續人又ハ遺産相續人タルコトヲ得サル者並推定家督相續人又ハ推定遺産相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ支給セス但疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲廢除セラレタル者ハ此限ニ在ラス

養子ハ家督相續人タル者ニ限り扶助料ヲ支給ス

第四條 遺族扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナク又ハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及子死亡シ若ハ受クヘカラサルトキ

ハ直系尊屬ニ支給ス前項ノ場合ニ於テハ父ニ給シ  
父死亡シ若クハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母  
ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ順次此例ニ依  
リ轉給ス

トキハ其事由ノ存續スル間之ニ扶助料ノ三分ノ一  
ヲ給スルコトヲ得  
但扶養者アルトキハ此限ニ在ラス

第五條 前二項ノ規定ニ依リ遺族扶助料ヲ受クヘキ者ナク  
シテ死亡シタルトキ死亡者ノ兄弟姉妹年齢二十年  
未滿ナルトキ又ハ廢疾不具ニシテ自活スルコト能  
ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ五年分以内  
ヲ人員ニ拘ラス一時限リ其兄弟姉妹ニ託スルコト  
ヲ得但他ニ扶養者アルトキハ此限ニ在ラス

第八條 退隱料條例第六條第一號及第二號ノ規定ハ  
遺族扶助料ノ給與ニ之ヲ適用ス前項ノ場合ニ於テ  
ハ第三條第四條ノ順位ニ依リ之ヲ次位者ニ轉給ス  
本條例ニ於テ遺族ト稱スルハ死亡者死亡ノ當時ヨ  
リ引續キ其家ニ在ル者ヲ謂フ但父死亡ノ後出生シ  
タル嫡出子ハ死亡ノ當時其家ニ在リタルモノト見  
做ス

第六條 遺族扶助料ヲ受クル者國民タル分限ヲ失ヒ又ハ六  
年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其家ヲ  
去リタルトキハ爾後其扶助料ヲ支給セス子年齢二  
十年ニ達シ若ハ女婚姻シタルトキ亦同シ  
第七條 子年齢二十年ニ達スルモ廢疾又ハ不具ニシテ自活  
スルコト能ハス且他ニ遺族扶助料ヲ受クル者ナキ

第九條 本條例ニ於テ遺族ト稱スルハ死亡者死亡ノ當時ヨ  
リ引續キ其家ニ在ル者ヲ謂フ但父死亡ノ後出生シ  
タル嫡出子ハ死亡ノ當時其家ニ在リタルモノト見  
做ス  
第十條 在職年數ノ算定ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死  
亡ノ月ヲ以テ終トス  
第十一條 休職滿期ニ因リ退職シタル者及休職中退職若ハ  
死亡シタル者ノ遺族扶助料ハ現職最終ノ俸給ニ依  
リ之ヲ算定ス  
第十二條 遺族扶助料年額圓位未滿ノ數ハ之ヲ圓位ニ滿タ

シム

例施行ト共ニ之ヲ廢止ス

第十三條 遺族扶助料ノ支給及停止並廢止ハ其事由ノ生シ  
タル月ノ翌月ヨリトス

第十四條 遺族扶助料ハ讓渡シ又ハ質權ノ目的ト爲スコト  
ヲ得ス

第十五條 遺族扶助料ハ其受クヘキ事由ノ生シタル後三年  
以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

### 大島町有給吏員退職給 與金條例

第十六條 本條例施行ノ際現ニ本町有給吏員ノ在職年數ハ  
就職ノ月ヨリ起算ス

第一條 有給吏員在職一年以上ニシテ退職シタル時ハ左ノ  
區別ニ依リ退職給與金ヲ給ス  
一、在職三年未滿ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ在職  
年數ヲ乘シタル額

第十七條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ本條  
例ヲ適用スヘキ場合ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ  
刑ニ處セラレタルモノト看做ス

二、在職三年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ其十  
分ノ一ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額

第十八條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行シ舊條例ハ本條  
ニ禁錮以上ト看做ス

三、在職六年以上ノ者ニハ退職當時ノ俸給月額ニ其十  
分ノ二ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額

第十九條 舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例ヲ適用スヘキ場合  
ニ禁錮以上ト看做ス

第二條 退隱料ヲ受クヘキ者ニハ退職給與金ヲ支給セス  
第三條 再就職シタル者ノ在職年數ニハ前職ノ月數ヲ算  
入セス

第二十條 本條例ニ依ル給與額ヲ算定スヘキ年俸者ノ俸給月

第四條 本條例ニ依ル給與額ヲ算定スヘキ年俸者ノ俸給月

額ハ俸給年額ノ十二分ノ一トス  
第五條 退隱料條例第一條但書及遺族扶助料條例第十條乃至第十二條第十四條及同第十五條ノ規定ハ本條例ノ給與ニ之ヲ準用ス

附 則

第六條 本條例施行ノ際現ニ本町有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算ス

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行シ舊條例ハ本條例施行ト共ニ之ヲ廢止ス

大島町有給吏員死亡給與金條例

第一條 有給吏員在職中死亡シタルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ遺族ニ死亡給與金ヲ給ス  
一、在職三年未滿ノ者ニハ死亡當時ノ俸給月額ニ三ヲ乘シタル額

二、在職三年以上ノ者ニハ死亡當時ノ俸給額ニ其十分ノ三ヲ加ヘ之ニ在職年數ヲ乘シタル額  
三、遺族ニシテ遺族扶助料ヲ受クヘキ場合ハ死亡當時ノ俸給月額ニ六ヲ乘シタル額  
前項第三號ノ場合ニ於テ死亡者ノ在職十年ヲ超過スルトキハ其超過年數一年ヲ増ス毎ニ死亡當時ノ俸給年額四十分ノ一ヲ加フ  
死亡給與金ヲ受クヘキ遺族ノ順位ニ付テハ遺族扶助料條例第三條第四條及第九條ノ規定ヲ準用ス  
但寡婦トアルハ配偶者トス  
前項ノ規定ニ依リ受領者ナキトキハ死亡者トノ關係ヲ斟酌シテ親族其他ノ者ニ支給スルコトアルヘシ  
第三條 退隱料條例第一條但書及遺族扶助料ノ條例第十條乃至第十二條第十四條及第十五條ノ規定ハ本條例ノ給與ニ之ヲ準用ス

第四條 本條例施行ノ際現ニ町有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算ス

第五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行シ舊條例ハ本條例施行ト共ニ之ヲ廢止ス

大島町有給吏員遺族扶助料條例

(大正二年二月十八日許可)

第一條 本町有給吏員左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ其ノ遺族ハ此ノ條例ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

- 一、職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ
- 二、在職十二年以上ニシテ在職中死亡シタルトキ
- 三、退隱料ヲ受ケ又ハ受クヘクシテ死亡シタルトキ

第二條 扶助料年額ハ前條第一號ノ場合ニ在リテハ有給吏員退隱料條例第四條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トシ前條第二號第三號ノ場合ニ在リテハ同條例第三條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ一トス  
扶助料年額圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム  
扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ若ハ權利消滅シタルトキハ子ニ數子間ニ在リテハ法定家督相續ノ順位ニ依リ最先者ニ給ス最先者死亡シ若ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ順次次位者ニ轉給ス  
民法第九百六十九條ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サル者及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス  
但シ疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ依リ家政ヲ執ルニ堪エサル爲メ廢除セラレタル者ハ此ノ限ニアラス  
養子ハ家督相續人ニアラサレハ扶助料ヲ給セス

第四條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ扶助料ハ直系尊族ニ給ス

前項ノ場合ニ在リテハ先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第五條 扶助料ヲ受クル者ナクシテ死亡シタル者ノ戸籍内ニ在ル兄弟姉妹二十歳未満又ハ篤疾若ハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ五ケ年分以内ヲ一時限り給スルコトアルヘシ

第七條 扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ其間扶助料ノ支給ヲ停止シ第三條及第四條ノ順位ニ依リ之ヲ次位者ニ轉給ス

一、國民ノ分限ヲ失ヒタルトキ

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ（刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ免除ヲ受クルマテ）

第六條 扶助料ヲ受クル權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

二、六ケ月以上所在不明ナルトキ

一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三、寡婦婚姻シタルトキ

三、寡婦婚姻シタルトキ

第九條 扶助料ノ支給停止及廢止ハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ之ヲ行フ

前條但書ニ依ル扶助料ノ支給ハ出生ノ翌月ヨリ始マル

第十條 扶助料ハ年額ヲ四分シ毎年一月四月七月十月ノ四回ニ之ヲ給ス但シ扶助料ヲ受クル權利ヲ有スル者死亡シ又ハ權利ヲ喪失シタル場合ハ期月ニ拘ハラズ之ヲ支給ス

第十五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス  
**大島町有給吏員遺族扶助料増額ニ關スル條例**

（大正十一年五月九日許可）

第十一條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ三年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第十二條 遺族扶助料ヲ受クル權利ハ賣買、讓渡、質入チナスコトヲ得ス

第十三條 本條例ノ在職年數ニ關シテハ退職料條例ノ規定ヲ準用ス

第十四條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本條例ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ

タル者ト看做ス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本條例ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

附 則

第十五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第一條 大正十一年四月一日現在ニ於テ本町ノ經濟ヨリ扶助料ヲ受クル者ノ扶助料ノ年額ハ其ノ年額産出ノ基礎トナリタル給料月額ニ左ノ割合ニ依リ増額シタル金額ヲ給料月額ト爲シ之ヲ基礎トシテ算出シタル額トス

- 一、給料月額六拾圓以上 七割
- 一、給料月滿六拾圓未滿 八割

第二條 本例ニ依リ扶助料ノ年額ヲ算出シタル結果ニ於ケル圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム

附 則

本條例ハ大正十一年七月ノ給額分ヨリ之ヲ適用ス

大島町有給吏員退職給

與金條例

(大正二年二月十八日許可昭和三年二月廿四日改正)

第一條 有給吏員在職滿一年以上ニシテ退職シタルトキハ

退職現時ノ給料一ヶ月分ヲ以テ在職年數ノ一ヶ年

ニ當テ其ノ年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此限ニアラス

一、退職料條例第二條各號ノ一ニ該當スル者

二、退職料ヲ受クル權利ヲ有スル者

第二條 退職給與金圓位未滿ノ端數ハ圓位ニ滿タシム

第三條 在職年數ニ關シテハ退職料條例ノ規定ヲ準用ス

第三條 退職給與金ヲ受ケタル者再ヒ有給吏員トナリ爾後

退職シタルトキハ第一條ノ在職年數ハ再就職ノ日

ヨリ起算ス

第五條 給與金額ハ給料年額ノ者ハ其ノ十二分ノ一、日給

ノ者ハ其ノ三十日分ヲ以テ算出ス

附 則

第六條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大島町有給吏員死亡給

與金條例

(大正二年二月十八日許可昭和四年二月廿七日改正)

第一條 有給吏員在職滿一年以上ニシテ死亡シタルトキハ

左ノ順位ニ從ヒ其ノ家ニ在ル親族ニ死亡給與金ヲ

給ス但シ同順位間ニ在リテハ其ノ親等ノ最モ近キ

者ヲ先ニシ同親等間ニ在リテハ男ハ女ニ先チ同性

間ニ在リテハ長ハ幼ニ先ツ

二以內ヲ給スルコトアルヘシ

第五條 遺族扶助料ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ本條例ヲ

適用セス

第六條 退職料條例第五條及第十四條ノ規定ハ本條例ニ適

用ス

附 則

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大島町會議員定數增加

ニ關スル條例

(大正十四年三月廿五日許可)

第一條 町村制第十一條ニ依リ本町會議員ノ定數ヲ増加シ

三十人トス

附 則

本條例ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

- 一、寡 婦
- 二、直系卑屬
- 三、直系尊屬
- 四、兄弟姉妹

第二條 前條親族ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ死亡給

與金ヲ給セス但シ次位者アルトキハ之ニ給與ス

一、國民ノ分限ヲ失ヒタルトキ

二、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル

トキ

第三條 死亡給與金ハ死亡當時ニ於ケル月俸二ヶ月分トシ

在職一年以上十一年ニ至ルマテ一年ヲ加フル毎ニ

死亡當時ニ於ケル月俸額三分ノ二ヲ増加ス

在職年數ノ計算ニ關シテハ退職料條例ノ規定ヲ準

用ス

第四條 死亡給與金ヲ受クヘキモノナキトキハ死亡者ノ爲

メ葬祭ヲ行フヘキ者ニ前條ニ定ムル金額ノ三分ノ

### 大島町助役條例

(大正十一年三月八日許可)

- 第一條 本町ハ町村制第六十條但書ニ依リ助役ノ定員ヲ二名トス
- 第二條 町村制第六十一條第二項ニ依リ本町ノ助役一名ヲ有給吏員トス
- 第三條 助役ノ席次ハ名譽職助役ヲ以テ上席トス

#### 附 則

本條例ハ大正十一年度ヨリ施行ス

### 議長及其ノ代理者設置條例

(昭和四年三月廿六日許可)

- 第一條 大島町ニ町村制第四十五條第三項ニ依ル議長及其ノ代理者一人ヲ置ク

#### 附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 第二節 規程並ニ規則

#### 大島町有財産管理規程

(明治四十年三月二十六日議決) (同年六月廿五日郡參事會許可)

- 第一條 本町有財産ハ此規程ニ依リ管理スルモノトス
- 第二條 財産ハ左ノ區別ニ從ヒ各臺帳ヲ設ケ土地建物有價證券現金等口座ヲ分チテ其ノ種類員數所在等ヲ詳記シ且其ノ計算ヲ明確ニナスヘキモノトス
  - 一、基本財産
  - 一、諸積立金
  - 一、小學校基本財産
  - 一、通常財産
- 但シ歲出ニ充ツル現金並ニ公用ニ供スル備付器具機械圖書ノ類ハ此限りニ非ス
- 第三條 土地建物ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ町會ノ議決ニ依リ五ヶ年以内ノ期間ヲ以テ之ヲ貸貸スル

モノトス但シ特別ノ事由アルモノハ町會ノ議決ニ依リ本例ニ依ラサルコトヲ得

- 第四條 公債證書株券等ノ類ハ役場備置ノ金庫ニ藏置保管スルモノトス
- 第五條 現金ハ公債證書又ハ確實ナル銀行會社ノ株式又ハ債券ニ換ヘ若ハ其他確實ナル銀行ヘ預ケ金トナスモノトス
- 但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ町會ノ議決ニ依リ公共團體又ハ個人ニ貸付スルコトヲ得
- 第六條 現金五拾圓未満ノ金額ハ一時收入役又ハ役場備置ノ金庫ニ藏置保管スルモノトス
- 第七條 本規程ニ依リ現金ヲ除クノ外財産ノ貸付ハ總テ公ケノ入札ニ付スルモノトス
- 但シ左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
  - 一、直接公用ニ供スル爲メ又ハ公共利益トナルヘキ事業ノ爲メニスルトキ

一、見積價格貳百圓以内ノ財産ナルトキ

- 一、公入札ニ付スルモノ入札者ナキトキ又ハ再度入札ニ付スルモ尙豫定額ニ達セサルトキ
- 第八條 本規程ニ依リ財産ノ貸付預入ヲ爲スニハ別ニ規定アルモノノ外借主預主ヨリ契約證書ヲ徴スルモノトス但シ其ノ契約證書ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルモノトス
  - 一、用法期間貸付料又ハ利子償還方法又ハ納付期限擔保品並擔保額債權者債務者保證人契約年月日
  - 一、本町公共ノ用ニ供スル必要アルトキハ何時ニテモ契約解除スルコト
  - 一、契約解除ノ場合ニ於ケル貸付料預料等ノ計算ニ關スルコト
  - 一、損害賠償ニ關スルコト
  - 一、修理其他費用ノ負擔ニ關スルコト



一、轉貸其他使用ノ目的變更ニ關スルコト

第九條 本規程ニ依リ徵スル擔保品ハ政府地方發行ノ公債

證書又ハ確實ト認ムル銀行會社ノ株券若クハ土地  
建物トシ其價格ハ時價七分以内トス

第十條 保證人ハ身元確實ナル能力者ニシテ辨償ノ資力ヲ  
有スル者ニ限ル

附 則

第十一條 本規程ニ依リ難キ事由アル財産ニシテ別ニ規程  
ノ設ケアルモノハ各規程ニ依ルモノトス

ペスト病豫防上鼠族驅  
除獎勵規程

(明治四十二年七月十二日議決)

第一條 ペスト病豫防上必要ヲ認ムル毎ニ本規程ニ依リ懸  
賞ヲ付シ鼠族ヲ買上ルモノトス其日時ハ町長ニ於  
テ之ヲ定ム

レテ公告ス

第七條 前條ノ當籤者ハ懸賞券ヲ引換ニ受取方本町役場ニ  
申出ツヘシ其告示後三十日以内ニ懸賞金ヲ請求セ  
サルモノアルトキハ之ヲ棄權シタルモノト看做ス

附 則

第八條 本規程ハ明治四十年七月十五日ヨリ施行ス

授業料徵收ニ關スル規程

(明治四十二年七月二日議決)  
(大正十四年四月改正)

第一條 本町小學校生徒授業料ハ本規程ニ依リ徵收スルモ  
ノトス

第二條 授業料ハ高等在學兒童ニ限り左ノ各號ニ依リ其ノ  
保護者ニ賦課ス

- 一、本町内現住ノ兒童一ヶ月金壹圓
- 二、本町外ヨリ通學スル兒童一ヶ月金壹圓五拾錢
- 三、授業料ハ其月二十五日限り徵收スルモノトス

第二條 鼠族買上價格ハ一頭ニ付金貳錢以上金五錢以内ノ

範圍ヲ以テ其狀況ニ依リ町長ニ於テ之ヲ定ム

第三條 鼠族ヲ捕獲シタルトキハ其捕鼠ヲ本町役場ニ持參  
シ買上券並懸賞券ノ交付ヲ求ムヘシ

第四條 前條ニ依リ買上券ノ交付ヲ受ケタルモノハ領收後  
七日以内ニ買上券ヲ持參シ本町收入役ニ現金ノ交  
付ヲ求ムヘシ

第五條 懸賞ハ捕鼠買上數一千頭ニ達シタルトキハ左ノ等  
級並ニ本數毎ニ抽籤ヲ行ヒ其懸賞券ノ當籤番號ヲ  
定ム

- 一 等 金拾圓 一本
- 二 等 金五圓 二本
- 三 等 金壹圓 十本
- 四 等 金五拾錢 十五本
- 五 等 金貳拾錢 三十三本

第六條 抽籤ヲ行フ日時場所並當籤番號ハ本町揭示場ヘ之

第三條 授業料ハ欠席十五日以上ニ渉ルモノハ半額トシ全

月欠席ノモノハ其月分免除スルモノトス

第四條 本規程ハ明治四十二年七月分ヨリ施行ス  
但從前ノ規程ハ本規程施行ノトキヨリ廢止ス

町稅賦課徵收ニ關スル  
規程

(明治四十四年三月二十七日議決)

第一條 本町ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ町稅ヲ賦課徵收ス

第二條 地價割ハ之ヲ二期ニ區分シ第一期ハ其年四月一日  
第二期ハ其年十月一日現在ノ地租額ニ依リ納稅者  
ニ賦課ス

第三條 家屋稅割ハ之ヲ二期ニ區分シ第一期ハ其ノ年四月  
一日第二期ハ其年十月一日現在ノ家屋稅ノ納稅額  
ニ依リ納稅者ニ賦課ス

第四條 國稅營業稅割所得稅割及府稅營業稅割ハ會計年度

三、内ニ於ケル本税ノ毎納期ノ納税額ニ依リ納税者ニ賦課ス

第五條 國稅及府稅ノ隨時收入ニ對シ賦課スル町稅ハ其本稅ニ隨伴シ納税者ニ賦課ス

第六條 府稅ノ日稅及月稅ニ對シ賦課スル町稅ハ其本稅ニ隨伴シ納税者ニ賦課ス

第七條 町稅ノ徵收期限ハ左ノ區分ニ依ル  
一、地價割ノ第一期ヲ五月一日ヨリ六月三十日第二期ヲ十一月一日ヨリ三十日限リトス

二、國稅營業稅割所得稅割及府稅營業稅割家屋稅割ハ各本稅ノ納期ニ依ル

三、隨時及日稅月稅ノ賦課稅ハ各本稅ノ納期ニ依ル

第八條 町稅ノ賦課額ハ毎年度ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九條 本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

觀覽稅附加稅ニ關スル取扱手續

流用ヲ爲シタル場合其ノ他之ニ準スヘキ決定ヲ爲シタル場合並町制第四百三條第一項ニ依リ知事力豫算ニ加ヘタル場合亦同シ

第三條 町稅其ノ他諸收入金ヲ徵收スルニハ町長ハ先ツ徵收原簿(第一樣式)第二樣式(第一樣式ノ三)(第一樣式ノ四)ヲ調製シ該原簿ニ依リ徵稅令書(第六樣式)又納額告知書(第七樣式)ヲ作り徵收期限七日以前(町稅其他諸收入金督促手數料ニ關スル條例ニ依リ發布スル納額告知書並督促令狀ノ期日ハ條例ノ規程ニ從ヒ隨時徵收ニ屬スルモノハ其都度)ニ各納人ニ配付シ同時ニ原簿ヲ收入役ニ交付スヘシ

町稅其ノ他諸收入金ノ納期ヲ過キ完納セサルモノアルトキハ町長ハ滯納整理簿(第二樣式)ヲ調製シ該簿ニ依リ督促令狀(第九樣式)ヲ作り各納人ニ配付シ同時ニ整理簿ヲ收入役ニ交付スヘシ

大正九年勅令第六十八號第二條第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル町村稅中府稅ニ附加スルモノハ當該府稅ノ徵收義務者ヲシテ徵收セシメ其ノ徵收町稅ノ拂込及徵收費用ノ交付ニ付テハ府稅ノ例ニ依ル

附 則

本手續ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大正十一年五月三日議決

大島町會計規程

(明治四十五年三月十三日議決 昭和二年二月二十八日改正)

第一條 本町經濟ニ屬スル會計ハ本規程ニ依リ之ヲ整理ス

第二條 本町會ニ於テ豫算表及豫算ノ變更若ハ費目ノ流用其ノ他收支ニ關スル議決ヲ爲シタルトキハ町長ハ其ノ議決後(許可ヲ受クヘキモノニ付テハ其許可ヲ受ケタル後)三日間内ニ議決書ノ謄本ヲ收入役ニ交付スヘシ町長ニ於テ町會ノ議決ニ基キ費目ノ

收入役ニ於テ徵收原簿又ハ滯納整理簿ノ交付ヲ受ケタルトキハ町金庫ニ收入通知ヲ爲スヘシ  
前項ノ收入金額ニ異動ヲ生シタルトキハ收入役ハ收入金異動通知書(第十四樣式)ニ依リ直ニ異動通知ヲ爲スヘシ  
第一項第二項ノ帳簿ハ納期限經過ノ後町長ニ返還スヘシ

第四條 督促令狀ニ於テ更ニ指定スル納期(條例ヲ以テ別ニ定ムルモノヲ除ク)七日以内トス

金庫ニ於テ現金ヲ受領スルトキハ納人ヲシテ徵稅令書納額告知書又ハ督促令狀ヲ差出サシメ受領年月日ヲ記入シ金庫並ニ取扱人ノ印ヲ捺捺シ其令書又ハ告知書等ハ金庫ニ存置シ領收證ハ納人ニ交付シタル上收入濟通知書ヲ收入役ニ送付スヘシ  
收入役ハ金庫ヨリ收入通知書ヲ受ケタルトキハ徵收原簿滯納整理簿ト照會シ徵收原簿滯納整理簿ニ

受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上歳入簿(第三様式)及現金受拂簿(第四様式)ニ記載スヘシ

第五條

徴税令書納額告知書又ハ督促令狀ニ依リテ收入シ難キモノハ町長ニ於テ收入命令書(第八様式)ヲ作り收入役ヲシテ納付書(第十三様式)ニ依リ取扱ハシムヘシ

第六條

歳入ノ誤納過納トナリタル金額ヲ拂戻ス場合ハ支出命令ニ依リ歳入科目ヨリ仕拂フヘシ  
歳出ノ誤拂過渡ト爲リタル金額現金前渡前金拂概算拂及繰替拂戻入ハ納額告知書ニ依リ支出シタル歳出科目ニ戻入スヘシ

第七條

町長ヨリ收入役ニ對シテ支出命令スルニハ請求書ニ相當記入ヲ爲シ支出命令書ト爲スヘシ但請求書ナキ場合ハ(第十様式)ヲ以テスヘシ  
前項ノ場合ニ於テハ支出命令書末尾ニ相當記入セシメ領收書ニモ兼用スルコトヲ得

第八條

收入役ニ於テ支出命令書ヲ受ケルトキハ左ノ事項ヲ調査シ直チニ支出命令書(第十二様式)ヲ發行シ案内支出命令ハ金庫ニ支出命令ハ領收證ト引替ニ債主ニ交付スヘシ領收書ニハ支出命令ノ番號及歳出科目ヲ朱記スヘシ

經費ハ正當ニシテ支出金額ニ誤リナキヤ

當該豫算ニ超過スルコトナキヤ

歳出科目所屬年度ヲ誤ルコトナキヤ

豫算ヲ以テ定メタル目的ニ違フコトナキヤ

第九條

收入役ニ於テ町金庫ニ對シテ支出命令ヲ發シタルトキハ歳出簿(第五様式)並現金受拂簿ニ記載スヘシ

第十條

收入役例月検査定日前歳入出計算表(十一様式)ヲ調製シテ町長ニ提出スヘシ

第十一條

町村制第二百一十一條ニ依ル町長ノ例月検査ハ毎月五日迄ニ其前月分ヲ爲スヘシ  
前項ノ検査ハ收入ニ在リテハ徴税令書納額告知書

督促令狀並收入命令書支出ニ在リテハ支出命令書及領收證ヲ關係諸帳簿並歳入出計算表ニ照合シ其適否ヲ査閱スヘシ

第十二條

町長ニ於テ右ノ検査ヲ了ヘ正當ト認メタルトキハ現金受拂簿月末欄ノ上部ニ検査済ト朱記捺印スヘシ

第十三條

收入役ヨリ町長ニ提出スル證書類ノ整理ハ收入ニ在リテハ歳入簿支出ニ在リテハ歳出簿ノ内譯科目別ニ調理シ一々證書類ノ枚數金額ヲ記載シ更ニ款項ノ合計金額枚數ヲ表記シ款毎ニ編綴スヘシ但編綴上大部ニ屬スルモノハ便宜分綴スルモ妨ケナシ

第十四條

證書類ニ記載スル計數文字ハ一二三十ヲ用ヒスシテ壹貳參拾ヲ用フヘシ  
諸帳簿ノ誤記訂正ハ誤記ノ部分ニ朱線ヲ直畫シ正當ナルモノヲ其ノ右傍ニ記載スルモノトス

第十五條

諸帳簿ハ會計年度毎ニ之ヲ更新シ翌年度ニ繼續使用スヘカラス證書類ノ編綴亦同シ  
特別會計ニ屬スルモノハ別ニ帳簿ヲ設ケテ之ヲ整理スヘシ但特別會計ニ屬セサル帳簿ト合綴スルコトヲ妨ケス

第十六條

本規程ニ依ル第六様式第七様式第九様式第十二様式第十三様式第十四様式外ノ諸帳簿其他ノ様式ハ明治四十四年十月東京府訓令第三十四號町村會計規程準則ノ様式ヲ適用ス

附 則

本規程ハ昭和二年度ヨリ施行ス

第六様式 (竪五寸 横三寸)

町税徴税令書

第 町歳入 費款	號	昭和	年度	項	目	納
		第				
一金 但 右金額昭和 年 月 日限リ東京府南葛飾郡大島町 金庫ニ納付スヘシ 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町長						

収入通告知書

第 町歳入 費款	號	昭和	年度	項	目	納
		第				
一金 但 右領收済ニ付通知候也 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町收入役殿 東京府南葛飾郡大島町金庫						

町税領收證書

第 町歳入 費款	號	昭和	年度	項	目	納
		第				
一金 但 右領收候也 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町金庫						

第七様式

納額告知書

第	號	昭和	年度	納
町	費			
歲	款			
入				
一				
金				
但				
右				
金				
額				
昭				
和				
年				
月				
日				
東京府南葛飾郡大島町長				
日				
限				
リ				
東京府南葛飾郡大島町				
金庫ニ納付セラルヘシ				

納入通告知書

第	號	昭和	年度	納
町	費			
歲	款			
入				
一				
金				
但				
右				
領				
收				
濟				
ニ				
付				
通				
知				
候				
也				
昭				
和				
年				
月				
日				
東京府南葛飾郡大島町收入役				
殿				
東京府南葛飾郡大島町金庫				

第九様式

領收證書

第	號	昭和	年度	納
町	費			
歲	款			
入				
一				
金				
但				
右				
領				
收				
候				
也				
昭				
和				
年				
月				
日				
東京府南葛飾郡大島町金庫				

督促令狀

第	號	昭和	年度	納
町	費			
歲	款			
入				
一				
金				
但				
右				
金				
額				
昭				
和				
年				
月				
日				
東京府南葛飾郡大島町長				
日				
限				
リ				
東京府南葛飾郡大島町金庫ニ納付スヘシ若				
シ其期間ヲ過キ納稅セサルトキハ直ニ財産差押ノ處分ヲ爲スヘシ				

第十二様式

命令支出支號第

昭和	年度	大島町歳出	主債
一金	費款		渡
但右金額此支出命令持參人ニ支拂フヘシ 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町金庫 東京府南葛飾郡大島町收入役			

命令支出案內支號第

昭和	年度	大島町歳出	主債
一金	費款		渡
但右之金額ニ對スル支出命令ヲ發行ス 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町金庫 東京府南葛飾郡大島町收入役			

滯納税金及督促手  
料數領收證書

第	號	昭和	年度	納
町歳入	費款	項	目	
一金				
但右領收候也 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町金庫				

滯納税金及督促手  
料數領收證書

第	號	昭和	年度	納
町歳入	費款	項	目	
一金				
但右領收濟ニ付通知候也 昭和 年 月 日 東京府南葛飾郡大島町收入役 殿 東京府南葛飾郡大島町金庫				

原簿命令支出號第

昭和	昭和	昭和	昭和
年度	年度	年度	年度
大島町	大島町	大島町	大島町
歲出	歲出	歲出	歲出
債主	債主	債主	債主
渡	渡	渡	渡

第十三樣式

納付書

第	第
町歲入	町歲入
費款	費款
昭和	昭和
年度	年度
項	項
目	目
納	納

一金  
但  
右金額納付候也  
昭和 年 月 日  
東京府南葛飾郡大島町長 殿

納入通知書

第	第
町歲入	町歲入
費款	費款
昭和	昭和
年度	年度
項	項
目	目
納	納

一金  
但  
右領收濟ニ付通知候也  
昭和 年 月 日  
東京府南葛飾郡大島町收入役 殿

領收證書

第	第
町歲入	町歲入
費款	費款
昭和	昭和
年度	年度
項	項
目	目
納	納

一金  
但  
右領收候也  
昭和 年 月 日  
東京府南葛飾郡大島町金庫

第十四様式 収入金異動通知書

前収入通知 月日及番號	科 目	前通 知 収入金 額	更正金額	事 由
右異動通知候也				
昭和 年 月 日				
南葛飾郡大島町金庫				南葛飾郡大島町収入役

大島町物品出納規程

(明治四十五年三月十三日議決)

- 第一條 此規程ニ於テ物品ト稱スルハ 文書債券及工用材  
料ヲ除キタル町有ノ備品消耗品其一切ノ動産ヲ謂  
フ
- 第二條 物品ノ出納ハ年度ヲ以テ區分シ毎年四月一日ヨリ  
翌年三月三十一日ニ至ル十二月ヲ以テ一年度ト  
ス但所屬年度ハ出納シタル日ニ依リ區分スヘシ
- 第三條 物品ハ町長ノ命令アルニ非サレハ之ヲ出納スルコ  
トヲ得ス
- 第四條 物品ノ購入生産其他収入役ノ保管ニ屬スルヲ納ト  
シ消耗賣却亡失廢棄生産ノ爲消費其他ノ保管ヲ離  
ルルヲ出トス
- 第五條 収入役ハ前條ノ保管ニ屬スヘキ物品ヲ接受スルト  
キハ物品出納簿ニ登載スヘシ
- 第六條 収入役ハ物品ヲ交付スルトキハ其受領者ヲシテ出  
納簿ニ證印セシムヘシ返納品アリタルトキハ收入  
役ニ於テ出納簿ニ登記スヘシ
- 第七條 交付ヲ受ケタル物品ニシテ不用ニ歸シタルモノ修  
繕ヲ要スルモノ又ハ使用ニ堪ヘサルモノアルトキ  
ハ直ニ收入役ニ返納スヘシ
- 第八條 物品ノ亡失毀損アリタルトキハ保管ノ責アルモノ  
ハ事由書ヲ調製シ直ニ町長ニ届出ツヘシ
- 第九條 毀損其他ノ事項ニ依リ修補ヲ加ヘ難キ物品ハ之ヲ  
廢棄品トシテ整理スヘシ
- 第十條 収入役ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ物品ノ出納ヲ整理スヘシ  
備品出納簿  
消耗品出納簿  
物品出納簿  
廢棄品整理簿
- 前項帳ノ外必要ナル補助簿ヲ設クルコトヲ得



第十一條 貯藏ノ物品ハ收入役其他ノ物品ハ使用吏員之ヲ保管スヘシ

第十二條 貯藏物品ハ取締アル場所ニ藏置シ品種ヲ區分シテ照合ニ便ナラシムヘシ

第十三條 町長ハ毎年度一回以上物品出納ノ整理及物品ヲ檢閲スヘシ收入役交替シタルトキ亦同シ

第十四條 此規程ニ依ル帳簿其他ノ様式ハ明治四十四年十月東京府訓令第三十五號町村物品出納規程準則ノ様式ヲ適用ス

### 大島町名譽職功勞者表 彰規程

(大正二年二月二十八日決議  
同四年二月廿七日第三條中改正)

第一條 本町名譽職ノ功勞者ハ本規程ニ依リ表彰スルモノトス

第二條 「町長」助役ニシテ功勞アルモノハ町會ノ議決ヲ以

テ表彰狀及金品ヲ贈與スルモノトス

拾圓ヲ贈與スルモノトス

但此場合ニアリテモ第三條ノ表彰ヲ行フモノトス

定員ハ通シテ二十七名トス

第四條ノ一 名譽職員勤續十二年以上ニ至リ退職シ功勞顯

著ナル者ハ町會ノ議決ヲ以テ爾後名譽職ト同等ノ

待遇ヲ爲スコトアルヘシ

第五條 懲戒處分又ハ犯罪ニ依リ失職其他名譽職タルノ體

面ヲ瀆シ退職シタルトキハ町會ノ議決ニ依リ本規

程ノ禮遇ヲ爲ササルコトアルヘシ

第六條 本規程ハ昭和四年四月一日以後退任シタルモノヨ

リ適用ス

### 大島町有給吏員以下定員 及給料給與ニ關スル規程

(大正七年二月二十七日議決  
昭和二年二月二十八日改正)  
同 三年二月二十七日改正)

#### 第一章 有給吏員以下定員

第一條 町村制第七十二條ニ依リ左ノ有給吏員ヲ置キ其ノ

町會議員常設委員ニシテ四ヶ年以上勤續シ退任若クハ死亡シタルトキハ町會ノ議決ヲ以テ左ノ區別ニ依リ表彰狀及金品ヲ贈與スルモノトス但數種ノ名譽職ヲ兼ヌルモノ又ハ功勞顯著ナルモノハ特別ノ區別ニ依ラス贈與スルコトアルヘシ在職中ト雖モ特ニ功勞アルモノハ町會ノ議決ヲ以テ前項ノ定ムル處ニ依リ表彰スルモノトス

四年以上 金盃壹個 二寸五分 酒肴料金五圓

八年以上 同 三寸 同

十二年以上 同 三寸五分 同

十六年以上 同 四寸 同

二十年以上 同 四寸五分 同

金盃ハ時宜ニ依リ他ノ物品ニ代フルコトアルヘク又酒肴料ハ死亡者ニ對シテハ弔慰金トス

名譽職在任中死亡シタルトキハ弔調及祭料金參

書記 補

技手 補

技手 補

掃除 監督

掃除 巡視

雇員

第二條 前條ノ有給吏員ニシテ陸海軍ノ軍籍ニ在リ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ前條ノ定員外トス

第三條 必要アルトキハ書記以下給料ノ豫算額内ニ於テ臨時雇員ヲ使用スルコトヲ得

第四條 常時使用スル傭人ノ定員ハ左ノ如シ

運轉手 二人

給仕 二人

小學校使丁 九人

土木常夫 五人  
 掃除常夫 十二人  
 撒水常夫 二人  
 坑樋開閉常夫 二人  
 使丁 三人

第二章 給料

第五條 有給吏員ノ給料額ハ第一表ニ依ル

第六條 常時使用スル傭人給料額ハ第二表ニ依ル

第七條 收入役最高給料ヲ受ケ在職四年以上ニ至ル功績アルトキ百圓以内ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

第八條 書記及技手ニシテ一級俸ヲ受ケ在職二年ヲ超エ事務熟練優良ナル者ニ限り漸次百八拾圓迄特ニ給與スルコトヲ得

第九條 休職者ニハ其休職中給料ノ三分ノ一ヲ給ス

第十條 年俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第十一條 日給ハ前月二十一日ヨリ其ノ月二十日迄ノ分ヲ

勤務日數ニ依リ之ヲ支給ス

第十二條 年俸及月俸ハ就職ノ日ヨリ日給ハ發令ノ日ヨリ之ヲ計算ス其ノ増減アリタルトキ發令ノ翌日ヨリ計算ス

第十三條 年俸又ハ月俸ヲ受ケル者退職若ハ死亡ノトキハ當月分ノ給料全額ヲ支給ス

第十七條ニ依リ減給ノ者ハ其ノ減給額ニ依リ但シ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者懲戒處分又ハ刑ノ宣告ニ依リ退職失職ト爲リタル者ハ日割ヲ以テ計算ス

第十四條 助役收入役任期滿限ノ後引續就職シタルトキハ給料支給ノ場合ニ於テ之ヲ勤續者ト看做ス

第十五條 退職ノ者事務引繼殘務調理ノ爲特ニ命ヲ承ケ事務ニ從事スルトキハ其ノ間仍從前ノ給料ヲ支給ス

第十六條 第二條ニ該當スル者ハ其ノ間給料ノ支給ヲ停止シ陸海軍ニ於テ受ケル給料カ本職給料ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ補給ス

第十九條 給料ハ毎月二十一日之ヲ支給ス但シ休假日ニ當ルトキハ順延トス

第二十條 給料ノ支給日以後ニ就職又ハ傭人若ハ支給日以前ニ退職解傭又ハ死亡ノトキハ其ノ際支給日以後ニ於ケル其ノ月分ノ給料ノ増減ハ其ノ際追給又ハ返納セシム但シ日給ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 給料ヲ支給スルニ當ニ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ切捨トス日割計算ノ法ハ其ノ月ノ現日數ニ依ル

第三章 旅費

第二十二條 有給吏員職務ニ依リ旅行スルトキ支給額ハ第三表ニ依ル

第二十三條 旅費ハ順路ニ依リテ之ヲ給ス但シ職務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ雖キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第二十四條 鐵道旅行ニハ鐵道貨水路旅行ニハ船賃其ノ他

第十七條 年俸又ハ月俸ヲ受ケル者疾病ノ爲執務セザルコト六十日ヲ超エ又ハ私事ノ故障ニ依リ執務セザルコト二十日ヲ超ユルトキハ給料ノ半額ヲ減ス

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル日數ハ第十一條及第三十八條ノ勤務日數ニ加算シ前條ノ減給トナルヘキ

欠勤日數ニ算入セス

一、役場休假日

(休假日ノ前後ヲ通シ欠勤シタル場合ヲ除ク)

一、賜暇日

一、父母ノ祭日

一、忌服ノ日

一、職務ニ基因スル疾病傷痍ノ爲欠勤ノ日

一、傳染病豫防ノ爲施行スル交通遮斷又ハ隔離ノ爲欠勤ノ日

一、水災火災其ノ他非常罹災ニ因リ五日以内

欠勤ノ日

ノ旅行ニハ陸路旅行トシテ車馬賃ヲ給ス

第二十五條 宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シテ之ヲ

給ス但シ水路旅行ニハ宿泊料ヲ給セス

第二十六條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於

ケル滞在日數及途中已ムテ得サル事由ノ爲要シタ

ル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ二百哩水路旅行ハ百

海里陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算

シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ

端數ハ之ヲ一日トス

第二十七條 公費ヲ以テ使用スル船車等ニ依リテ旅行スル

トキハ鐵道賃船賃車馬賃ヲ給セス

第二十八條 陸路六里未滿鐵道四十八哩未滿水路三十海里

未滿ノ旅行ニ在リテハ職務ノ都合ニ依リ宿泊シタ

ル場合ヲ除クノ外其ノ給スヘキ日當ハ定額ノ二分

ノ一トス

一旅行ニシテ陸路鐵道又ハ水路ニ巨ルトキハ鐵道

八哩水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ト看做シ前項ノ  
規程ヲ準用ス

第二十九條 大島町内ノ出張ニシテ三時間以上ヲ要シタル

トキハ金六拾錢ノ日當ヲ給ス一日二回以上出張シ

タルトキハ其ノ時間ヲ通算ス但シ掃除監視吏員ハ

此ノ限ニ在ラス

技手其ノ他ノ吏員ニシテ月額旅費ノ支給ヲ受ケル

者ニハ前項ノ日當ヲ支給セス

第三十條 技手技手補ノ大島町内ノ出張ニハ月額旅費ヲ給

ス

技手技手補疾病其ノ他ノ事故ニ依リ五日以上執務

セサルトキハ日割ヲ以テ月額旅費ヲ減ス但第十八

條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス第二十一條ノ規定ハ旅

費ノ支給ニ之ヲ適用ス

第三十一條 新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ其ノ就

職シタル職務ニ相當スル旅費ヲ給ス

第三十二條 特別ノ事項ニ依リ定額ノ鐵道賃船賃車馬賃ヲ

以テ其ノ實費ヲ支辨シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ

給スルコトヲ得

第三十三條 鐵道賃船賃車馬賃ハ各其ノ路程ヲ合算シテ之

ヲ給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之

ヲ通算ス通算上一哩一海里又ハ一里未滿ノ端數ヲ

生シタルトキハ切捨トス

第三十四條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必

要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最

近ノ到達地ニ着シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區分シ

計算ス

第三十五條 旅行中退職休職ト爲リタル者ニハ大島町ニ至

ル前職相當ノ旅費ヲ給ス但シ懲戒處分又ハ刑ノ宣

告ニ依リ退職失職ト爲リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於ケル旅行日數ノ計算ハ第二十六條

ニ依ル

旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ準

シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ給ス其ノ遺族ハ大

島町有給吏員死亡給與金條例第一條ノ規定ヲ適用

ス

第三十六條 事務引繼殘務調理等ノ爲退職者ニ旅行ヲ命ス

ルトキハ前職相當ノ旅費ヲ給ス

第三十七條 傭人ニハ大島町以外ニ旅行ヲ命シタルトキニ

限リ雜費トシテ陸路一里以上一里ニ付拾錢ヲ給ス

### 第四章 諸給與

第三十八條 有給吏員ニハ文具料ヲ給ス文具料ノ額ハ一ケ

月金五拾錢トシ勤務日數十五日未滿ノ者ハ其ノ二

分ノ一トス文具料ハ給料ト同時ニ之ヲ支給ス

第三十九條 有給吏員及使丁宿直ヲ爲シタルトキ有給吏員

命令ニ依リ又ハ指揮ヲ受ケ徹夜勤務ヲ爲シタルト

キハ賄料ヲ給ス但シ現品ヲ給シタル場合ハ此ノ限

ニ在ラス

第四十條 前條賄料ノ額ハ有給吏員ハ一賄金四拾錢使丁ハ

金貳拾五錢トシ宿直ハ二賄休日當直ハ一賄徹夜ハ

三賄ヲ給ス但シ宿直ノ者徹夜勤務シタルトキハ徹

夜賄料ノミヲ給ス

賄料ハ其ノ月分ヲ翌月七日迄ニ支給ス

第四十一條 有給吏員傳染病豫防救治ニ從事シ專ラ該病者

又ハ病毒汚染ノ虞アル物品ニ接近スルトキハ手當

ヲ給ス手當ノ額ハ一日金五拾錢トシ一日二回以上

ニ及フトキハ金壹圓トス

第四十二條 傭人休暇日若ハ勤務時間外ニ於テ命令ニ依リ

三時間以上ニ亘リ勤務シタルトキハ手當ヲ給スル

コトヲ得其ノ額ハ一日金參拾錢以下トス但シ宿直

ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條 有給吏員及傭人職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病

ニ罹リタルトキハ療治料ヲ給ス

療治料ノ額ハ助役收入役ハ一日參圓以下其他ノ有

給吏員ハ貳圓以下傭人ハ壹圓以下トス

### 第五章 被 服

第四十四條 掃除監視吏員及傭人ニハ被服ヲ給與シ若ハ貸

與ス

但シ兼務者ニハ給與セサルコトアルヘシ

第四十五條 給與スヘキ被服ハ第四表ニ貸與スヘキ被服ハ

第五表ニ依ル

第四十六條 靴ハ代料ヲ以テ給與スルコトヲ得

第四十七條 給與品ノ使用期限ハ夏季ニ係ルモノハ六月ヨ

リ九月迄冬季ニ係ルモノハ十月ヨリ翌年五月迄ト

シ其ノ他ハ交付ノ翌月ヨリ計算ス

第四十八條 給與品ハ使用期月前ニ之ヲ交付ス但シ新ニ就

職シタル者ニハ次ノ時期ヨリ交付スル事アルヘシ

第四十九條 貸與品ハ被服ニ附着スルモノノ外町役場ニ備

ヘ置キ必要ノ都度之ヲ貸與ス

第五十條 貸與品ハ退職休職轉職解備若ハ死亡ノトキハ之

小學校事務員及使丁定員並給與ニ關スル規程及常

夫設置ニ關スル件ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

翌月以降ノ分ヲ返納セシム

前項ノ場合ニ於テ被服ヲ亡失毀損シタルトキハ相

當代價ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第五十一條 被服ヲ亡失毀損又ハ汚染ノ爲使用不能ニ至ラ

シメタルトキハ自費ヲ以テ之ヲ調製セシム但シ不

可抗力ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 給與ノ被服ハ受給者ニ於テ其ノ保存ニ注意ヲ

加ヘ破綻汚染等ノ場合ハ自費ヲ以テ修補若ハ洗滌

ヲ爲スヘシ

### 附 則

本規程ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス

大島町有給吏員名稱及定員規程大島町有給吏員以

下給料額及其ノ支給規程吏員文具料及賄料支給規

程吏員休職規程大島町有給吏員以下費旅支給規程

第一表

職名	給料額	職名	給料額	職名	給料額	職名	給料額	職名	給料額	職名	給料額
技書補	一級	技書補	二級	技書補	三級	技書補	四級	技書補	五級	技書	一級
技書	二級	技書	三級	技書	四級	技書	五級	技書	六級	技書	七級
技書	八級	技書	九級	技書	十級	技書	十一級	技書	十二級	收入役	年俸六圓以上千八百圓以下
收入役	年俸千五百圓以上二千四百圓以下	助役	年俸千五百圓以上二千四百圓以下	助役	年俸千五百圓以上二千四百圓以下	助役	年俸千五百圓以上二千四百圓以下	助役	年俸千五百圓以上二千四百圓以下	職名	給料額

第二表

職名	給料額	職名	給料額		
運轉手	月給百圓以下	給仕	日給九十錢以下		
使丁	二日給二圓二十錢以下	小學校使丁	日給二圓以下		
土木常夫	日給二圓五十錢	掃除常夫	日給二圓五十錢		
撒水常夫		日給二圓五十錢		坩埚開閉常夫	日給二圓五十錢

第三表

職名	助役	收入役	書記	書記	技手	掃除	掃除	掃除	技手	掃除	掃除	掃除	技手	掃除	技手	掃除	技手
鐵道賃一哩 二付	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費
船賃一海里 二付	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費	二等實費
車馬賃一里二付	八 十 錢	八 十 錢	八 十 錢	六 十 錢	五 十 錢	五 十 錢	五 十 錢	五 十 錢	五 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢	四 十 錢
宿泊料一 夜二付	五 圓	五 圓	五 圓	四 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓	三 圓
日當一 付日	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓五十錢	二圓	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓七十五錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢	一圓五十錢

第四表

職名	掃除	監視	吏員	運轉	手給	仕給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
品目	冬衣	夏衣	冬衣	夏衣	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴	冬靴	夏靴
地質	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏
員數	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組	一組
使用期間	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
制式	地質及制式ハ大正七年三月内務省訓令第三號ニ據ル		地質及制式ハ大正十二年二月警視廳令第九號ニ依ル		詰上		詰上		詰上		詰上		詰上		詰上		詰上	

第五表

職名		品目		制式	
使	冬法校股引	紺木綿	一組	冬	季
	夏法被股引	紺木綿	一組	夏	季
丁	冬	帽	一箇	二冬	季
	夏	帽	一箇	二夏	季
女使丁	上	衣	一枚	十二月	筒袖
	冬法被股引	紺木綿	一組	冬	季
常	夏法被股引	紺木綿	一組	夏	季
	冬	帽	一箇	二冬	季
夫	夏	帽	一箇	二夏	季
	冬	帽	一箇	二冬	季
掃除監視吏員		帽	町ノ徽章ヲ金糸ニテ刺繡ス		
給仕		襟章	眞鍮ニ町ノ徽章ヲ打出ス上衣襟ノ兩端ニ附ス		
使		帽	同上帽子ノ前部ニ附ス		

裏ハ淺黄木綿背ニ茶色糸ニテ町ノ徽章ヲ縫フ兩襟ニ役場ハ役場學校ハ學ノ字ヲ染抜ク

裏淺黄木綿背ニ町ノ徽章兩襟ニ大島町常夫ノ文字ヲ染抜ク

單衣背及襟前ニ同シ

大島町有給吏員休職規程

第一條 書記以下有給吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ

休職ヲ命スルコトヲ得

- 一、定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生シルトキ
- 二、事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ
- 三、刑事被告人トナリタルトキ

第二條 休職ノ期間ハ前條第三號ノ場合ニ在リテハ其ノ事

件ノ裁判所繫屬中トシ第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ書記及助手ニ付テハ滿一年其ノ他ニ付テハ滿六箇月トス

第三條 休職者ハ其ノ本職ヲ奉シテ職務ニ從事セス其ノ他

總テ在職吏員ト異ナルコトナシ

第四條 第一條第一號及第二號ニ依リ休職ヲ命セラレタル

者ニハ事務ノ都合ニ依リ何時ニテモ復歸ヲ命スル

コトヲ得

第五條 第一號及第二號ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リ

タルトキハ當然退職者トス

附則

本規程ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス

大島町常設委員設置規程

(大正七年二月廿七日議決)

第一條 町村制第六十九條ニ依リ大島町ニ左ノ常設委員ヲ

置ク

土木委員 十名

衛生委員 六名

警備委員 八名

第二條 常設委員ハ大島町會議員中ヨリ選舉ス

第三條 常設委員ノ任期ハ町會議員ノ任期ニ依ル

常設委員欠員ヲ生シタルトキハ補欠選舉ヲ行フモノトス

補欠委員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ仍ル

### 附 則

現任常設委員ノ委期ハ從前ノ規程ニ依ル

(參照) 町 村 制

第八十二條 委員ハ町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ

營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル町

村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス

### 學務委員設置規程

(大正七年二月二十七日議決)

第一條 町村制第六十九條ニ依リ教育事務ノ爲大島町ニ常

設學務委員ヲ置ク

第二條 常設學務委員ノ定員ハ十名トシ大島町會議員中ヨ

リ七名ヲ選舉シ大島町立小學校男教員ヨリ三名ヲ

加フルモノトス

第三條 學務委員ノ任期ハ町會議員ノ任期ニ依ル

學務委員中欠員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フ

モノトス

(參照)

### 小 學 校 令

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町

村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘ

シ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在

ラス

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加

フヘシ

委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長又ハ

町村學校組合長之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル

規程ハ文部大臣之ヲ定ム

### 小學令施行規則

(明治三十三年文部省令第十四號)

第八十二條 市町村町村學校組合並ニ區ノ學務委員

ハ十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ十

五人マテニ増スコトヲ得

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市長

町村長町村學校組合長 區長並ニ其ノ代理

者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ

陳述ス

第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ

任期ハ四箇年トス

補欠選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前

一、就學督促ニ關スルコト

二、家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科

ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

三、就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スル

コト

四、設備ニ關スルコト

五、經費豫算ノ調製ニ關スルコト

六、授業料ニ關スルコト

七、學校基本財産ニ關スルコト

八、教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項

ノ教科目選定ニ關スルコト

九、修業年限ニ關スルコト

十、補習科ノ設置廢止ニ關スルコト



任者ノ殘任期間トス

第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

教員ニシテ前項ノ規定ニ該當セサル者若ハ自己ノ扶養義務者ト同棲スル者ニ對シテハ月額五分ノ三ヲ給ス

### 大島町立小學職員賄料

### 療治料及住宅料給與規程

第一條 教員ニ給スヘキ宿直賄料ハ一賄金四拾錢トシ宿直

ハ二賄休日當直ハ一賄ヲ給ス

第六條 住宅料ヲ受クヘキ原因發生者ハ消滅シタルトキ又

ハ住宅料ノ給額ノ變更スヘキ原因發生シタルトキ

第二條 學校長及教員職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ

タル者ニ給スヘキ療治料ハ一日金貳圓以下トス

ス

第三條 教員ニシテ大島町ニ住居スル者ニハ住宅料ヲ給ス

但シ住宅ヲ供給シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、新任轉任復職又ハ轉居ノ爲十五日以前ニ大島

町ニ移シタルトキハ全額十六日以後ナルトキ

第四條 住宅料ハ戶主ト家族又ハ家族ト家族カ同棲スル場

合ハ左ノ額ヲ給ス

一、學校長ヲ兼スル教員 月額金拾圓

一、教員 月額金五圓

一、休職退職又ハ他ノ市町村ニ轉任シタルトキ其

ノ發令カ十五日以前ナルトキハ二分ノ一十六日以後ナルトキハ全額トス他ノ市町村ニ轉任シタルトキ亦同シ

### 大島町名譽職員報酬額費用辨償額及其ノ支給規程

(大正八年四月一日議決  
昭和三年二月廿四日議決  
同三年十二月廿七日議決)

一、支給額ヲ變更スベキ場合ニ在リテハ其ノ原因發生ノ日ニ依リ前二號ノ例ニ準ス

### 第一章 報 酬

一、小學校令施行規則第二百二十三條ニ該當スルトキ又ハ死亡ノトキハ全額トス

第一條 名譽職員ノ報酬額ハ第一表ニ依ル

第七條 宿直賄料ハ其ノ月分ヲ翌月七日迄ニ支給ス

住宅料ハ俸給ト同時ニ支給ス

第二條 町長及助役ノ報酬ハ年額ヲ十二分シ毎月廿一日之ヲ支給ス

第八條 住宅料ヲ受クヘキ者ハ同棲ノ戶主又ハ家族ノ有無

及其ノ續柄ヲ具シ住居ノ届出ヲ爲スヘシ其ノ變更シタルトキ亦同シ

但シ休暇日ニ當ルトキハ順延ス

第三條 委員區長及其ノ代理者ノ報酬ハ年額ヲ二分シ九月

シタルトキ亦同シ

### 附 則

本規程ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス

第四條 報酬ハ就職ノ日ヨリ其ノ増減アリタルトキハ其ノ決定ノ日ヨリ計算シ退職又ハ死亡ノトキハ當月分

ノ全額ヲ支給ス

第五條 支給日以後ニ就職シ若ハ支給日以前ニ退職又ハ死

亡ノトキハ其ノ際支給ス

支給日以後ニ於ケル其ノ月分ノ報酬ノ増減ハ其ノ

際追給又ハ返納セシム

第六條 名譽職員任期満限ノ後引繼キ就職シタルトキハ勤

續者ト看做ス

第七條 報酬ヲ支給スルニ當リ計算上錢位未滿ノ端數ヲ生

シタルトキハ切捨トス

日割計算ノ法ハ其ノ月ノ現日數ニ依ル

第二章 費用辨償

第八條 費用辨償額ハ第二表ニ依ル

第九條 旅行費用ハ名譽職員職務ニ依リ町外ニ旅行スルト

キ其ノ費用ノ辨償トシテ之ヲ支給ス

旅行費用ノ支給方法ハ大島町有給吏員ニ關スル規

程ヲ準用ス

第十條 出務費用ハ名譽職員町内ニ於テ出務シタルトキ其

ノ費用ノ辨償トシテ出務日數ニ應ジテ之ヲ支給ス

第一表

職名	報酬年額
町長	金六百圓以上金二千四百圓以下
助役	金三百圓以上金千二百圓以下
常務委員	金二十圓
土木委員	金二十圓
學務委員	金二十圓

第二表

職名	費用辨償額
常務衛生委員	金二十圓
常備委員	金二十圓
警備委員	金二十五圓
區長代理者	金二十圓
町長助役委員	旅行費用 鐵道賃一哩船賃一海里 二等實費 車馬賃一里 泊料一夜 日當一日
區長及其ノ代理者	二等實費 電車便ニヨルモノ半額
議員	二等實費
町會議員選舉員	日額金二圓
立會人	日額金二圓
臨時出納検査立會人	費用

## 大島町奨學資金設置規程

- 第一條 大島町立小學校兒童奨學ノ爲メ各小學校毎ニ奨學資金ヲ設置ス
- 第二條 本資金ハ篤志者ノ寄付金ヲ以テ之レニ充ツ
- 第三條 本資金ハ本資金ヨリ生スル收入ヲ以テ兒童奨學ノ費用ニ充ツ
- 第四條 本資金ハ特別會計トス
- 第五條 本規程施行ニ關スル細則ハ町長之レヲ定ム

## 延滞金徴收規程

- (昭和三年二月二十七日議決)  
(同四年二月二十七日改正)
- 第一條 徴稅令書ヲ受ケタル納稅人納期內ニ税金ヲ完納セサルニ依リ督促ヲ爲シタルトキハ一日ニ付税金額ノ萬分ノ四ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シ

一八四

タル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付町長ニ於テ酌量スヘキ情狀アリト認ムルトキハ此限りニ非ス

- 一、令書一通ノ税金額五圓未滿ナルトキ
- 二、納期ヲ繰上ケ徴收チナストキ
- 三、納稅者ノ住所及居所カ帝國內ニ在ラサル爲又ハ共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲナシタルトキ
- 第二條 延滞金ハ別ニ納額告知書ヲ發布シ滞納金及ヒ督促手数料ト同時ニ徴收スヘシ
- 第三條 延滞金ヲ指定ノ通り完納セサルトキハ國稅徴收法ニ依リ之ヲ徴收スヘシ
- 第四條 督促狀ノ指定期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ハ之ヲ徴收セス
- 第五條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 臨時財政調査委員設置規程

(昭和三年二月二十四日議決)  
(同四年二月二十七日改正)

- 第一條 町村制第六十九條ニ依リ本町ニ左ノ臨時委員ヲ置クモノトス  
臨時財政調査委員 十六名
- 第二條 臨時委員ハ町會議員中ヨリ八名公民中ヨリ八名町長ノ推薦ニヨリ町會之ヲ定ムルモノトス
- 第三條 臨時委員ハ左記事項ニ關シ町長ノ諮問ニ應シ之カ調査研究ニ從事スルモノトス  
一、町稅ノ賦課ニ關スル件  
二、町稅滯納整理ニ關スル件  
三、歳入出欠陥補填ニ關スル件  
四、下水道並ニ排水計畫ニ關スル件  
五、第四大島小學校設置ニ關スル件

## 區長及其ノ代理者設置規程

(昭和三年十二月廿七日議決)

- 第一條 町村制第六十八條ニ依リ本町左記ノ區劃ニ區長及其ノ代理者ヲ置クモノトス  
一丁目 二丁目 三丁目 四丁目  
五丁目 六丁目 七丁目 八丁目
- 第二條 區長及其ノ代理者ハ町公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ町長ノ推薦ニヨリ町會之ヲ定ムルモノトス
- 第三條 區長及其ノ代理者ノ任期ハ二年トス
- 第四條 區長及其ノ代理者中欠員ヲ生シタルトキハ町公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ町長ノ推薦ニ依リ町會之

一八五

ヲ定メ補充スルモノトス

補欠區長及其ノ代理者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第五條 區長ハ町長ノ命ヲ承ケ町長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス

第六條 區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス

### 附 則

第七條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 大島町契約規程

(大正十五年二月二十三日議決)

第一條 町費支辨ニ屬スル工事ノ請買物件ノ賣買貸借其ノ他ノ契約ハ本規程ニ依ル

第二條 前條ノ契約ハ競争入札ニ付ス  
但シ左ノ場合ニ於テハ町長ハ請買人ヲ特選シ隨意

一〇、職工人夫ヲ雇入ルルトキ

一一、囚徒又ハ慈善ノ爲メニ設置セル教育所ノ受救者ヲ  
傭役シ及其ノ生産製造物件若クハ官設公設ニ係ル  
學校並ニ農工場ノ生産製造物件ヲ直接買入レ又ハ  
賣却スルトキ

一二、公債證書株式又ハ債券ヲ賣買スルトキ

第三條 隨意契約ニ依ルヘキ場合ハ可成二人以上ノ當業者  
ヨリ見積書ヲ徴スヘシ

第四條 競争入札ノ方法ハ一般競争入札及指名競争入札ノ  
二種トス左ノ場合ニ於テハ指名競争入札ニ依ルコ  
トヲ得

一、契約ノ性質又ハ目的ニ依リ競争ニ加ハルヘキ者小  
數ニシテ一般ノ競争ニ付スル必要ナキトキ

二、見積價格五百圓ヲ超エサル工事若クハ製造ヲ爲サ  
シメ又ハ物件ノ購入ヲ爲ストキ

三、豫定價格五百圓ヲ超エサル不用物件ノ賣却ヲ爲ス

契約ヲ爲スコトヲ得

一、直接公用又ハ公共ノ利益若クハ慈善ノ用ニ供スル  
爲メ賣却又ハ貸與スルトキ

二、官廳又ハ公共團體ヨリ物件ヲ買入レ若クハ借入ル  
トキ

三、一個人又ハ一法人ニテ専用スル物件ナルトキ

四、土地建物其他工作物等ノ買入借入ヲ爲スニ方リ其  
位置構造等ニ限リアルトキ

五、特別ノ技術ヲ要スル工事又ハ物件ナルトキ

六、工事中ニ關聯スル工事ヲ其請買人ニ請買ハシム  
ルトキ

七、競争ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ競争ニ  
付スルモ豫定價格ニ達セサルトキ

八、見積價格五百圓以内ノ工事ヲ請買ハシメ又ハ物件  
ヲ買入レ若クハ借入ルルトキ

九、見積價格二百圓以内ノ物件ヲ賣却又貸與スルトキ

トキ

四、賃借料年額五拾圓ヲ超エサル物件ノ借入ヲ爲スト  
キ

五、其他町會ニ於テ指名競争入札ヲ適當ト認ムルトキ

第五條 指名競争入札ハ當業者三名以上ヲ指名シテ入札セ  
シム

第六條 一般競争入札ニ付セントスルトキハ少クトモ七日  
以前ニ入札ニ付スル種類數量入札施行ノ場所及日  
時ヲ本町公告條例ニ依ル公告官報及新聞紙ニ公告  
ス

第七條 指名競争入札ニ付スル場合ニ於テハ前條ノ事項ヲ  
其ノ指名シタル者ニ通知スルコトヲ要ス

第八條 競争ニ加ハラントスル者ハ引續二年以上其ノ業ニ  
従事シ直接國稅五拾圓以上ヲ納ムル者タルヘシ  
破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又  
ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ了ヘサル者ハ

競争入札ニ加ハルコトヲ得ス

第九條

左記各號ノ一ニ該當スル者ハ爾後二年間競争ニ加ハルコトヲ得ス之ヲ代理人支配人番頭手代又ハ技術者トシテ使用シタル者亦同シ

- 一、契約ヲ履行スルニ當リ故意ニ工事製造又ハ物件ヲ粗雑ニシ又ハ其ノ品質數量ニ關シ欺罔ノ行爲アリタル者
- 二、競争ニ際シ不當ニ價格ヲ競上ケ又ハ競下クル目的ヲ以テ連合ヲ爲シタル者
- 三、競争ノ加入ヲ妨害シ又ハ競落者ノ契約締結若クハ履行ヲ妨害シタル者
- 四、検査監督ニ際シ掛員ノ職務執行ヲ妨ケタル者
- 五、競落者ニシテ契約ヲ締結セサル者又ハ自己ノ責任スヘキ事由ニ因リ契約ヲ解除セラレタル者
- 六、前各號ニ該當スト認メラレタル後二年ヲ經過セサル者ヲ契約ニ際シ代理人支配人番頭手代又ハ技術者トシテ使用スル者

員トシテ使用スル者

第十條

競争ニ加ハラントスル者ハ入札前第八條ニ定ムル市町村長ノ證明書ヲ提出スヘシ

但シ指名競争入札ノ場合ニアリテハ其ノ資格ヲ確認シ得ヘキ者ニ限り別ニ證明ヲ要セス

第十一條

代理人ヲ以テ入札スル者ハ入札前委任狀ヲ提出スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ本人ノ印鑑證明書ヲ添付セシムルコトアルヘシ

第十二條

入札者ハ各自入札金額百分ノ五以上ノ保證金ニ納付書ヲ添へ入札前納付スルコトヲ要ス

入札保證金ハ現金ニ代ヘ國庫證券ヲ以テスルコトヲ得

第十三條

入札者郵便ニ依リ入札セントスルトキハ書留郵便ヲ以テスヘシ

前項ノ場合ニアリテハ入札保證金ノ納付及證明書類ノ提出ハ各別ニ之ヲ爲スヘシ

第十四條

入札書ニハ入札事項見積金額及入札者ノ住所氏名ヲ記載シ捺印ノ上之ヲ封緘スヘシ但シ入札ハ同一事項ニ付一人一札ヲ限ル

一旦提出シタル入札ハ取消又ハ變更スルコトヲ得ス

第十五條

左ノ入札ハ無効トス

- 一、指定日時ヲ經過シタルモノ
- 二、本規程所定ノ資格證明ヲ爲ササルモノ
- 三、第九條各號ニ該當スル者ヨリ提出シタルトキ
- 四、入札保證金ヲ納付セサルモノ又ハ之カ不足アルモノ
- 五、必要ナル文字ノ判明セサルモノ
- 六、第十四條ニ定ムル入札書ノ要件ヲ欠缺セルモノ

第十六條

契約ノ締結ヲ擔任スル吏員ハ其ノ競争入札ニ付シタルモノノ豫定價格ヲ封書トシテ開札ノ場所ニ置ヘシ但シ開札後ト雖モ入札人ニ示スコトヲ得ス

第十七條

入札ハ開札ノ上豫定價格ニ達シタルモノノ内賣却貸渡及之ニ準スル契約ニアリテハ最高價ノモノ買入借入請負其他之ニ準スル契約ニアリテハ最低價ノモノヲ以テ落札トス

落札トナルヘキ者二名以上アルトキハ其ノ入札人ヲシテ再度入札ヲ爲サシムヘシ

再入札尙同價格ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

落札者トナルヘキモノナキトキハ直チニ再入札ヲナサシムルコトアルヘシ

第十八條

落札決定シタルトキハ落札者ノ入札保證金ハ契約締結ノ上其他ノ者ノ入札保證金ハ直チニ之ヲ還付スヘシ

第十九條

落札者ハ落札決定ノ日ヨリ五日内ニ契約書二通ヲ提出シ且ツ契約保證金トシテ契約金額百分ノ十以上ヲ納付スヘシ

前項契約保證金ノ納付ニ付テハ第十二條第二項ヲ準用ス

第二十條 落札者指定ノ期日迄ニ契約ヲ締結セザルトキハ入札保證金ハ本町ノ所得トス

第二十一條 契約ハ指定ノ期限内ニ附屬書類及契約保證金ヲ添へ提出スルニ依リテ成立ス

但シ隨意契約ハ請書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十二條 契約書ニハ契約ノ目的履行期間保證金額契約

違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分危險負擔ノ場合

違約金解除ノ事由契約代金ノ支拂時期其他必要ナル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三條 約金額壹萬圓以上ナルトキハ保證人二名ヲ要ス

保證人ハ本府管内ニ於テ直接國稅金百圓以上納付スル者ヲ要ス

ス

保證人ヲ立テシムルトキハ第六條ノ公告ニ其旨ノ

スル者ヲ要ス

保證人ヲ立テシムルトキハ第六條ノ公告ニ其旨ノ

記載ヲ要ス

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大島實務女學校學則

(昭和二年二月二十八日議決 昭和二年三月二十九日認可)

第一章 目的

第一條

本校ハ實業補習學校規程ニ基キ女子ニ須要ナル智識技能ヲ授クルト共ニ普通教育ノ補習ヲ施シ兼テ其婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二章 名稱及位置

第二條

本校ヲ大島實務女學校ト稱シ第二大島尋常高等小學校内ニ併置ス

第三章 修業年限學年學期

第三條

本校修業年限ハ三ヶ年トス

第四條 本校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

ニ終ル

第五條 學年ヲ分チテ左ノ三期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マテ

第六條

本校ノ學科課程及其ノ每週教授時數ハ左ノ如シ

科目	學年	第一學年課程	時數	第二學年課程	時數	第三學年課程	時數
修身		道德要旨及作法	一	同上	一	同上	一
國語		普通文ノ購讀 作文ノ習字	三	同上	三	同上	三
數學		算術 筆算 珠算	二	同上	二	同上	二
體操		體操 遊戯	一	同上	一	同上	一
裁縫		通常服ノ縫方 裁方 繕方 住	二	同上	二	同上	二
家事		衣 食 住	二	同上	二	同上	二
唱歌		編物 袋物 刺繡 唱歌	二	同上	二	同上	二
計			二四		二四		二四

第七條 毎日ノ教授時間ハ午後一時ヨリ午後六時迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ

### 第五章 休業日

第八條 本校ノ休業日左ノ如シ

- 一、日曜日
- 二、祝日、大祭日
- 三、地久節
- 四、鎮守神社祭日
- 五、創立記念日
- 六、夏季休業七月廿一日ヨリ八月三十一日マテ
- 七、冬季休業十二月廿一日ヨリ翌年一月十日マテ
- 八、春季休業三月二十一日ヨリ四月五日マテ

### 第六章 入學退學卒業

第九條 本校第一學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限六ケ年ノ尋常小學校卒業者又ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スル者トス

第十條 第二學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ第一學年修了者又ハ高等小學校卒業者若ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スル者トス

第十一條 第三學年ニ入學スルコトヲ得ル者ハ第二學年修了者又ハ之レト同等以上ノ學力ヲ有スル者トス

第十二條 入學ハ學年ノ始メトシ入學希望者定數以上ニ達スルトキハ入學試験ヲ施行シテ入學ヲ許ス但シ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十三條 入學又ハ退學セントスル者ハ保證人連署ヲ以テ願出スヘシ

第十四條 本校生徒ニシテ所定ノ學科ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十五條 本校生徒ニシテ精勤者ニハ精勤賞ヲ品行方正學術優等ノ者ニハ優等賞ヲ授與ス

第十六條 本校生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ學校長ハ之ニ對シ退學ヲ命スルコトヲ得

### 大島町會々議細則

- 一、無届欠席一ヶ月以上ニ及フ者又ハ出席常ナラサルモノ
- 二、學業劣等ニシテ修了見込ナキモノ
- 三、校則ヲ犯シ又ハ職員ノ指示命令ニ違背シ戒備ヲ加フルモ改後ノ見込ナキモノ

### 第七章 授業料

第十七條 本校生徒ノ納付スヘキ授業料ハ一ヶ月壹圓五拾

錢トス但シ八月分ハ之ヲ徴收セス

授業料ハ毎月所定ノ期日ニ納付セシムルモノトス

第十八條 學校長ノ許可ヲ得テ全月欠席シタル生徒ニ對シ

テハ其ノ月分ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

### 附 則

本學則ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 第二次會ニ於テハ議案ヲ逐條論議シ其議案ノ爲メ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決シ若シ否決スル時ハ其議案ハ消滅シタルモノトシ可決スル時ハ議長

キハ直チニ第二次會ヲ開ク  
第三次會ニ於テハ議案ヲ逐條論議シ其議案ノ爲メ第三次會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決シ若シ否決スル時ハ其議案ハ消滅シタルモノトシ可決スル時ハ議長

其ノ期限ヲ定ム議長ニ於テ第三次會ヲ要セスト認  
ムル時ハ之ヲ會議ニ問ヒ第二次會ヲ議定スルコト  
ヲ得

第七條 第三次會ニ於テハ全案ニ就テ議定ス

第八條 會議ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシ  
ム但シ事宜ニ依リ之ヲ省ク事ヲ得

第九條 議員發言セントスルトキハ議長ヲ呼ビ議長ハ其議  
員ノ番號ヲ呼フ若シ同時ニ二名以上議長ヲ呼フト

第十條 一議題未タ議了セサル間ハ他ノ議題ニ就テ發言ス  
ルコトヲ得ス

第十一條 議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求ニ依リ數項  
ヲ聯絡シ又ハ一項ヲ分割シテ之ヲ議決スルコトヲ  
得

第十二條 修正說ヲ提出セントスル者ハ議席ニ於テ之ヲ陳

述シ又ハ之ヲ筆記シテ議長ニ出スコトヲ得  
修正說ハ第二次會及第三次會ニ於テ之ヲ提出スル  
コトヲ得

修正說ハ否決シタルモノハ其同次會ニ於テ再ヒ之

ヲ提出スルコトヲ得ス後ノ條項ヲ修正シタル後更  
ニ前ノ條項ニ復シテ修正說ヲ提出スルコトヲ得ス

第十三條 二名以上ノ賛成ナキ修正說ハ之ヲ議題トナスコ  
トヲ得ス

第十四條 可否ヲ決スルノ方ハ起立、投票、發聲ノ三種ト  
シ議長便宜之ヲ用フ

第十五條 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決ス其數多ナルト  
キハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニシ其ノ先後ニ論  
アルトキハ先ツ之ヲ會議ニ問ヒ其ノ順序ヲ定ム

第十六條 辯論未タ終ラスト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ盡キ  
タリト認ムルトキハ之ヲ會議ニ問ヒ其ノ議題ノ決  
ヲ取ルコトヲ得

第十七條 議案朗讀ノ後暫クシテ發言ナキトキハ議長全會  
ニ於テ異議ナキモノトシテ原案ニ決スルコトヲ得

第十八條 出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第十九條 可否ノ數ハ書記ヲシテ之ヲ檢査セシメ其ノ決定  
ハ議長之ヲ宣告ス

第二十條 議員相私語シ其他總テ會議ヲ妨クルノ舉動アル  
コトヲ許サス

第二十一條 議員議長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ議場ヲ退ク  
コトヲ得ス又遲參ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席  
ニ着ク可シ

第二十二條 議員欠席スルトキハ其事由ヲ議長ニ報告スヘ  
シ

第二十三條 議員本則ニ建背シタル時ハ會議ノ決ヲ以テ五  
拾錢以上貳圓以下ノ過怠金ヲ科ス  
議長ハ豫メ議員中ヨリ委員三名ヲ選ヒ其違背者ヲ  
審査セシメ之ヲ議長ニ報告セシム

第二十四條 議員三名以上ノ發議ヲ以テ本則ノ改正ヲ請求  
スルトキハ通常ノ手續ヲ以テ之ヲ議決ス

### 大島町會傍聽人取締規則

(明治四十四年十二月八日議決)

第一條 町會ノ議事ヲ傍聽セントスル者ハ會場受付掛ヘ住  
所氏名ヲ申出テ其ノ指示スル所ニ着席スヘシ

第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ト認ムルトキハ傍聽席  
ニ入ルコトヲ許サス  
一、戎器又ハ兇器ヲ携帯シタル者  
二、酩酊シタル者  
三、異様ノ扮裝ヲナシタル者  
四、精神病者、未成年者

第三條 傍聽席滿員トナリタルトキハ入場ヲ拒絕ス

第四條 傍聽人ハ何等ノ事由アルモ議場ニ入ルコトヲ得ス

第五條 凡ノ傍聽席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ



- 一、帽子外套ノ類ヲ着スヘカラス
  - 二、傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス
  - 三、飯食又ハ吹煙スヘカラス
  - 四、言論ニ對シ批評ヲ加ヘ又ハ可否ヲ表スヘカラ  
ス
  - 五、喧擾ニ涉リ議事ノ妨害スヘカラス
- 第六條 本則ニ違背シタル者ハ議長ハ之ニ退場ヲ命スルコ  
トアルヘシ

### 大島町役場處務規程

#### 第一章 總 則

- 第一條 大島町役場ノ事務ハ別ニ規定アルモノノ外此規程  
ニ依ルヘシ
- 第二條 凡事務ハ助役ヲ經テ町長ノ決裁ヲ經ヘシ  
町長故障アルトキハ其代理タル助役ノ決裁ヲ受ク  
ヘシ

- 一、町有財產ニ關スル事項
- 二、町財務ノ検査ニ關スル事項
- 三、消防組ニ關スル事項
- 四、印鑑ニ關スル事項
- 五、神社及神職ニ關スル事項
- 六、寺院教會其他宗教ニ關スル事項
- 七、賑恤救濟ニ關スル事項
- 八、行旅病人同死亡人、精神病者ニ關スル事項
- 九、軍事救護ニ關スル事項
- 十、徵兵志願兵及陸海軍徵募ニ關スル事項
- 十一、召集徵發其他兵事ニ關スル事項
- 十二、學校幼稚園及圖書館ニ關スル事項
- 十三、町立學校職員及傭人ニ關スル事項
- 十四、通俗教育ニ關スル事項
- 十五、青年團體並ニ教育ニ關スル團體ニ關スル事項
- 十六、農工商業ニ關スル事項

第四條 町ノ公文ハ町長ノ名ヲ以テスヘシ

町長關員又ハ忌引ノ場合ハ其代理タル資格ヲ以テ  
助役名ヲ用フヘシ

收入役ノ職權ニ屬スルモノハ收入役ノ名ヲ以テシ  
收入役故障アル場合ハ其ノ代理者ノ名ヲ用フヘシ  
輕易ナル文書ハ役場名ヲ以テスルコトヲ得

第五條 願届等當事者ヨリ提出スル文書ハ法令其他ノ規定

ニ依ルモノノ外副本ヲ徵スヘカラス其ノ必要アリ  
ト認ムルモノハ當該課ニ於テ之ヲ謄寫シ若クハ其  
ノ要領ヲ記錄シ置クヘシ

#### 第二章 分 課

第六條 役場ニ左ノ五課ヲ置ク

- 庶務課
- 戶籍課
- 土木課
- 稅務課
- 出納課

第七條 各課ノ分掌事務左ノ如シ

- 庶務課
  - 一、名譽職員及有給吏員雇員等ノ進退及身分ニ關スル  
事項
  - 一、機密ニ關スル事項
  - 一、職印及役場印ノ管守ニ關スル事項
  - 一、役場内例規並ニ儀式ニ關スル事項
  - 一、議員其他選舉ニ關スル事項
  - 一、町會並ニ町行政ニ關スル事項
  - 一、町歲入出豫算其他町ノ財政ニ關スル事項

- 一、博覽會共進會品評會ニ關スル事項
- 一、畜産並ニ水産ニ關スル事項
- 一、畜産組合及同業組合ニ關スル事項
- 一、度量衡ニ關スル事項
- 一、飲料水ニ關スル事項
- 一、醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆及看護婦ニ關スル事項
- 一、傳染病ニ關スル事項
- 一、汚物掃除及下水ニ關スル事項
- 一、一般衛生ニ關スル事項
- 一、文書ノ整理及保存ニ關スル事項
- 一、郵便電信ノ收受發送及物件ノ收受ニ關スル事項
- 一、電話ノ管理ニ關スル事項
- 一、當宿直ニ關スル事項
- 一、主管事務ニ屬スル町費支出命令並ニ收入命令ニ關スル事項
- 一、他課ノ主管ニ屬セサル事項

戸籍課

- 一、戸籍ニ關スル事項
  - 一、寄留ニ關スル事項
  - 一、族稱改氏名其他身分ニ關スル事項
  - 一、埋火葬認許ニ關スル事項
  - 一、戸數人口世帯數ノ調査ニ關スル事項
  - 一、身代限、家資分散破産、禁治産、準禁治産者及處刑者ニ關スル事項
  - 一、主管事務ニ屬スル收入命令ニ關スル事項
- 土木課
- 一、道路橋梁、河川、堤塘溝渠及桶闌ニ關スル事項
  - 一、官有地及公有水面ニ關スル事項
  - 一、水防及惡水排除ニ關スル事項
  - 一、土木營繕工事ニ關スル事項
  - 一、工事用物件ノ保管ニ關スル事項
  - 一、渡船及鐵道軌道ニ關スル事項

土地其他收用ニ關スル事項

- 一、主管事務ニ屬スル町費ノ支出命令及收入命令ニ關スル事項

稅務課

一、租稅及公課ニ關スル事項

- 一、土地建物營業ニ對スル證明閱覽及謄本ニ關スル事項

出納課

一、地籍並ニ地圖ニ關スル事項

出納課

- 一、町經濟ニ屬スル收入支拂ニ關スル事項

- 一、物品ノ出納保管ニ關スル事項

- 一、役場備品消耗品給與品ノ調達及不用品ノ賣却ニ關スル事項

歲入歲出決算ニ關スル事項

- 一、使丁給仕其他傭人ニ關スル事項

- 一、寄托金ノ出納ニ關スル事項

一、町金庫ニ關スル事項

- 一、其他出納ニ關スル事項

第八條 各課ニ課長ヲ置き若干ノ課員ヲ配屬ス

課長ハ書記技手ノ中ニ就キ之ヲ命ス但シ出納課長ハ收入役ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 課長ハ課員ヲ指揮シ課務整理ノ責ニ任シ課員ハ課長ノ指揮ニ依リ事務ヲ處理スヘシ

第十條 課長故障アルトキハ其課ノ上席者其ノ事務ヲ代理スヘシ但シ出納課ハ此ノ限ニ非ラス

第十一條 課長ハ其ノ課員ノ分擔スヘキ事務ヲ案定シテ豫メ町長ノ承認ヲ受クヘシ

第十二條 主管事務ニシテ事ノ重要ナルモノハ課長自ラ之ヲ處理スヘシ

第十三條 事務繁劇ナルトキハ臨時他課ノ事務ヲ補助セシムルコトアルヘシ

第十四條 特ニ重要ナル事務又ハ臨時必要ナル場合ニ於テ

ハ委員ヲ設ケテ其ノ事務ヲ處理セシムルコトアル  
ヘシ

### 第三章 文書收受

第十五條 庶務課ニ於テ受ケタル文書ハ左ノ各號ニ依リ處  
理スヘシ

一、到達文書ハ受付年月日ヲ記入シ現金又ハ金券ヲ添  
付セルモノハ其ノ旨ヲ朱記シ當該課長ニ配付スヘ  
シ但シ官公署ヨリ到達シタルモノ及事ノ異例ト認  
ムルモノハ先ツ町長若クハ助役ノ閱覽ニ供シ其ノ  
檢印ヲ得テ配付スヘシ

二、現金又ハ金券ハ金券收發簿ニ所要ノ登記ヲ爲シ町  
長ノ檢印ヲ得テ收入役ニ配付スヘシ

三、親展ノ文書ハ封緘ノ儘名宛人ニ配付スヘシ

四、官報、公報、其他圖書ノ類ハ町長ニ提出スヘシ

第十六條 當事者ノ持參セル文書及口頭申告ハ當該課ニ於  
テ直接之ヲ受理スヘシ

草スヘシ

調査其他ノ關係ニ因リ前項ニ依リ難キモノハ期日  
ヲ定メテ町長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十條 處理案ハ回議用紙ニ起草スヘシ但シ輕易ノ事件  
ニシテ文書ニ餘白アルモノハ之ニ記入スルコトヲ  
得

一定ノ形式ニ依ルモノハ其ノ要旨ヲ簿冊ニ登記シ  
テ回議書ニ代フルコトヲ得文書證印簿文書經由簿  
ニ記入シタルモノ亦同シ  
輕易ナルモノハ直チニ發送スヘキ本書ヲ淨書シ其  
ノ右傍ニ取扱主任捺印シ回議書ヲ用ヒルコトヲ得  
一覽ニ止マル文書ハ其ノ餘白ニ取扱主任及課長捺  
印シテ閱覽ニ供スヘシ

第二十一條 事ノ數課ニ關聯スル事件ハ關係最多キ課ニ  
於テ處理案ヲ起草シ關係ノ課ニ合議スヘシ

第二十二條 處理案ノ起草ハ文字端正事理簡明ナルヲ要ス

口頭申告ニ係ルモノニシテ記録ヲ要スルトキハ聽  
取書ヲ作製シ之ヲ讀聞カセ當事者ヲシテ捺印セシ  
ムヘシ

第十七條

當該課ニ於テ文書又ハ口頭申告ヲ受ケタルトキ  
ハ左ノ順序ニ依リ收受ノ手續ヲ爲スヘシ

一、經由スヘキ文書ハ文書經由簿ニ證明證印閱覽又ハ  
文書下附ニ屬スルモノハ文書證印簿ニ其他ノ文書  
ハ文書收受發送簿ニ所要ノ登記ヲ爲シ文書ナキモ  
ノハ其要旨ヲ登記スヘシ

二、文書收受發送簿ニ登記シタルモノハ直ニ其ノ文書  
ニ收受ノ記號及番號ヲ記入シ當事者ヨリ直接受理  
シタルモノハ尙ホ受付タル年月日ヲ記入スヘシ

### 第四章 文書處理

第十八條

各課ニ於テ收受シタル文書ハ課長之ヲ査閱シ自  
ラ處理シ又ハ課員ヲシテ處理セシムヘシ

第十九條

配付ヲ受ケタル文書ニ對シテハ直ニ處理案ヲ起

第二十三條

決裁濟ノモノハ速ニ淨書校合ヲ爲シ又ハ受理  
シタル文書ノ所要ノ記入ヲ爲シ職印若クハ役場印  
ヲ捺捺シ回議書又ハ文書證印簿等ト契印ヲ捺捺ス  
ヘシ

經由ノ文書ハ經由印ヲ捺捺シ奧書ヲ要スルモノハ  
之ヲ記入シテ職印ヲ捺捺スヘシ

第二十四條

文書ニ現金又ハ金券ヲ添付スヘキモノハ其ノ  
文書ヲ出納課ニ回付シ添付手續ヲ爲スヘシ

第二十五條

發送文書ニシテ親展、書留郵便、配達證明又  
ハ特使等ノ特別ノ取扱ヲ要スルモノハ回議書ニ其  
ノ旨ヲ朱記スヘシ

第二十六條

電報ヲ以テ通信ヲ要スルモノハ回議書ニ其ノ  
電文案ヲ記シ且ツ至急報別紙配達等特別ノ取扱ヲ  
要スルモノハ其ノ旨ヲ朱記スヘシ

第二十七條

處理完結トナルヘキ回議書ニハ文書編纂ノ種  
別ヲ其ノ餘白ニ標記スヘシ

前項ノ文書施行ヲ了シタルトキハ文書收受發送簿  
當該事項欄外ニ文書編纂ノ種別ヲ記入スヘシ

第二十八條 文書ハ總テ當該課ニ於テ既濟未濟ニ區分シ其  
完結シタルモノハ之ヲ編纂シ一定ノ方法ニ依リ保  
存スヘシ其ノ保存期間經過シタル編冊ハ目錄ヲ添  
ヘ庶務課ニ引繼クヘシ

第二十九條 急施ヲ要スル事件ハ町長ノ指揮ヲ承ケ通常ノ  
手續ニ依ラスシテ處理スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ記録ヲ要スルモノナルトキハ事  
後文書ニ依リ整理ノ手續ヲナスヘシ

### 第五章 文書發送

第三十條 文書ヲ發送セントスルトキハ當該課ニ於テ文書  
收受發送簿其他關係ノ簿冊ニ所要ノ記入ヲ爲シタ  
ル上發送スヘキ文書ニ發行年月日記號番號等ヲ記  
入シテ庶務課ニ回付スヘシ但シ當事者ヲ待セ置タ  
ルモノハ當該課ヨリ直接交付スルコトヲ得

ニ醫師ノ診斷書ヲ差出スヘシ但シ豫メ町長ノ承認  
ヲ得テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十七條 父母ノ祭日ニ當リ出勤セサルモノハ前日中ニ  
其旨届出ヘシ

第三十八條 臨時休暇ヲ受ケントスル者ハ其期間ヲ定メ豫  
メ申告シテ町長ノ承認ヲ受クヘシ

第三十九條 忌服ヲ受ケタルトキハ其ノ續柄及成規ノ日數  
ヲ記シ届出ツヘシ

第四十條 疾病又ハ傷痕ノ爲メ轉地療養ヲ爲サントスルト  
キハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ日數旅行先ヲ詳記シテ願  
出テ許可ヲ受クヘシ父母病氣看護等ノ爲メ旅行ス  
ルトキ亦同シ

第四十一條 出勤簿ハ毎日庶務課ニ於テ調査シ不參者ノ事  
故ヲ記入シ町長ノ閱覽ニ供スヘシ

第四十二條 吏員ノ出張ヲ要スルトキハ當該課長ニ於テ出  
張命令簿ニ其ノ要件確定日數出發年月日及出張員

第三十一條 庶務課ニ於テ前條ニ依リ文書ノ回付ヲ受ケタ  
ルトキハ急ヲ要スルモノハ即時ニ其他ハ當日内ニ  
取纏メ發送スヘシ

郵便電信ニ依ルモノハ郵便切手端書受拂簿ニ特使  
ニ依ルモノハ特使差遣簿ニ所要ノ記入ヲ爲スヘシ

### 第六章 吏員ノ服務

第三十二條 吏員出勤シタルトキハ自ラ出勤簿ニ捺印スヘ  
シ

第三十二條 疾病其ノ他ノ事故ニ依リ出勤シ難キトキハ當  
日午前中ニ其旨届出ツヘシ

第三十四條 疾病其他ノ事故ニ依リ出勤時間ニ遲參シタル  
トキハ其事由ヲ申告スヘシ

第三十五條 執務時間中病氣其他ノ事故ニ依リ早退又ハ一  
時外出セントスルトキハ其ノ旨ヲ申告シ町長ノ承  
認ヲ受クヘシ

第三十六條 疾病ノ爲メ欠勤七日以上ニ及フトキハ七日毎

ノ職氏名ヲ記載シ町長ノ決裁ヲ受クヘシ但町内ノ  
出張ニシテ三時間未滿ノ者ハ申告ニ止ムヘシ

第四十三條 出張ヲ命セラレタル吏員ハ先ツ出張命令書ニ  
受印シ出發及返着ノ際ハ町長ニ其旨ヲ申告シ尙ホ

返着年月日ヲ命令書ニ記入スヘシ

第四十四條 出張員返着シタルトキハ速ニ復命書ヲ提出ス  
ヘシ但シ急ヲ要スル事件ハ先ツ口頭ヲ以テ要領ヲ  
復命シタル後書類ヲ提出スヘシ輕易ナル出張要務

ナルトキハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第四十五條 吏員出張其他事故ノ爲メ常務ヲ見ル能ハサル  
場合ハ擔任ノ稽留事務ヲ同僚ニ申繼キ其ノ經過ヲ  
明瞭ナラシムヘシ

第四十六條 事務繁劇ナルトキハ執務時間外又ハ休暇日ト  
雖モ執務スヘシ

第四十七條 執務時間外又ハ休暇日ニ於テ三時間以上ニ亘  
リ傭人ヲ使用セントスルトキハ當該課長ニ於テ町

長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四十八條 吏員ハ許可ヲ得スシテ公文書ヲ他人ニ示シ又ハ其ノ寫ヲ與フルコトヲ得ス

第四十九條 吏員住所又ハ身分ニ異動アリタルトキハ其都度届出ツヘシ

第五十條 吏員町外ニ居住セントスル時ハ豫メ町長ノ承認ヲ受クヘツ

第五十一條 吏員退廳ノ際ハ取扱ノ文書及物品ヲ遺漏ナク一定ノ方法ニ依リ收藏シ苟モ散逸スルカ如キコトナカラシムヘシ

第五十二條 擔任事務ノ變更、休職、退職ノ場合ニハ三日以内ニ其ノ事務ヲ後任者ニ引繼クヘシ  
但シ重要ナル事件ハ目錄書古述書ヲ作り引繼テ爲スヘシ

第五十三條 新任吏員アリタルトキハ庶務課長ハ服務規律及處務規程ヲ示スヘシ

第五十八條 宿直又ハ當直ニ指定セラレタル吏員公務ノ爲メ勤務シ難キ事故ヲ生シタルトキハ次番ノ者ト交代スヘシ

第五十九條 宿直員ハ文書ヲ收受發送シ其ノ收受文書ハ翌日登廳時限ニ庶務課ニ引繼クヘシ

但シ翌日休暇日ナルトキハ交代ノ際次番ノ當直員又ハ宿直員ニ引繼クヘシ  
至急ノ文書及電報到達シタルトキハ直チニ町長ニ送達シ指揮ヲ受クヘシ町長不在ノトキハ輕易ノモノハ當該課長ニ送付スヘシ

第六十條 臨時ニ職印役場印ノ押捺ヲ要スルトキハ當宿直員ニ於テ捺員スルコトヲ得

第六十一條 當宿直員ハ役場構内及各室内ヲ監守シ當番使丁ヲ指揮監督スルモノトス

第六十二條 當宿直員ハ晝間及夜間各一回以上各室ヲ巡視シ非常ヲ警戒シ若シ異狀アルトキハ臨機ノ處置ヲ

第五十四條 左ノ場合ニ於テハ直ニ登廳シ町長ノ指揮ヲ受クヘシ但シ町長及其ノ代理者登廳前ニシテ事急ナルトキハ臨機ノ所置ヲ採ルヘシ  
一、陸海軍ノ召集馬匹徵發等ヲ命セラレタルコトヲ知リタルトキ  
二、役場近傍ニ水火災其他非常事變發生シタルトキ

### 第六章 當宿直

第五十五條 書記以下吏員一名交番ヲ以テ當宿直ヲ爲スヘシ

第五十六條 毎日退廳時限ヨリ翌日登廳時限マテ宿直トシ休暇日ニ於ケル登廳時限ヨリ退廳時限マテ當直トス

第五十七條 宿直ト當直トハ各別ニ其ノ順番ヲ定メ前々日マテニ通告ス宿直又ハ當直ヲ指定スル場合ニ於テ順番ノ吏員公務ノ爲メ勤務シ難キ事故アルトキハ順延ト爲スコトヲ得

爲スヘシ

第六十三條 當宿直員ハ來書及取扱タル事件並ニ勤務中ニ生シタル事件ハ總テ當宿直日記ニ記載シ庶務課長ヲ經テ町長ノ閱覽ニ供スヘシ

第六十四條 前各條ニ記載ノ外臨時事件突發シタルトキハ當宿直ニ於テ機宜ノ處置ヲ爲スヘシ

## 大島町金庫設置規程

(大正十五年十二月八日議決  
昭和二年一月二十七日許可)

第一條 本町ハ市町村財務規程第二十三條ニ據リ大島町金庫ヲ置ク

第二條 町金庫事務取扱ヲ爲サシムル銀行ハ町會ノ議決ヲ以テ定ム

第三條 町金庫ノ位置ハ前條取扱銀行ノ所在地トス  
但シ金庫ハ毎日出納事務ノ取扱ヲ爲スタメ相當ノ人員ヲ役場内ニ派出スヘシ

第四條 町長ハ前條人員ノ増加ヲ命シ又ハ必要ト認ムル場

所ニ町金庫事務取扱銀行ヲシテ臨時出張所ヲ設置  
セシムルコトアルヘシ

第五條 町金庫ハ本町收入役ノ通知アルニ非サレハ現金出  
納ヲ爲スコトヲ得ス

町金庫事務ノ取扱ヲ爲ス銀行ハ現金出納保管ニ付  
キ本町ニ對シ一切ノ責任ヲ有ス

第六條 町金庫事務取扱ヲナス銀行ハ現金保管ニ對スル相  
當ノ擔保ヲ提出スヘシ

前項ノ擔保價格ハ町會ノ決議ヲ以テ定ム

第七條 前條ニ依リ徵スル擔保ノ種類及價格左ノ如シ

一、擔保ノ種類

無記名國債證券

農工銀行債券

勸業銀行債券

二、擔保額

シ年度毎ニ收入支出ヲ整理スヘシ

一、町 費

一、町基本財産

一、町罹災救助基金

一、小學校獎學資金

一、國 稅

一、府 稅

一、本町以外ノ市町村又ハ組合等ニ屬スル現金ニ  
シテ本町ニ於テ取扱フ諸費

第二條 大島町金庫ハ毎日現金出納簿ヲ備ヘ現金ノ出納ヲ  
登錄スヘシ

第三條 大島町金庫ハ現金出納簿ニ付キ毎月末ノ現在ニ依  
リ現金受拂表ヲ調製シ收入役ニ提出スヘシ

第四條 大島町金庫ハ現金保管額ヲ證明スル爲メ金錢預リ  
帳正副二冊ヲ調製シ毎日受入高及支拂高ヲ記載シ  
證印ノ上之ヲ提出スヘシ

前項ノ證券ノ價格ハ時價トス

第八條 本町ノ歳入歳出ニ屬スルモノニ限り支出ニ妨ケナ  
キ限度ニ於テ町金庫ノ保管現金ヲ金庫事務取扱銀  
行ニ對シ利子ヲ納付セシメ其ノ運用ヲ許可ス其利  
率ハ町長之ヲ定ム

町ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ  
又ハ制限ヲナスコトアルヘシ

第九條 町金庫事務取扱ニ關スル費用ハ其ノ取扱ヲ爲ス銀  
行ノ負擔トス

第十條 町金庫取扱ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

第十一條 本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大島町金庫事務取扱規程

(大正十五年十二月八日議決  
昭和二年一月二十七日許可)

第一條 大島町金庫ニ於テ出納スル現金ハ左ノ經濟ニ區分

收入役ハ金錢預帳副本記載ノ支拂高ニ對シ證印ノ  
上之ヲ金庫ニ返付スヘシ

第五條 大島町金庫ハ現金收受濟ノ徵集令書、納額告知書  
納付書、督促令狀、通知書等テ一ヶ月毎ニ取纏メ  
之ヲ帳簿ニ對照シ其月計ヲ表記シ置クヘシ

第六條 大島町金庫ニ於ケル帳簿證憑書類ハ年度經過後二  
十ヶ年保管スルコトヲ要ス  
但シ廢棄ノ際ハ收入役ノ承認ヲ經ヘシ

第七條 大島町金庫ノ帳簿及書類ハ吏員ヲシテ隨時之ヲ檢  
査セシムヘシ

第八條 此規程ニヨリ調製スヘキ帳簿其他ノ様式別冊ニ依  
ル

第九條 本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

何年度

(一) 現金出納簿(表紙)

大島町金庫

年月日	摘要	受	拂	残

備考

- 一、本簿ハ洋式トナスモ妨ケナシ
- 二、各經濟別ニ口座ヲ設クルコト
- 三、還付及戻入ハ之ヲ摘要欄ニ朱書スルコト
- 四、更正ニ係ル金額及事項ハ之ヲ朱書シ追次又ハ合計ノ際墨書ノ金額ヨリ控除スルコト

何年度

(二) 金錢預リ帳(正副表紙)

大島町金庫

年月日	收入高	收入役 證印	支拂高	差引保管額	金庫證印

備考

一、各經濟別ニ口座ヲ設クルコト

何年度

(三) 現金受拂表

昭和 年 月 末現在

經濟區別	受高	拂高	残高	備考

右ノ通りニ候也

年 月 日

大島町金庫

大島町收入役宛

大島町金庫事務取扱恩令書

昭和 年 月 日

何々銀行

東京府南葛飾郡大島町長

印

其ノ銀行ニ大島町金庫事務取扱ヲ命シ候條左ノ條  
項ヲ遵守スヘシ

一、此命令ニ依リ大島町金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムルハ

年 月 日以降トス

但シ本町ハ何時ニテモ事務取扱ヲ解除スルコトヲ得

二、町金庫事務取扱銀行ハ町金庫設置規程第八條ニ依リ毎年六月十二月二回ニ前月迄ノ利子ヲ計算シ納付スヘシ

前項ノ利率及利率ノ變更ニ關スル命令ハ其ノ都度之ヲ通知ス

三、本町ノ規程若クハ此ノ命令ニ違背シ又ハ不可抗力盜難

火災其他何等ノ事故ニ不拘本町ニ對シ損害ヲナサシメタル時ハ其ノ賠償ノ責ヲ免ルルヨトヲ得ス

四、金錢出納ニ使用スル爲メ左ノ印章ヲ調製スヘシ其ノ形體ハ收入役ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

大島町金庫

五、町金庫ノ印鑑銀行事務取締役支配人及銀行ノ印鑑各一葉ヲ收入役ニ提出スヘシ

其ノ變更シタル時亦同シ

六、收入役ノ印鑑ハ當役場ヨリ之ヲ交付ス其ノ變更シタルトキ亦同シ

七、町金庫トシテ取扱タル帳簿及證書類ハ事務取扱ヲ解除シタル後ト雖モ尙年度經過後二十ヶ年保管スヘシ

八、町金庫事務ノ取扱ヲ解除シタルトキハ其ノ翌日迄ニ保管金ニ明細書ヲ添付シ還納スヘシ

九、第二項第三項及前項ノ場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行セサルトキハ本町ハ直チニ擔保物ヲ處分シ之レヲ以テ賠償ニ充テ猶不足ノ場合ハ即時其ノ不足額ヲ收入役ニ納付ヲ命スヘシ

十、前各項ノ條規ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

十一、事務取扱ヲ解除シ又ハ前項ニ依リ條規ヲ變更シタルニヨリ銀行ニ損害ヲ生セシムルコトアルモ本町ハ其ノ賠償ノ責ニ任セス

十二、此命令ニ規程ナキモノハ本町ノ條規ニ從フヘシ

十三、此命令ノ條規ニ關シ疑義ヲ生シタルトキハ町長ノ解スル處ニ從フヘシ

### 第六章 財政

#### 第一節 財政の沿革

本町の前身、即ち小名の各村存立當時にありては、何等記載の證すべきものなく、只東京府統計課に就て調査したる結果、僅かに次の二項を發見し得たるに過ぎない。

明治十一年	共有貯蓄
龜戸	建物 價格 五〇、〇〇
	金圓 五〇〇、〇〇
大島村	土地 價格 四五六、〇〇

而して、役場費方面に於ては

明治十五年	町村協議費
大島村	六一三
龜戸村	七三二
小梅村	三五七



須崎村

となつて居る

三七八

二二二

明治廿二年町村制布かれ、本町財政の基礎を形造つた、大島村最初の豫算は次の如くである。

【大島村、明治廿二年度歳入出總計豫算】

歳入	入金	歳入豫算高
一金七百五圓五拾七錢四厘		
歳出	出金	經常費豫算高
一金六百拾五圓五拾錢也		臨時豫算高
一金五拾圓也		
合計	金六百六拾五圓五拾錢也	
外		
金	四拾圓	議員準備費豫算高
元村會の議決を以て公借金		
總計	金七百五圓五拾錢	
歳入出差引	金七錢四厘	收入過

大島村明治廿二年度歳入出豫算表

科	目	豫算額	附記
第一款	財産ヨリ生スル收入	五五〇〇〇	七分利付公債證書額面千六十圓此一ケ年分 利子金七十四圓二十錢九ケ月分
第二款	使用料及手数料		大島村自百九番至二百廿五番地先道路水路敷 百七十八坪十坪ニ付一ケ年金八錢九厘
第一項	道路水路料	一五八七	國稅徵收法第三條第二項ニヨリ村ニ於テ徵收スベキ 國稅豫算額三百圓ノ百分ノ四
第三款	國庫下渡金	一二〇〇〇	
第四款	町村稅		
第一項	地價稅	一一八九八七	地價金百圓ニ付十二錢五厘本年地租換算高 二千三百七十九圓七十八錢九厘地租一圓ニ付五錢 即チ地租七分一ノ三分五厘餘
第二項	營業稅	八四〇〇〇	本年度地方稅中營業稅ノ三分總個數二萬個 ニ付加ス一個ニ付金四厘二毛
第三項	戶數割	四二四〇〇〇	本年度地方稅中戶數割ノ八分五厘餘個數 二萬八千個ニ付加ス一個ニ付一錢五厘五毛
合計		七〇五五七四	

歲出

科	目	豫算額	附記
第一款	役場費	五六四五〇〇	
第一項	給料	三一七五〇〇	月給金八圓一人此金七十二圓、同金七圓一人此金六十三圓 同金六圓五十錢一人此金五十八圓五十錢各九ヶ月分
	書記給料	一九三五〇〇	平均一日金二十五錢此延人員百人
	附屬員給料	二五〇〇〇〇	月給金六圓一人九ヶ月分
	收入役給料	五四〇〇〇〇	月給金三圓一人此金廿七圓、同金二圓一人此金十八圓 各九ヶ月分
第二項	使丁給料	四五〇〇〇〇	書記三名金十圓收入役金五圓
	雜給	一六六〇〇〇	村長報酬九ヶ月
	旅費	一五〇〇〇〇	村長實費辨償額十八圓助役同廿六圓九ヶ月分
	報酬	九〇〇〇〇	人足賃延人員三十五人分一人金廿錢
	實費辨償額	五四〇〇〇〇	備品新調費金十五圓同修費金三圓
第三項	雇用人料	七一〇〇〇	
	需用費	八一〇〇〇〇	
	備品費	一八〇〇〇〇	

消耗品費	四五〇〇〇	筆墨紙薪炭油茶等ノ類
賄費	一三五〇〇	宿直辨當書記一名一泊金五錢
通信運搬費	四五〇〇	郵便電信料金三圓五十錢運搬費金一圓
第二項 會議費	三一〇〇〇	議員十二人一人二付金一圓五十錢
第一項 議員實費辨償額	一八〇〇〇	書記二人一人日給廿五錢日數十日分
第二項 給料	五〇〇〇	使丁一人日給十錢日數十日分
書記給料	四〇〇〇	議案印刷費金三圓決算書金二圓議事錄金一圓
使丁給料	一〇〇〇	筆墨紙薪炭油茶等ノ類
第三項 印刷費	六〇〇〇	
第四項 消耗品費	二〇〇〇	
第三項 土木費	一〇〇〇〇	橫臺並ニ廣場及鳥獸屍取片付掃除日定延五十人一人二付廿錢
第一項 道路費	一〇〇〇〇	
掃除費	一〇〇〇〇	
第四項 衛生費	五〇〇〇	種痘醫手當金
醫師手當	五〇〇〇	
第五項 勸業費	五〇〇〇	
虫害驅除費	五〇〇〇	驅除員二人手當

合計	六 一 五 五 〇 〇	
臨時費		
科目	豫算額	附記
第一款 臨時修繕費	五〇〇〇〇	
役場修繕費	五〇〇〇〇	大島村二番地所在共有建物村役場ニ充ル爲メ要スル修繕費
合計	五〇〇〇〇	
通計	六五五〇〇	
外	四〇〇〇〇	議員準備費支出豫算高元村會ノ議決ヲ經テ公供金
總計 金七百五圓五拾錢也		

人口の急激な増加によつて將に町制を布かんとする、大島村最終の、明治三十二年度歳入歳出豫算並に決算は即ち次の通りである。

【明治三十二年度歳入歳出豫算並に決算】

歳入 豫算 高  
一金參千九百七十四圓九十六錢

歳出 豫算 高  
一金四千參百七拾六圓四錢四厘

歳入 決算 高  
一金四千五百四拾參圓九拾錢九厘

歳出 決算 高  
一金四千貳百九拾參圓參拾錢四厘

大正十五年頃には、既に町制施行當時の約八倍に達し、本町發展の眞に目覺しき物ある事が豫算の上に明瞭になつて居る。

【大正十五年度豫算並に決算】

大正十五年度 豫算

歳入 豫算 高  
一金參拾壹萬四千百拾九圓也

歳出 豫算 高  
一金參拾萬四千百拾九圓

臨時土木事業費

合計 金參拾壹萬四千百拾九圓

大正十五年度 決算 高

歳入 決算 高  
一金參拾壹萬九千參百貳拾九圓五拾七錢

一金貳拾八萬八千貳百七拾參圓七拾八錢  
 差引 金參萬壹千貳百五拾五圓七拾九錢  
 となつて居る。

歳出決算  
 繰越金

斯の如く、本町の町費は膨脹に膨脹を重ねて來たが、一般經濟界の好不況によつて左右されたる事も、一再ではなかつた、即ち本町の如き中小商工業を中心とする處では、殊に其膨脹又は沈滞萎縮も又、經濟界のそれと伴つたのであつた。

昭和四年度に於ける歳入三十五萬七千圓は、同七年度に於て、三十二萬〇六十四圓、となり、其差額、三萬六千九百三十六圓の減額を生じたのも、財界不振の影響を蒙つたに外ならない。

第二節 昭和七年度豫算

現在町費は如何なる方面へ如何なる割合を以て支出せられるか、其重なる款項を擧げると次の如くである。

(昭和七年度豫算の内譯)

歳入	款	項	豫算額	計
財産収入	一、基本財産収入			

使用料及手数料	二、救済積立収入	一五、五四五	五三
一、使	一、使	一五、五四五	
二、手	二、手	二、二九四	
交附金	一、國稅徵收交付金	二、五〇三	一七、八三九
	二、府稅徵收交付金	三、七三二	
	三、上水組合費徵收交付金	五〇	六、二八五
國庫下渡金	一、義務教育費下渡金	四三、四三〇	
	二、短期現役兵教員給料	九一	四三、五二一
國庫補助金	一、農林統計費補助	五二	
	二、商工統計費補助	八七	
	三、救護費補助	二、〇〇〇	二、一三九
	一、傳染病豫防費補助	四二七	
府補助金	二、道路費補助	二、七三一	
	三、教育費補助	三九〇	
	四、青年訓練所費補助	三四五	
	五、統計費補助	一六六	

款	項	豫算額	計
會議費	一、費用辨償	七六〇	
	二、雜給	一六	
	三、需用費	三六七	
	一、報酬	二、七二〇	
	二、給料	二五、九〇一	
	三、雜給	八、五一九	
役場費	四、需用費	六、四九八	
	五、修繕費	一五〇	
	一、道路橋梁費	一一、九一九	
	二、治水堤防費	一〇〇	
	三、用惡水路費	二、〇六〇	
土木費	四、共同物揚場費	五〇	
	五、測量費	二二〇	
	六、撒水費	二、四六六	
			四三、七八八
			一、一四三

歲出

歲入合計	町	町	雜	綠	綠	寄
	稅債		入金		入金	
六、救護費補助						一、〇〇〇
基本財産繰入金						一七六
前年席繰越金						五〇
一、雜收						七四、一四四
二、延滞金						六〇八
三、小學校收入						一〇
四、繰替金戻入						七〇〇
一、地租附加稅						五、八二八
二、營業收益稅附加稅						一二、三二五
三、所得稅附加稅						五、〇六一
四、家屋稅附加稅						一〇九、九六一
五、府稅營業稅附加稅						五、八七六
六、府稅雜種稅附加稅						三〇、五二八
						〇
						七五、四六二
						〇
						五、〇六〇
						一七六
						五〇
						〇
						一六九、四七九
						三二〇、〇六四

教育費

七、排水場費	一、六〇六	一八、四二一
一、第一大島尋常高等小學校費	五〇、三三一	
二、第二大島尋常高等小學校費	三八、八一三	
三、第三大島尋常小學校費	三五、八三四	
四、大島實業補習學校費	九九二	
五、大島實務女學校費	一、四一四	
六、第一大島尋常夜學校費	九三二	
七、學事諸費	一、〇一八	一二九、三三四
一、雜給	八八四	
二、需用費	一五五	一、〇三九
一、雜給	八三五	
二、需用費	一、二七〇	二、一二五
三、諸費	二〇	
一、給料	七八〇	
二、雜給	九、〇八五	
一、需用費	一、〇七六	一〇、九四一

汚物掃除費

傳染病豫防費

青年訓練所費

衛生諸費

勸業諸費

救護費

警備費

財產負擔費

トラホーム豫防費	六〇	
獸疫豫防費	五七	
一、救護費	四、〇〇〇	六〇
二、羅災救助費	四〇	五七
三、出征軍人家族救護費	五〇〇	四、五四〇
一、給料	二、一六〇	
二、雜給	六、四七八	
三、需用費	三、一五五	
四、修繕費	二五〇	一一、〇四三
管理費	四、六一六	四、六一六
一、諸稅	七〇	
二、負擔	四、七三〇	四、八〇〇
一、繰替金	七〇〇	
二、過年度支出	五〇	七五〇
一、元金償還	四四、二四八	
二、利子	二八、七〇八	七二、九五六

補 助 費	一、在郷軍人會補助	一〇〇	一〇〇
	二、青年團補助	一、〇〇〇	
	三、教育會補助	四〇〇	
	四、女子青年團補助	三〇〇	
	五、地方改良協會補助	一〇〇	
	六、吏員互助會補助	二八	
	七、濟生會補助	一〇〇	
	八、社會事業協會補助	六〇〇	
表 彰 費	表 彰 費	二〇〇	二、七二八
調 査 及 選 舉 費	一、選舉資格調査費	一〇〇	一〇〇
	二、排水事業調査費	一、三〇〇	
	三、町勢調査費	三〇〇	
	四、統計調査費	一、五〇〇	
	五、選舉費	四〇〇	
	六、七二三	三〇〇	三、八〇〇
豫 備 費	六、七二三	六、七二三	六、七二三

歳 出 合 計

三二〇、〇六四

### 第三節 町税賦課率と財産

更に町勢の状況を窺知する爲に、昭和四年度より歳出入の豫算額の有様を示せば

種 目	町 税 賦 課 率 (本税一圓ニ付)	
	昭 和 四 年 度	昭 和 五 年 度
地租附加税 宅地ノ地租	三〇、八	三八、九
地租附加税 其他ノ地租	七二、六	九一、七
所得稅附加稅	〇、七	九、三
營業收益稅附加稅	六六、〇	七九、八
家屋稅附加稅	二二五、〇	二六三、〇
昭 和 四 年 度	三二〇、〇六四	三二〇、〇六四
昭 和 五 年 度	三二〇、〇六四	三二〇、〇六四
昭 和 六 年 度	三二〇、〇六四	三二〇、〇六四
昭 和 七 年 度	三二〇、〇六四	三二〇、〇六四

府稅營業稅附加稅	八八、〇	八八、〇	八八、〇
府稅雜種稅附加稅	九七、五	九七、九	九七、五
不動產取得稅附加稅	一〇五、九	一三三、五	一三三、五
タンク稅附加稅			二〇〇、〇

町稅制限外賦課率（本稅一圓ニ付）

種目	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
地租附加稅	二、八	一〇、九	一〇、九	
其ノ他	六、六	二五、七	二五、七	
所得稅附加稅	〇、七	二、三	二、三	二、三
營業收益稅附加稅	六、〇	一九、八	一九、八	一九、八
家屋稅附加稅	三〇、三	一〇、五	四〇、五	四〇、〇
府稅營業稅附加稅	八、〇	八、〇	八、〇	四、〇
府稅雜種稅附加稅	八、九	八、九	八、五	四、〇
不動產取得稅附加稅	一六、九	四四、五	四四、五	四四、五
タンク稅附加稅				一一、〇

各年度に於ける町稅及町稅外收入情況

年 度	歲入總額	稅收 入	稅外收 入
昭和四年	三五七、〇〇〇	一八二、九八九	一七四、〇一一
昭和五年	三三一、六〇七	一九二、三一〇	一三九、二九七
昭和六年	四一三、三八三	一六九、三一〇	二四四、〇七三
昭和七年	三二〇、〇六四	一六九、四七九	一五〇、五八五

大島町有財產明細表（昭和六年現在）

有價證券之部

種 別	額 面 高	備 考
東京府農工銀行株	二、三四〇	基本財產
丸ノ内銀行株	二、〇〇〇	基本財產救濟積立金
東京府農工銀行債券	一〇〇	第一大島尋常高等小學校獎學資金
勸業割引債券	一六〇	同
同	一八〇	第二大島尋常高等小學校獎學資金
東京府農工銀行債券	一〇〇	同
勸業債券	一一〇	救濟積立金



現金之部

金額	保管方法	備考
一、八二九、一三	預金	基本財産積立金
一、〇三六、〇二	同	同 救済積立金
一二六、二五	現金	第一大島尋常高等小學校獎學資金
六六、三六	同	第二大島尋常高等小學校獎學資金
五四、〇七	同	第三大島尋常小學校獎學資金

土地之部(第三章第一節町有地之部参照)

建物之部(第三章第一節町有建物之部参照)

第七章 教育

第一節 寺小屋教育時代

明治維新以前の兒童の初等教育機關として、本町地方には藩學鄉學も私塾も無く、只寺子屋教育所のみ設けられ、村童を集めて近易な讀書、習字、作法及び算術等を教へてゐたに過ぎなかつた。固より就學退學は各人の自由任せ、修業年限等の如きも別に定むる所もなければ、進級は各自の勉強次第であつた。

而して其の維持は主として授業料を以て之に充て、兒童の多きは百數十人、少きは二三十人内外を集めて教授を爲してゐた。

その最も主なるものは藤澤學校、永平學校、沖島學校であつた。

第一項 藤澤、永平、沖島學校

【藤澤學校】これは、慶應元年頃士族藤澤清之助氏と云ふ者來りて、現五丁目三十六番地田中佐吉氏住宅地跡に創めて設立し、村童を集めて、寺子屋式に教育を授けた。是れ即ち當時村民に育英のきざしを植え付けたのであつた。固より男女年齢を問はず、就學自由なれば、その子弟も多く、百數十名を越した日もあつたと言ふ。

學科は、主として讀書、習字、作法、算術(珠算)であつて、校主は一般的に讀書習字算術を、其の妻女は個

別的に習字作法を擔當して指導された。

進級の制度も日程も別に制定なく、今日の如く日曜祭日の休業とてもない。毎日日の出より日没までを學習時間と定められてゐた。

學校の維持は主に授業料を以て之に充て、兒童よりの徴集金毎月貳錢、別に三月三日、五月五日の節句、七月七日立夕、九月九日秋季、歳暮に貳錢宛、外歳暮に餅若干を徴集して、その營繕を施してゐた。

學校の經營は明治二十九年頃迄繼續されたが、其の間明治二十四年五月廿七日公立沖島永平の兩校を併合し、大島尋常小學校設立せらるゝや、事實上に於いてはこの學校も併合の情態となり、當時迄の兒童も殆んど大部分大島尋常小學校へ通學することになつた。

然るに藤澤清之助氏には當時訓導の免許なき故を以て表面上併合の形式とならず、故に以後も殘部の兒童二十三人を集めて、献身育英の事業を繼續せりと言ふ。氏の功績眞に顯著なりしを認むべきものである。

【沖島學校】 明治初年元龜戸村乙三百二十三番地現三丁目羅漢通りに、佐野直史氏沖島學校を設立して兒童教育事業に従事した。教育經營方法を大體藤澤學校に類似してゐた。然るに明治十六年七月廿八日永平學校と共に公立小學校となり、佐野直史氏は當校の教員に任ぜられた。是れ即ち當町に於ける公立小學校設立の嚆矢とし、斯くして斯道の曙光を見るに至つた。爾後當校の歴代校長の氏名及び職名を示せば

明治十七年一月

近山周治

校

長

十箇月

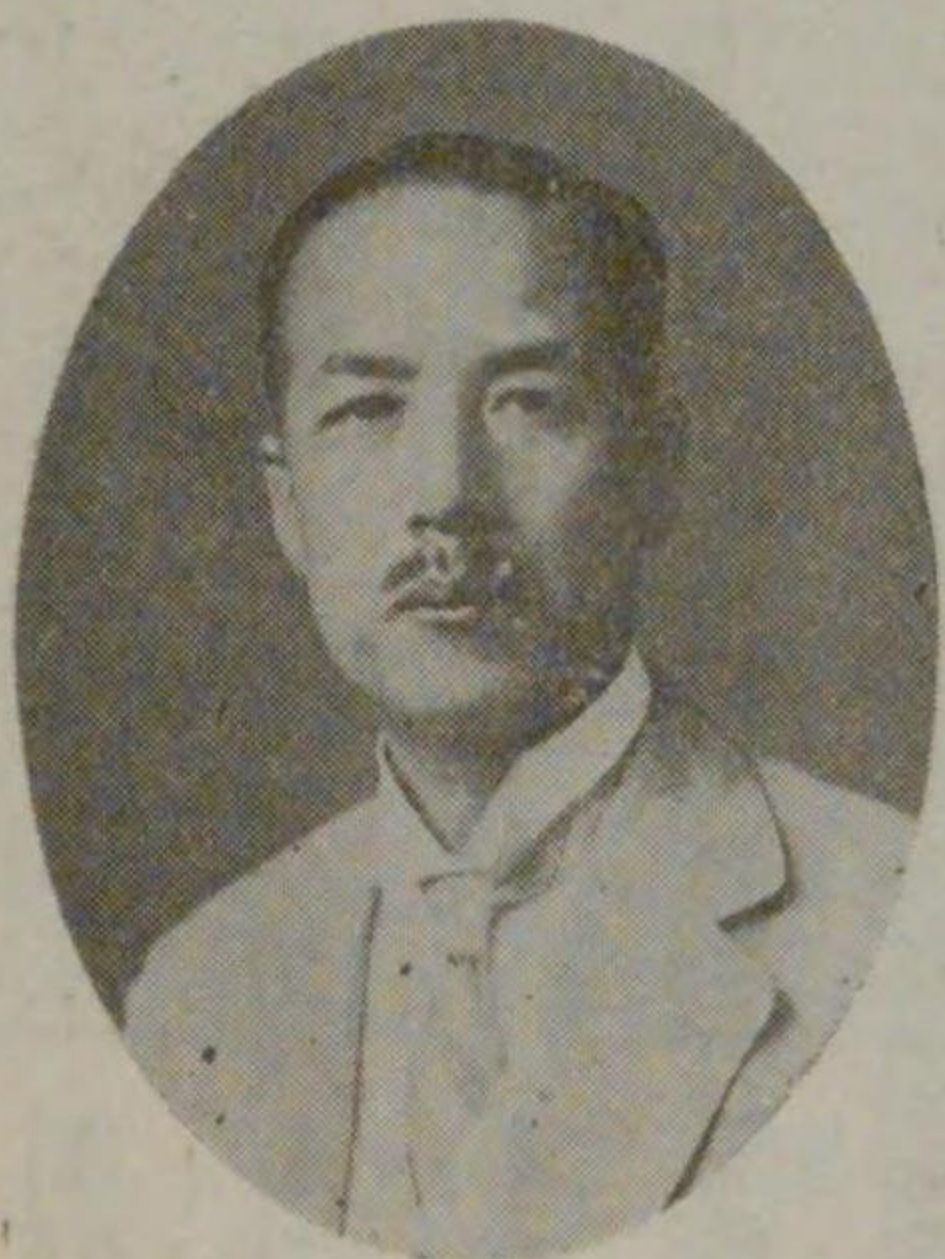
同	十七年十月	中田正敬	訓導兼校長	四箇月
同	十八年一月	佐野直史	當分校長事務擔當	一年四箇月
同	十九年四月十五日	林貫一	訓導兼校長心得	二年四箇月
同	廿一年七月十日	齋藤重威	校長兼訓導	九箇月
同	廿二年五月六日	長島英太郎	同	二箇年

更に明治二十四年五月廿七日公立永平小學校と併合して、大島尋常小學校を設立す。

【永平學校】 明治初年元深川出村八十四番地現七丁目百四十五番地附近に、小林景直氏永平學校を設立して兒童教育事業に従事した。教育經營方法は、前者同様大體藤澤學校に類似してゐた。これも明治十六年七月二十八日沖島學校と共に公立小學校となり、小林景直氏は當校の校長心得に任ぜられ、明治二十一年十二月二十三日死去されたのである。同二十二年五月六日長島英太郎校長監督を命ぜらる。

## 第二節 明治以後の教育

### 第一大島尋常高等小學校



藏作野吉 長校

王政復興の大業なるや、朝廷最も意を學事に用ひ、五箇條の御誓文の趣旨により、専ら教育の改善を圖り、明治二年府縣に令して小學校を設けしめ、同五年學制を制定し太政官布告を以て之れを頒布し、同時に學事獎勵に關する被仰出書をも公布されたのである。

これより庶民一般御趣旨を奉戴し、學問を貴ぶべく、學事の忽せにすべからざるを覺り、之が振興に意を用ふるに至つた。



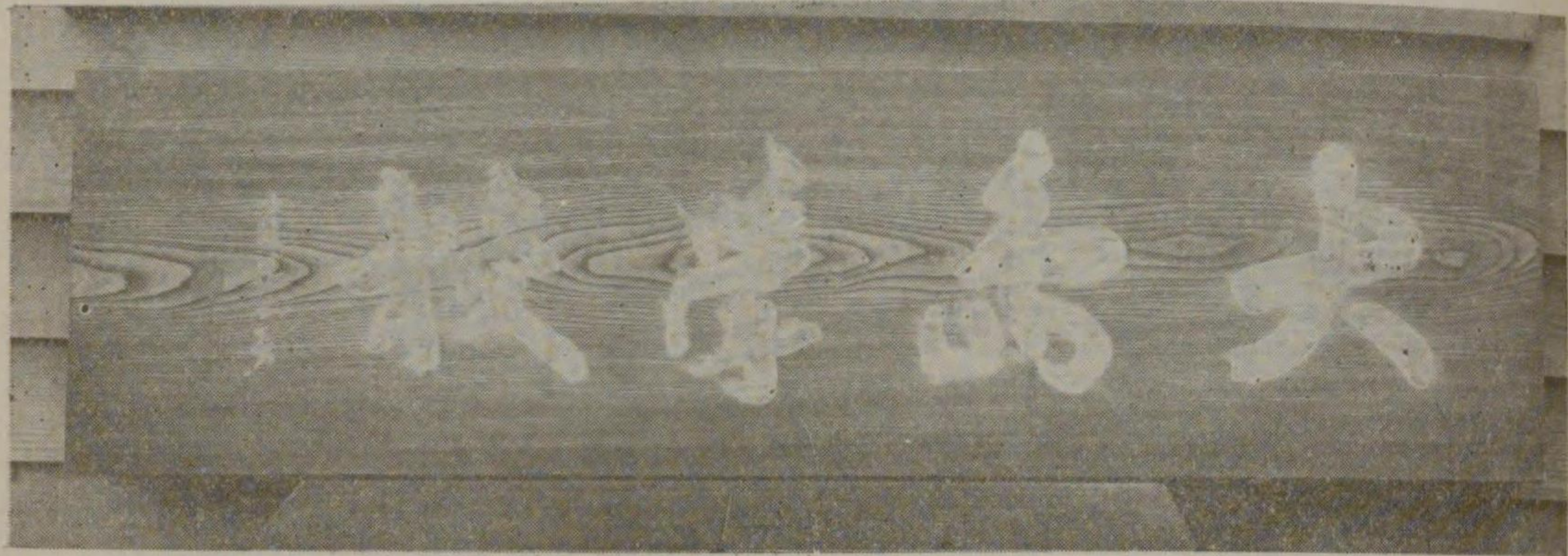
第一大島尋常高等小學校正門

實現の速かならんことを期した。

明治二十四年五月廿七日遂に村民要望の如く、公立沖島永平の兩校を併合し、大島村元大島十二番地に大島尋常小學校設立の議認可せられた。是れが現今の第一大島尋常高等小學校の前身である。

同年七月四日高等を併置して、大島尋常高等小學校と稱し、同年八月二十一日長島英太郎氏を初頭の校長に迎へた。當時總數二百五十三名であつた兒童は、同年九月一日建築費總額金四千五百五圓四拾五錢七厘（内貳千參百四拾壹圓七拾五錢寄附金を以て支辨）の新築校舍に移轉した。而して當時本校入口に掲げられた大島學校なる扁額は勝海舟の筆になつたものである。越へて三十四年四月十日從來の高等科併置を廢止し、更に獨立の高等小學校を設置して染谷源藏氏を校長に、鹽川登代吉氏を大島尋常小學校長に任じた。三十六年九月二日には、長島莫太郎氏再び校長となり、翌三十七年四月二十七日高等小學校を廢止して、再び尋常小學校に併置された。同年七月に東隣なる本澤清八氏所有の空地を借入して運動場に當てたのである。四十一年十月五日本校尋常科女兒全部を割きて、別に大島女子尋常小學校の設立認可を得、四十五年四月一日第一大島尋常高等小學校と改稱し、正式に女兒と全く分離し、男兒のみを收容することになつた。

然るに大正十二年九月一日不時の大震災あり、それが爲等二大島尋常高等小學校は、被害も多く、その上學校の一部に罹災民を收容したるを以て、校舍狹



勝海舟大島尋常小學校の扁額

隘を來し、故に本校は同年十月一日より同校の尋常科第二、三學年の女兒各一學級を轉入せしめて訓育した。爾後學事課に於いて學制通學區域を變更し、本校は再び男女共學することになったのである。

歴代校長

明治廿四年八月廿一日	長島英太郎
同 卅二年十月六日	染谷源藏
同 卅四年四月十日	鹽川登代吉
同 卅六年九月二日	長島英太郎
大正二年四月一日	杉田次平
同 五年二月五日	田中八十吉
同 六年四月十九日	本田甚平
同 八年三月卅一日	小山新平
同 九年五月十八日	加藤直三
昭和三年四月十一日	吉野作藏
大正八年四月十一日	醫師 甲斐田五郎
昭和二年四月一日	齒科醫師 小林賑吉

學級及在籍兒童數年度別表

年 度	學 級 數		兒 童 數				備 考
	尋	高	尋男	尋女	高男	高女	
明治二十四年			一二〇	一〇八	一八	七	
二十五年			一六五	一二六	四二	二〇	三五三
二十六年			一一八	九六	三三	一四	二六一
二十七年			一一九	九九	三五	一五	二六八
二十八年			一三七	一二一	二六	二〇	三〇四
二十九年			一五一	一二四	四〇	二八	三四三
三十年			一五七	一三一	四三	三一	三六二
三十一年			一六八	一三四	六五	三〇	三九七
三十二年			一七九	一五〇	九〇	四六	四六五
三十三年			一七二	一五七	九八	六一	四八八
三十四年			二〇四	一九五	一一〇	六五	五七四
三十五年			二〇八	二一七	八四	六三	五七一
三十六年			二二六	二四九	八七	七二	六三四

學 尋 同 同 同

年 一 二 三 四

男 二六二 二〇九 一六五 一五三

女 二五三 二〇九 一六七 一三一

計 五一五 四一八 三三二 二八四

現在兒童數(昭和七年七月現在)

十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年	四年	五年	六年
二五	三〇	三一	三三	三三	三〇	三〇	三二	三二	三二
二	三	三	三	三	三	五	七	七	八
二七	三三	三四	三六	三三	三四	三五	三九	三九	四〇
一四八七	一六〇九	一四七七	一五〇六	一三四九	一二五三	一一三四	九四五	九〇八	九六〇
		二四七	五九二	六四七	七四	七六二	八二四	八一三	九〇三
八二	九一	一六九	一六一	一九七	二八五	二九八	二九六	三二二	三〇六
						三二	六九	八三	九二
一五六九	一七〇〇	一八九三	二二五九	二一九三	二二五二	二二二六	二二三四	二二二六	二二六一
第二大島小學校ヨリ尋 一二年轉學	第二大島小學校ヨリ尋 一二年女子轉學								

三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年	大正二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
二五三	二七一	三二四	三五八	四五〇	五二五	五六二	五五三	五六三	五九七	六六一	七二二	八一八	八三二	九六八	一〇六一	九一〇	七五二
二八二	二六八	三〇四	三四四	四〇〇	四九六												
一〇一	一〇二	一〇四	一二三	七九	四六	四七	六一	五一	四四	四四	五九	六〇	六八	六〇	七一	六八	八五
七五	一〇一	一一一	一三〇	七一	三六	三八	四〇										
七一一	七四二	八四三	九五五	一〇〇〇	一一〇三	六四七	六五〇	六一四	六四一	七一五	七八一	八七八	九〇〇	一〇二八	一一三二	九七八	八三七
				尋常科女兒ヲ分チテ大 島女子尋常小學校設立	高等科女兒第二大島小 學校へ轉ス	尋一年第二大島小學校 へ轉學	尋一、二年第二大島小 學校へ轉學										

年 度	尋常科 男	尋常科 女	計	高等科 男	高等科 女	計
明治二十四年	一〇	八	一八	八	一	九
同 二十五年	二四	一七	四一	一	一	二
同 二十六年	一四	一九	三三	八	二	一〇
同 二十七年	一八	一七	三五	四	一	五
同 二十八年	一三	一九	三二	六	二	八
同 二十九年	二〇	一九	三九	六	一	七
同 三十年	二六	一五	四一	六	一	七
同 三十一年	三三	二七	六〇	二	五	七
同 三十二年	三一	二六	五七	二	五	七

二三九

前 期  
一 年  
二 年  
一 五

現在生徒數(昭和七年七月現在)

後 期  
一 年  
二 年  
一 〇

合 計  
七 三

尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校	尋常學	尋常夜學校
六〇	一一	六	三	一	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二二	一五	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二二	一五	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

二三八

同	同	同	同	同	昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六	五	四	三	二	和	十	十	十	十	九	八	七	六	五			
年	年	年	年	年	五	四	三	二	一	年	年	年	年	年			

一	二	九	一	三	二	二	二	二	一	一	一	一	九	六			
二	五	七	六	二	五	八	一	四	三	七	四	二	五	九	二		

一	一	一	一	九													
三	〇	二	一	八													

二	一	二	四	三	二	二	二	二	一	一	一	一	九	六			
五	九	八	三	七	七	八	四	三	三	五	七	二	五	九	二		

一	一	一	一	九	五	五	六	三	三	三	三	一	三	一			
二	八	〇	〇	一	一	九	二	一	三	三	三	二	二	二	六		

二	二	一															
八	八	六															

一	一	一	一	九	五	五	六	三	三	三	三	一	三	一			
五	四	一	〇	一	一	九	二	一	三	三	三	二	二	二	六		

同	同	同	大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	三	二	正	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三
年	年	年	元	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

七	四	六	四	五	六	四		七	六	四	五	四	四	三	二		
五	九	八	八	七	八	四		九	八	九	二	七	三	三	四		

						四		七	六	五	六	四	三	二	三	三	〇
						六		二	七	〇	一	二	二	三	三	〇	

七	四	六	四	五	六	九		一	二	一	一	八	七	五	五		
五	九	八	八	七	八	〇		五	三	九	三	九	五	六	四		

二	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
八	三	六	九	一	一	六	三	〇	五	一	八	〇	八	五	七		

						二		一	一	一	一	一	一	一	一		
						〇		二	五	七	六	三	三	七	八	三	五

二	一	一	一	四	三	三	三	二	二	二	一	一	一	一			
八	三	六	九	一	三	三	〇	六	八	四	五	八	五	八	二		

獎學會

本町の三小學校は、學用品の供給其他、教育上必要な施設を行ふ爲に、各、獎學會或は後援會を作つて、其目的を遂行して居る。

第一大島小學校獎學會

昭和二年四月創立

役員 (昭和七年現在)  
會長 田中 佐吉  
副會長 森本 竹三

第二大島尋常高等小學校



校長 大津勝治

明治四十一年十月五日、三丁目四百七十一番地に大島女子尋常小學校設立の認可を得、愈々同四十三年四月一日より田中八十吉氏を校長代理として、大島尋常高等小學校尋常科女子全部を分割し、之を十學級に編成して、同校舊校舎を假用し、茲に始めて授業を開くことになつた。

同年八月三十一日教間直一氏本校第一回の校長に命ぜられ、當時總數五百六十七名であつた。児童は十一月一日新設校舎に移轉し、同月三日開校式を行ひ、四十五年四月一日高等科を併置して、第二大島尋常高等小學校と改稱し、女子のみを收容することになつた。越へて大正二年六月二十三日本校内に町立裁縫補習女學校附設の件認可せられ、同年九月一日より授業を開始せられた。當時生徒數僅か三名に過ぎなかつた。然るに大正五年三月三十一日同補習女學校は廢止され、越へて昭和二年三月二十九日新に町立大島實務女學校附設せらる。



大島第二尋常高等小學校正門

に於いて奉安せられたるを以て無事避難し奉り、職員児童も事無く、校舎の損害又輕微なりしも、町民避難所に充てたれば、三週間の臨時休業の已むなきに至つた。

同十二年九月一日不時の大震災には、校舎の損害多く、其上罹災民の收容所に充てたので、九月中臨時休業し十月一日より、第一大島小學校々舎を假用して二部教授を開始した。爾後學制通學區域の變更ありたるを以て、



本校も男女共學となり今日に及んでゐる。

歴代校長

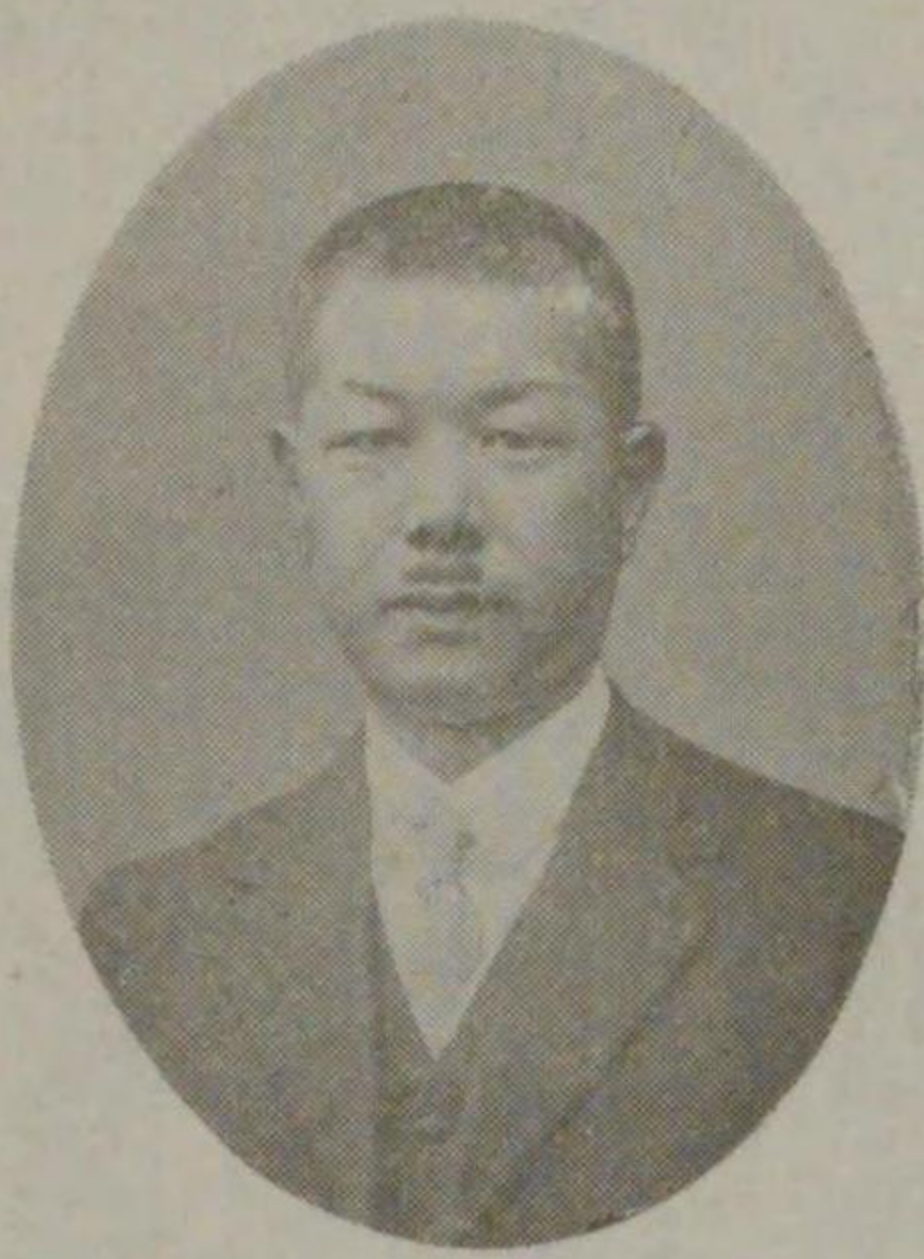
明治四十三年八月卅一日	秋間直一
大正九年十一月十五日	佐藤忠宗
同 十一年二月十六日	山口紋之助
昭和六年六月	大津勝治
校 醫	
大正八年四月十一日	醫師 牧野昇榮
同 十五年五月九日	齒科醫 大日方直高
改テ 昭和二年四月一日	同

學級及在籍兒童數年度別表

年 度	學 級		計 數	兒 童		計 數	備 考
	尋	高		尋男	尋女		
明治四十三年	一〇	一	一〇	一	一	一〇	
四十四年	一〇	一	一一	一	一	一一	
四十五年	一〇	一	一一	一	一	一一	
大正二年	一〇	一	一一	一	一	一一	
三年	一〇	一	一一	一	一	一一	
四年	一一	一	一二	一	一	一二	
五年	一四	一	一五	一	一	一五	
六年	一五	一	一六	一	一	一六	
七年	一七	一	一八	一	一	一八	
八年	二二	一	二三	一	一	二四	
九年	二七	一	二八	一	一	二九	
十年	二二	一	二三	一	一	二四	
十一年	二四	一	二五	一	一	二六	
計							



大正十四年三月三十一日大島町七丁目四百三十三番地に本校設立の認可を得るや、建築費三四、八〇〇圓を投



校長 河原半平

第三大島尋常小學校

會長 富野喜平  
副會長 齋藤吉五郎

昭和二年六月創立  
役員 (昭和七年現在)

第二大島小學校獎學會

同	同	同	同	同
六	五	四	三	二
年	年	年	年	年
一四二	一四七	一八八		
一三三	一四六	一七二	一八五	一八二
二七五	二九三	三六〇	一八五	一八二
四九	四四	五一	六〇	六〇

昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大	同	
和													正	四	
元	十	十	十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	元	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
二六六	二三八	二五八	一九四	一四八	一三九	一二七	一一七	七一	八一	六一	八四	六〇	五五	五八	四九
二六六	二三八	二五八	一九四	一四八	一三九	一二七	一一七	七一	八一	六一	八四	六〇	五五	五八	四九
六四	六三	四四	四一	三七	三七	二五	三一	二二	三五	二六	一八	一八	二二	一三	



第三大島尋常小學校正門

二五〇  
 じて工事を進め、翌十五年三月卅一日愈々落成したので、學制通學區域を變更し、同年四月一日より武者種彦氏を校長に迎へ、第一學年の新入児童二七七名及び第一大島尋常高等小學校より分割せる第二學年の一五七名は、この新校舎にて授業を受けることになつた。町の發展に伴ひ児童數増加し、校舎狹隘なるを以て、その増築を企劃せられ、遂に昭和四年四月三日落成式

が行はれた程である。

歴代校長

武者種彦	大正十五年三月卅一日
河原半平	昭和七年五月廿五日
岡田彌三郎	大正十五年九月十四日
甲田定雄	同

學級及在籍兒童數年度別表

年 度	學 級 數	兒 童 數		計	備 考
		男	女		
大正十五年	七	二一四	一九七	四一一	
昭和二年	一一	三八五	三六四	七四九	
昭和三年	一七	五七二	五四九	一一一七	
昭和四年	二三	七三四	六九四	一四二八	
昭和五年	三一	八八〇	八四三	一七二三	
昭和六年	三二	九七八	九五六	一九三四	

現在兒童數(昭和七年七月現在)

學 年	尋 常	男	女	計
一 年	一	二二四	二二四	四三八
二 年	二	一八三	一八六	三六九
三 年	三	一六八	一九一	三五九
四 年	四	一六八	一五八	三二六

同 同  
合同 計 六 五  
教員級數

一五二  
一六〇  
一、〇四五  
三三三  
二九

一四一  
一四五  
一、〇四五

二九三  
三〇五  
二、〇九〇

二五二

年度別に於ける卒業児童數

年 度	尋 常		計
	男	女	
昭和五年	八七	七三	一六〇
同 六 年	一一一	一一二	二二三

第三大島小學校後援會

大正十五年九月 創立

役員 (昭和七年現在)

會長 綾 井 樹  
副會長 石 井 辰 五 郎

明治二十二年町制施行以來の學務委員の氏名は次の如くである。

第三節 學 務 委 員

歴代學務委員

選 任 年 月 日	滿期又ハ退職年月日	氏 名
明治二十二年五月卅一日	明治二十八年五月三十日	齋 藤 市 次 郎
同	同	伊 藤 源 兵 衛
同	同	渡 邊 又 兵 衛
同	同	增 田 五 郎
同	同	小 川 與 助
同	同	石 井 長 右 衛 門
同	同	齋 藤 市 次 郎
同	同	伊 藤 源 兵 衛
同	同	渡 邊 又 兵 衛
同	同	增 田 五 郎
同	同	小 川 與 助
同	同	齋 藤 市 次 郎
同	同	伊 藤 源 兵 衛
同	同	渡 邊 又 兵 衛
同	同	增 田 五 郎
同	同	小 川 與 助
明治二十八年五月三十日	明治三十四年五月二十九日	齋 藤 市 次 郎
同	同	伊 藤 源 兵 衛
同	同	渡 邊 又 兵 衛
同	同	增 田 五 郎
同	同	小 川 與 助
明治三十一年五月三十日		小 川 與 助

(順序不同)

二五三

同  
同  
明治三十一年五月三十日  
同  
同  
明治三十四年五月三十日  
明治三十四年六月十日  
明治三十七年八月二十日

同  
同  
明治三十五年一月二十七日  
明治三十七年五月三十日  
同  
同  
明治三十八年三月二十三日  
明治四十一年七月十九日  
明治三十七年十二月三十一日  
明治四十一年七月十九日  
明治四十四年十一月四日

富野喜平次  
石井長右衛門  
小川與助  
富野喜平次  
石井長右衛門  
齋藤市次郎  
增田喜之助  
齋藤市次郎  
伊藤源兵衛  
興津竹太郎  
久村淺次郎  
石井長右衛門  
本澤清八  
芦田喜之助  
石井長右衛門

同  
同  
同  
同  
同  
大正二年二月二日  
同  
同  
明治四十四年十一月八日  
明治四十三年十二月二十三日  
同  
明治四十二年七月三日  
同  
同  
同

大正二年一月一日  
同  
同  
同  
同  
同  
大正二年一月十六日  
大正六年二月一日  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

富野喜平次  
渡邊又兵衛  
深澤喜太郎  
芦田喜之助  
大須賀辰五郎  
福田宇右衛門  
吉川傳左衛門  
岸田萬之助  
齋藤市次郎  
渡邊又兵衛  
大須賀辰五郎  
岸田萬之助  
福田宇右衛門  
深澤喜太郎  
石井長右衛門

大正二年五月三十一日

同

大正二年四月二十五日

同

大正四年四月二十七日

同

大正六年二月二日

同

同

同

同

同

大正六年六月八日

同

大正八年三月二十九日

同

大正九年一月二十六日

大正十年二月十日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大正十一年五月三日

二五六

山田喜兵衛

本澤清八

宇田川喜重

齋藤長三郎

齋藤長三郎

同

大正八年二月十三日

同

大正八年二月二十六日

同

大正六年六月二日

同

大正九年一月十五日

同

大正十年二月一日

同

大正十年一月十八日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

二五七

齋藤長三郎

吉川傳左衛門

牧野昇榮

山田清

綠川常吉

甲斐田五郎

田中佐吉

金木仙吉

黑田辰五郎

上代芳太郎

佐竹吉藏

大日方直高

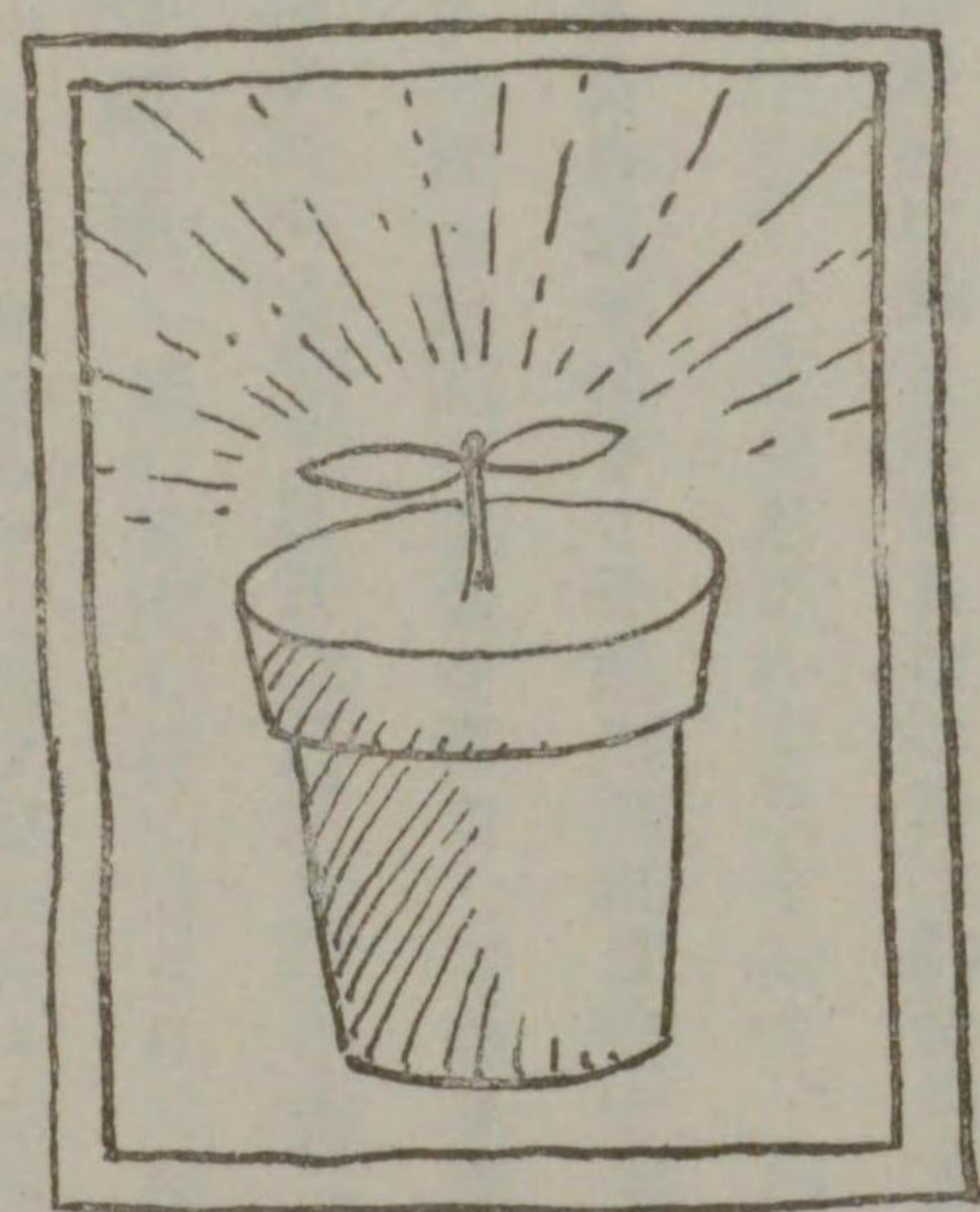
太田銀之助

椎名房吉

岸田萬之助

同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
大正十四年六月十二日  
昭 和 四 年 六 月 二 十 四 日



同 同

同 同 同 昭 和 七 年 九 月 三 十 日  
昭 和 六 年 十 一 月 十 日 死 亡  
昭 和 四 年 十 一 月 十 九 日 死 亡  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同  
昭 和 四 年 五 月 二 十 九 日

武 田 山 三 郎  
並 木 民 之 助

岡 甲 大 小 田 深 田 鈴 小 太 綾 大 山 上 金  
部 斐 日 林 中 澤 邊 木 林 田 日 代 木  
彌 田 方 賑 慶 米 鐵 紋 次 銀 之 方 直 芳 太 仙  
三 五 直 吉 吉 郎 藏 郎 吉 助 樹 高 清 郎 吉  
郎 郎 高 吉 吉 郎 藏 郎 吉 助 樹 高 清 郎 吉



## 第八章 衛生

### 第一節 一般衛生と衛生施設

#### 一般衛生狀況と其沿革

本町は、其隣接する町村とは、何れも河川を以て界されて居る關係上、四圍は回らずに堤防を以てされて居る。従つて、平坦なる中央とは凹狀を呈し、常に濕潤の地なる事は、恰かも彼の「オランダ」の様である。

滿潮時に至れば、海水の逆流氾濫を免れないから、各所に扒桶を作つて海水の干満を見計らひ、之を開閉して常態を保たして居る。

近時、排水機の設置を見、道路及び家屋は過去數回に涉つて、地盛りを行つたので、稍浸水の厄を免れる事が出来るが、十數年以前にあつては、毎年九月の暴風雨の時季に至れば、其都度多數の浸水家屋を出し、殊に明治四十三年並に、大正六年の如きは、其被害の最も甚だしいものがあつた。

溝渠は、羅漢通り並に中の橋通りの如き、既に暗渠になつたものは別として、何づれも開掘で各戸の用悪水が注がれるので、腐敗汚濁し、臭氣を放つて居る。

加ふるに、過去に於て工場地として、急造な發展を遂げて來た本町の現在は、煙突は林立して盛に煤煙を吐き、或は臭氣ある「ガス」を噴出するので、衛生上誠に芳しからざるものがある。

綾井樹氏町長時代、即ち昭和六年町會議員相謀り、他町に卒先して町會の議決を経て、十四萬五千有餘圓の起債を仰ぎ、之を失業救済事業費に充て、一方失業者を救済すると共に他方、道路の整備と側溝の完成を計りつゝある爲めに、之等の欠陥は漸次改善せられんとして居る。

往年の本町は、幽邃にして樹木繁茂せる恰好な保健地たりし事は云ふ迄もない。然し、急激な發展を遂げ人家稠密して市内のそれと識別し難い昨今では、稍ともすれば非衛生的に陥り易いのを免れ得ない。町當局も夙に意を茲に用ひ、年々壹萬數千圓の巨費を投じて、衛生思想の普及を計り、汚物の搬出、傳染病豫防注射、定期種痘、溝渠の浚渫、清潔法施行等を行ひ、かたがた蠅取デー、健康週間其他を催して、衛生上間然する處なきを期して居る。従つて傳染病殊に腸「チブス」の如きは逐年其數を減じつゝある状態である。

【醫療機關】徳川の末期以前は知る由ない、現四丁目に柳原侯の下屋敷があつた關係から、其御典醫だつた。牧野昇甫氏が幕末から、明治へ掛けて、現本町一圓の醫療の任に當られて居た。此状態は明治廿七年頃も續いた。此間、澁川安貞氏が居た事がある。村民病一度重るや、四ツ目の佐々木東水氏を聘ぐを常として居た。其後本町の發展に伴つて、人口頗る増加し、醫師の開業するもの、漸次其數を増し、現在にありては、病院三、開業醫の數、二十齒科醫師の數亦十一を算するに至つた。

【傳染病】明治三十年傳染病豫防法施行せらるゝや、其翌年より本町に發生せる傳染病患者は、當時町村組合

にて經營せる隔離病舎（元小松川村所在）に收容して居た。

而して、今日の如く衛生思想の未だ發達せざる時代にありては、傳染病に對する恐怖の念は、相當大きかつたものゝ様であつた。従つて、衛生組合設置規定が出来た當時、本町にも亦衛生組合が出来て、専ら傳染病の豫防と、病者收容消毒等の衛事つたものであつた、次に其規約の一般を示せば。

### 南五ツ目衛生組合規約

#### 第一章 組合ノ名稱區域及事務所

第一條 本組合ハ南五ツ目衛生組合ト稱ス

第二條 本組合ハ南葛飾郡大島町大字小名木大字龜戸大字猿江大字深川本村大字大島大字中之郷大字平方六間堀各飛地（十部十一部）ヲ以テ南五ツ目衛生組合區域トス

第三條 本組合事務所ヲ區域内大字小名木四百拾番地ニ設置ス

#### 第二章 組合總會

第四條 組合總會ハ毎年三月九月之レヲ開ク

組合總會ハ組合長ニ於テ開會ノ必要ヲ認メタルトキ又ハ組合委員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ組合長ニ開會ノ請求アルトキハ臨時ニ之ヲ開クモノトス

第五條 組合總會ハ組合長之ヲ召集ス

組合長組合總會ヲ召集スルトキハ開會三日前其件名日時及場所ヲ組合員ニ通知スベシ

第六條 組合總會ハ組合長ヲ以テ議長トス若シ組合長故障アルトキハ組合副長ヲ以テ議長ス組合長組合副長共ニ故障アルトキハ出席組合員ノ年長者ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 組合總會ハ衛生組合設置規程第五條ニ依ルノ外組合員三分ノ一以上ノ出席ヲ以テ開會スルコトヲ得

第八條 決議ハ會員出席者ノ過半數ニ依ル可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス前項ノ外組合總會ノ會議ハ普通法ニ依ル

第九條 組合長ハ便宜ノ方法ニ依リ議決ノ要領ヲ速ニ會員不參者ニ通知スルモノトス

#### 第三章 委員會

第十條 組合總會ハ其權限ニ屬スル事項ノ全部ヲ代議セシムル爲メ組合員中ヨリ貳拾名ノ委員ヲ設ク其任期三年トス

第十一條 委員會ノ議長ハ組合長ヲ以テ之ニ充ツ

組合副長及理事ハ委員會ノ議事ニ參與スルコトヲ得

第十二條 組合總會ハ或ル事件ニ付特ニ委員ヲ設ケテ之レヲ審査スルノ必要ヲ認ムルトキハ組合員（又ハ第十條ノ委員）中ヨリ審査委員ヲ設クルコトヲ得但シ其選定及人員ハ總會ノ決議ニ依ル

第四章 組合長組合副長ノ選舉任期

第十三條 組合長組合副長最多數ノ投票得タル者ヲ以テ當選トス

第十四條 組合長組合副長ノ任期ハ參ケ年トス

第十五條 組合長組合副長退職其他ノ事故ニ因リ欠員ヲ生ジタルトキハ七日以内ニ選舉ノ手續ヲ爲スモノトス

第十六條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ニ關スル一切ノ事務ヲ管理ス

第十七條 組合長ノ管理スヘキ事務ノ概目左ノ如シ

- 一、會議ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スルコト
- 二、豫算ノ收支ヲ掌リ之カ精算ヲ組合總會ニ報告スルコト
- 三、組合一般衛生ニ注意シ組合規約ノ執行ヲ督勵スルコト
- 四、組合規約違反者ル處分爲スコト
- 五、傳染病豫防ニ關シ其筋ヨリ命令又ハ注意アリタル事項ハ便宜ノ方法以テ速ニ之ヲ組合員ニ周知セシメ其實行ヲ期スルコト
- 六、書類ノ編纂及保存

第十八條 組合長組合副長ハ組合内ノ醫師等ト氣脈ヲ通シ傳染病豫防ニ關シ周到ヲ期ス

第十九條 比隣組合ニ於ケル豫防ノ注意不行届ニシテ危害ヲ被ムルノ虞アルトキハ組合長ハ比隣ノ組合長ニ對シ

相當ノ協議ヲ遂クヘシ危害ノ虞尙ホ去ラサルトキハ其旨ヲ大島町長ニ通告シ自己組合ノ安寧ヲ計ルヘシ

第二十條 組合長組合副長ノ報酬ハ無報酬トス

但シ實費ハ辨償スルモノトス

第五章 理事及書記ノ選任並ニ手當

第二十一條 理事ハ組合長ノ指示ニ依リ庶務會計ヲ掌理シ組合規約ノ實行ヲ查察ス

第二十二條 書記ハ組合長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス但シ書記ハ組合長之ヲ任免ス

第二十三條 理事及書記ノ人員ハ理事七名書記一名トス理事任期ハ三ケ年トス

但シ理事委員書記ノ手當組合總會ニ於テ之ヲ定ム

第六章 傳染病豫防

第二十四條 組合員ハ其家族中傳染病又ハ其疑似症タルノ診斷ヲ受ケタル者アルトキハ(組合員自ラ病ニ罹リタルトキハ家中ノ重ナル者ヨリ)直チニ其旨ヲ比隣ニ通知スヘシ

第二十五條 前條ノ通知ヲ受タル者ハ相互ノ協議ヲ以テ便宜通知者ヲ定メ即時其旨ヲ組合長又ハ組合副長若クハ理事ニ通告スヘシ

第二十六條 組合長組合副長又ハ理事ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケ其他傳染病若クハ其疑似患者アルヲ知リタルトキハ町長役場又ハ警察署若クハ巡查派出所ニ通知スヘシ

組合長ニ於テ特ニ必要ヲ認ムルトキハ前項ノ通知ヲ爲サシムル爲其ノ組合内輪番ヲ定メシムルコトヲ得  
組合常備ノ器具藥品ヲ病家ニ運搬セシムル爲運搬者ヲ定メ置クノ必要ヲ認ムルトキ亦同シ

第二十七條

組合長組合副長又ハ理事ニ於テ必要ヲ認ムルトキハ其ノ組合内ノ各戸巡視シテ患者ノ有無ニ注意シ  
苟モ傳染病ニ疑ハシキ患者ヲ發見シタルトキハ即時左ノ手續ヲ爲スモノトス

一、主治醫アレハ之ニ就テ其病症ヲ聞取り仍ホ疑ハシキニ於テハ即時當該吏員ニ其旨ヲ通シテ診斷ヲ請  
求スル事

二、主治醫ナケレハ病家ニ懇諭シテ即時診斷ヲ受ケシメ仍ホ其ノ診斷ニ疑アルカ若シクハ病家ニ於テ速  
ニ醫師ヲ迎ヘサルカ又ハ貧困ニシテ其ノ資力ナキトキハ前號要求ノ手續ヲ爲スコト

第二十八條

自宅療養中ニ組合長組合副長又ハ理事ニ於テ屢々該家ヲ巡視シ排泄物ノ取扱及消毒看護人ノ行爲病  
毒汚染物ニ對スル注意飲食物ノ注意患者ノ隔離等當該吏員ノ指示ニ照ラシテ充分行届カシムル様注意シ  
若豫防上危険ノ虞ヲ免レ難シト認ムルトキハ直ニ其ノ旨ヲ當該吏員ニ（理事ハ組合長ヲ得テ申告スルモ  
ノトス

第二十九條

交通遮斷中ハ比隣者輪番ヲ以テ親切ニ該家ノ用辨（戸外ニ係ル）ヲ達ツ且ツ飲料水ヲ供給スヘシ遮  
斷ノ命ナキモノト雖モ患者療養中ハ亦同シ

第三十條

交通遮斷ノ命ナキト雖モ患者自宅療養中ハ止ムヲ得サル場合ノ外相互ニ病家トノ交通ヲ絶ツヘシ其ノ

病家ニ到リタルトキモ成ルヘク屋内ニ入ルヘカラス

第三十一條

組合員ハ常ニ相互患者ノ有無ニ注意シ苟モ傳染病ニ疑ハシキ患者アルヲ發見シタルトキハ口頭書面  
又ハ投書ヲ以テ即時其ノ旨組合長ニ通告スヘシ

第三十二條

清潔方法施行ノ命令アリタルトキハ勿論施行ノ命令ナキモ傳染病萌動ノ時期及流行ノ兆アルトキハ  
組合ノ申合ヲ以テ時々一齊ニ清潔方法ヲ施行スルモノトス

第三十三條

組合員常ニ左ノ事項ヲ施行シ自他ノ豫防ヲ怠ルヘカラス

一、家屋内外ハ常ニ清潔ナラシメ汚濕ノ場所ハ土砂等ヲ埋メ乾燥セシムルコト

二、宅地内下水ヲ流通セシメ構造破損ノ個處ハ其負擔者ニ於テ速ニ改修又ハ修繕スルモノトス

三、井戸側及流シ破損ノモノハ其負擔者ニ於テ速ニ改修スル者トス

四、傳染病ニ疑ハシキ疾病ニ罹リタル者アルトキハ其戸主（戸主病ニ罹リタルトキハ家族中重ナル者）  
ニ於テ速ニ醫師ノ診斷治療ヲ受ケシムルコト若シ貧困ニシテ其ノ資力ナキカ又ハ醫師ヲ招クモ來ラ

サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ組合長ニ通告スルコト

五、傳染病流行ノ兆アルトキハ多人數ノ集合ヲ戒慎シ且一層攝生ニ注意スルコト

六、日中ハ時々戸障子ヲ開放シテ室内ニ日光ヲ直射セシメ空氣ノ疏通及室内並ニ物品等ノ乾燥ヲ計ルコ  
ト

七、此他傳染病ニ對スル豫防方法ハ其筋ノ命令又ハ意ニ從ヒ周到實施スルコト

第三十四條 患者發生ノトキハ組合長組合副長又ハ理事ハ病家ノ交通等ニ注意シ當該吏員ノ出張ヲ俟テ消毒方法ノ施行等ニ着手セシムヘシ

但シ病室内ニアル一切ノ物件ハ勿論其他ノモノト雖取片付ヲ爲サス總テ當該吏員ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第三十五條 豫防消毒ノ施行及患者入院ニ際シ該當吏員ニ於テ臨時人夫ヲ要求スルトキハ組合長組合副長及理事ハ速ニ斡旋ノ勞ヲ執ルモノトス

但シ人夫賃ハ組合ニ於テ支辨スルノ限ニアラス

第三十六條 組合員ハ互ニ種痘ノ普及ヲ計リ相勵誘シテ之ヲ施行スヘシ若シ相當ノ理由ナクシテ種痘ノ義務ヲ果ササル者アルトキハ本規約第三十一條ノ手續ニ依リ組合長ニ通告スヘシ

第七章 組合費收支及組合共有財産管理

第三十七條 組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル組合長ハ會計年度收入支出豫算ヲ調製シ並ニ組合内各戸ノ負擔又徵集ノ斯日方法ヲ定メ年度開始一ケ月前組合總會ノ決議ヲ經ヘウ臨時ニ費用ヲ要スルトキハ組合總會ノ決議ヲ經テ既定豫算ノ追加ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 組合共有財産ハ組合長管理ノ責ニ任ス消毒用器及消毒藥ノ如キ各所配置ノ必要アルモノハ組合長之ヲ組合副長及理事ニ配付シ臨時使用ニ供スヘシ

此ノ場合ニ於テハ配付ヲ受ケタル物品ニ對シ組合副長又ハ理事保管ノ責ニ任ス

第八章 違約處分

第三十九條 南五ツ目衛生組合區域内ヘ移轉シ來リ候者ハ移轉ノ日ヨリ本組合員タル者トス

第四十條 本規約第二十四條第二十五條第三十一條第三十三條ノ第四號又ハ第三十六條ニ違背シテ患者又ハ未種痘者ノ通告ヲ爲サ、ル者第三十二條ノ申合ニ違背シ清潔方法ヲ施行セサル者第三十三條第一號第二號第三號ニ違背シ組合長ヨリ日ヲ期シテ其ノ執行ヲ要セラル、モ其期日内ニ之ヲ遂ケサル者ハ壹圓以下ノ違約金ニ處ス

違約金ハ前項所定ノ範圍内ニ於テ組合長其ノ金額ヲ定メ本人ニ告知書ヲ發シテ之ヲ徵收スヘシ告知書ヲ受ケタル者ハ之ヲ受ケタル日ヨリ三日以内ニ該金額ヲ組合長ニ納付スヘシ  
前項ニ依リ納付シタル違約金ハ組合費ノ中ニ編入スルモノトス  
右規約ノ條項確守致左ニ記名印捺候也

組合長	富野喜平治
組合副長	久村淺次郎

【隔離病院】 當時郡内各町村の罹病者を收容すべき隔離病舎を經營するため加盟した、當時の組合町村は寺島吾孺を除いた廿一ヶ村であつた。越えて大正四年、病舎の移轉と改築を行ひ郡内を統一して之を郡立としたが、

同十二年郡制廢止に併つて再び南葛飾病院町村組合となつた。昭和五年一大革新を行つて今日の如く完全なる傳染病院となし、患者の收容にも、患者用自動車を派遣して、病者の爲に萬遺漏なきを期する様になつたのである。而して、昭和貳年度に於ける、本町傳染病患者發生數は九十九名にして、昭和六年度には百八十一名を算して居る。

尙、南葛飾病院町村組合へは、毎年分賦金を納附して其經費に充てゝ居るが、昭和六年度の本町分賦額は約四千五百餘圓である。

第一項 【南葛飾病院町村組合議員】

第一回	明治三十一年以後	内藤三藏
第二回	大正十二年十二月	山田清
第三回	昭和二年十二月	大日方直高
同	昭和二年十二月八日選任	小日方直高
同	昭和六年十二月八日滿期	小林賑吉
同	昭和六年十二月八日選任	佐竹吉藏
同	昭和七年九月三十日	吉田峰次郎
同	昭和六年十二月八日	村上徳市
同	同	竹内四郎

【用水】過去に於ける本町住民はアルカリ分と鹽分鐵分の多量を含める井戸水を使用し僅に飲料として、東京市より水道水の分譲を受け一荷何幾の代價を支拂つて居たのであるが、江戸川水道が完備した現在では殆んど全部、水道を使用して居る。只浴場、工場等では經費の關係から、井戸水を使用して居る處もある。

本水道は大正八年十二月隣接三郡十二ヶ町村で江戸川上水町村組合を組織し、監督官廳の認可を得總豫算千三百九十餘萬圓を以て工事に著手し大正十五年八月完成通水したもので、本町に於ける埋没鐵管延長は次の如くである。

鐵管埋没延長	600 ミリメートル	20.91
	500 ミリメートル	846.00
	250 ミリメートル	4486.45
	200 ミリメートル	3694.98
	150 ミリメートル	3292.62

火災時に於ける、非常用消火栓は、双口十七個、單口二百五個、設備されて居る。  
 専用栓 使用戸数は、八月十一日現在に於て、二千六百四十四戸、人口、一萬〇二百二十八人で、共用栓使用戸数は、六千六百八十一戸、人口二萬四千三百八十六人である。  
 此外、工場、浴場方面の使用戸数は四十六戸、人口二百六十三人となつて居る。  
 本町より選出されて居る、江戸川上水町村組合議員は、次の諸氏である。

第二項 【江戸川上水町村組合議員】

第一回	大正九年一月	大正十三年一月十一日満期	鷺見金三郎
同	同	同	宇田川喜重
第二回	大正十三年一月	同	渡邊又兵衛
同	同	同	田邊鐵藏
同	同	同	山田清
同	同	同	宇田川喜重
同	同	同	太田銀之助(宇田川氏死亡補欠)
第三回	昭和三年	昭和七年一月十一日満期	佐竹吉藏
同	同	同	齋藤春吉

同	同	同	深澤米太郎
同	同	同	宇田川清吉
同	同	同	上代芳太郎
同	同	同	齋藤春吉
同	同	同	山田清
第四回	昭和七年一月十二日選任	同	佐竹吉藏
同	同	同	齋藤春吉
同	同	同	山田清

【下水】 本町に於ける下水道は、未だ完成の域に達して居ない。其大部分は開放された溝渠に排泄されて居る。最近失業救済事業遂行に當つて、側溝の布設を行つた爲め、稍改善されつゝあるも、用悪水の腐敗により一種の臭氣ある事を見逃し得ない。只羅漢通りと中の橋通りの二ヶ所は、暗渠になつて居るので、斯の如き欠陥がない。一溝渠に排泄された、用悪水は、海水の干潮時は枳桶により、平時は排水機によつて、周囲の河川に排泄せられる現状である。

而して毎年一回下水道の浚渫を行ふ事にして居る。

【塵芥】 本町にては、各戸に就て塵芥を蒐集する掃除常夫を使用して居る。之がため毎年一萬數千の豫算を計上して居る。一ヶ年を通じて蒐集される塵芥總貫数は約七六五、五九八貫あり、其處分方法としては、大部分は肥料材料となり、或物は沼地の埋立等に使用して之を處置しつゝある。

●昭和六年度に於て本町衛生施設を擧ぐれば

定期	種痘	善感數	不善感數	未種痘數	合計
第一期	一、一三一	二四	二四五	一、四〇〇	
第二期	六七七	三二七	三四	一、〇三八	

衛生、防疫に關する諸施設開催實況

名稱	施行月日	場所	摘要
結核豫防会	自四月廿四日 至同三十日	第一、二、三小學校	校醫校長講話、座談會ポスター 綴方、郊外徒歩練習
防疫活動寫真會	五月二日	第二、三、小學校	技師説明者ヲ警視廳ヨリ 招聘ス、參講人約二千人
衛生活動寫真會	五月二日	第一小學校	右 參觀人約一千人
乳幼兒愛護週間	自五月一日 至同七日	第一、二、三小學校	校醫校長講話、座談會、ポスター 標語募集
ムシ齒豫防会	六月四日	同	同
母ノ會	自八月八日 至同十五日	大島電氣館	技師説明者ヲ警視廳ヨリ招聘 赤痢、腸チブス豫防活動寫真
視力保存会	十月十日	第一、二、三小學校	校醫講話、ポスター、心得事項 頒布、お話會
健康週間	自十月十二日 至同十六日	同	ポスター、ピラ配布、衛生相談所 開設、健康訪問隊派遣、無料調髪

傳染病發生狀況

病名	患者數	治癒者數	死亡者數	入院中
腸チブス	二二	一一	六	三
バラチブス	二	二	一	一
赤痢	五一	三四	一七	一
疫痢	五八	二七	三一	一
チフテリア	四〇	二三	一七	一
猩紅熱	八	八	一	一
流行性腦背髄膜炎	一	一	一	一
計	二八一	一〇六	七二	三

第二節 醫師並に齒科醫師

明治初年より二十五年頃迄、唯だ一名に過ぎなかつた。醫師は其後人口の増加と共に其數を加へ、昭和七年八月現在に於ける本町の、醫師並に齒科醫師の數は醫師二十名、齒科醫師十一名なり。

其所屬する醫師會は南葛飾郡醫師會にして、醫事衛生、健康保險其他の施設を取扱つて居る。齒科醫師會は東京府齒科醫師會に屬し南葛飾郡支部會として其事務を分掌して居る。而して、他に藥劑師十八名、産婆二十八名、看護婦三十三名を算ふる現狀である。



第三節 衛生委員

(順序不同)

第一回 明治三十四年

明治三十四年六月十日選任 明治卅七年八月廿日退職

同 明治卅七年

第二回 明治卅七年

明治卅七年八月廿日選任

豫防委員

明治三十七年八月廿日選任

同 同

第三回 明治四十二年

明治四十二年三月廿日選任 大正二年二月一日退職

同 同

第四回 大正二年

大正二年二月二日選任

同 大正六年二月一日退職

第五回 大正六年

大正六年一月二日選任

同 大正八年二月廿六日退職

大正六年六月八日 大正十年二月一日

石井長左衛門

齋藤市次郎

石井長右衛門

吉川傳左衛門

齋藤市次郎

芦田喜之助

宇田川太郎

福田右衛門

宇田川太郎

福田右衛門

宇田川太郎

福田右衛門

福田右衛門

蘆田喜之助

大須賀鐵五郎

第六回 大正十年

大正十年二月十日選任

同 大正十一年六月一日退職

以下補缺

大正十一年五月卅日選任

同 大正十四年五月卅日退職

同 同 同

同 同 同

同 同 同

第七回 大正十四年

大正十四年六月十二日選任

同 昭和四年五月三十日退職

同 同 同

同 同 同

同 同 同

第八回 昭和四年

昭和四年六月廿四日選任

同 昭和七年九月三十日退職

同 同 同

同 同 同

相澤英太郎

並上代芳良

田中重三

岩崎金三

鷺邊鐵藏

山田鐵藏

岩村上崎

村崎重德

田中上崎

並木民重

石井辰儀

大石久保儀

佐柳伯吉

飯澤竹

古島善直

嶋福善

嶋福善

嶋福善

# 第九章 兵 事

## 第一節 兵 事

大正十四年度に於ける本籍者にして、徴兵検査を受けし者は百十五名にして、其の結果は、現役兵二十一名、補充兵二十三名、徴集免除六十六名、兵役免除三名、徴集延期二名であつた。今各年度別に於ける本籍者の検査成績を挙げれば左の如くである。

年 度	受検人員	甲	乙	丙	丁	計
昭和四年	一四五	四七	三八	四六	一四	
同 五年	一六四	四〇	五三	五七	一四	
同 六年	一八四	三九	五八	七二	一五	
終 決 處 分						
年 度	現 役	補 充 兵	徴 收 免 除	兵 役 免 除		計
昭和四年	三一	四九	四七	一五	一四二	
同 五年	三三	六〇	五七	一四	一六四	
同 六年	二〇	七六	七二	一六	一八四	

### 昭和六年度に於ける壯丁者教育程度

大學專門學校卒業者	六
中等學校卒業者	一〇
中等學校中途退學者	二〇
尋常高等小學校卒業者	三八
高等小學同等と認むる學授卒業者	一〇
尋常小學校卒業者	八五
尋常小學校中途退學者	一五
計	一八四

### 昭和六年度に於ける陸海軍簡閲點呼

陸軍は七月二十二日同二十三日第二大島尋常高等小學校に於て執行せられ、參會者四百十二名、海軍は八月七日龜戸町第一龜戸尋常高等小學校に於て執行せられ、參會者十六名にして、無故不參者全くなく、この點に於いては優秀なる成績を得たのである。

本町に在籍する、陸軍現役兵は將校一、下士以下約四十一名にして、豫後備兵約四八〇名、補充兵約五六〇名あり而して海軍は現役豫後備を合して約二十六名なりと。

馬籍に關する事項

年 度	所有者數	牡 頭	牝 頭	驢 頭	計 頭
昭和五年	一〇六	三五	一九	一六二	二二六
同 六年	六三	一三	一五	八〇	一〇八
昭和七年	—	一一	八	一〇二	一二一

大島町在郷軍人分會

明治四十三年全國一齊に帝國在郷軍人會の組織せらるゝに當り、本町も同年十一月三日を期し、大島町在郷軍人分會を組織せられ、會長に田邊善之助氏、副會長に相澤英吉氏を推した。現在は並木金太郎氏會長、佐藤房義氏、藤岡兼吉氏副會長となり、會員數總て四百五十名である。

同會員は、軍人に賜はりたる勅諭、及び在郷軍人に賜はりたる勅語の御趣旨を奉戴し、帝國軍人としての面目を發揮すべく、一致團結して其の精神の發揚に努めてゐる。

同會の主なる公益事業としては、非常時に於ける警戒、罹災者の救助、交通整理、其他公共事業の補助、兵士の送迎、入營兵士の家族慰問等に力を盡してゐる。

第十章 警備と警察

第一節 消 防

【沿革】 本町に於ける消防の沿革は、其端を文化年間に於て居る。

「舊幕消防夫イロハ組區域」を見るに

本所、深川は、一組より十六組に分たれて居る。其内、九、十五、十六の各組は何づれも本町と、關係があつた様である。

即ち、九組 人足三十五人 猿江丁邊 大島丁邊 同所裏丁 東丁邊 凡丁數四丁程

十五組 人足六十人 龜戸丁邊 出村丁邊 深川代地丁邊 凡丁數九丁程

十六組 人足五十人 北松代丁邊 五ノ橋丁邊 瓦丁邊 古元丁邊 凡丁數七丁程

とあれば、本町の消防は、昔本所深川に屬して、南北町奉行の支配を受けてゐた事明瞭である。

然るに、明治六年、東京府設置せらるゝに及んで、消防組は府の所轄に移り、同七年警視廳を置くや、各町の消防は其所轄に移る事となり、各其の事務を處理して居た。

更に、明治二十六年、警視廳令により、消防組設置規則制定せられ、本町でも之に基づいて、大島村消防組を

組織し、其區域を大島村一圓とした。

而して、其當時の組頭は宇田川近之助 副組頭和田宗吉 小頭富野清松

石井銅次郎 人足三十五名 手押ボ

ンブ十一臺(組内一臺、各組一臺割) 鳶口 刺又 鋸 竹梯子 提灯 纏 火の見等であつた。

明治三十九年五月、廳令十八號により、一番、二番の二組に区分し其受持區域を次の様に改めた。而も卅三年村は町と改稱され、従つて大島町消防組となつた。

一番組受持區域 南本所出村、北本所出村、深川出村、龜戸出村の一部、深川本村、猿江、平方の一部、



大島町消防署望楼

小名木の一部

二番組受持區域 大島、上大島、下大島、寺領、須崎、龜戸出村一部、平方一部、小名木一部

大正四年三月、廳令第八號により従來の組制を部制に改正す。

同年十一月本町の大字制が、丁目制に改まるや、各部の受持區域は

- 第一部 二丁目 三丁目 六丁目 七丁目
  - 第二部 一丁目 四丁目 五丁目 八丁目
- となつた。

急速な本町の發展は、従來の腕用ポンプのみでは、完全なる防火の目的を、達する事が、望まれなくなつたので、本町會議員相謀り、町會の議決を経て田邊鐵藏氏を委員長として、協賛會を作り、寄附金貳萬有餘圓を得、自動車ポンプを購入すると共に、望樓、車庫を新設したのであつた。同年九月一日の關東大震災に際しては、市内各所に、火災頻發し、當町全部にも擴大延焼せんとし、人心恟々たるものがあつたが、部員一同挺身果敢、よく協力一致して防火に努め、僅に一丁目、二丁目の一部を類焼せしめたのみであつた事は、設備の完全された事も又、大なる原因であつた。

其後、一切は町に引繼がれて、今日に及んで居る。

今春迄の編成は

- 組頭 齋藤長三郎 副組頭 勝田定次郎
- 一部長 宇田川文治 二部長 田中傳五郎

小頭一部 鈴木銀次郎 田中彌次郎 小宮馬五郎 二部 伊勢崎幸吉 田中鎌造 榎本釜吉 消防夫三十名、機關士木崎仙一郎 江川兼吉であつて、勿論義勇消防であつたが、四月中改正されて常備となり、機關手共六名交代で勤務して居る。

組頭 副組頭は、名譽職で無給であるが、消防手は俸給四拾五圓を支給されて居る。現在では組頭齋藤長三郎氏死亡により缺員のまゝで、町長が代行して居る。

尙前記、自動車ポンプの外に手押ポンプ、二臺を常備してあり、年々之に要する費用は年額一萬數千圓を計上して居る。尙本町では條例により、警備委員が置かれ町長の諮問に應ずる事になつて居る。

### 第二節 警 備 委 員

警備に關する條例の施行されたのは、大正十四年で、其定員は八名となつて居る。而して條例施行以來の警備委員の氏名は左の通りである。

順序不同

- 一回 大正十四年六月十二日選任 昭和四年七月四日退職
  - 富 田 巖 治 須 賀 利 吉
  - 甲 斐 田 五 郎 齋 藤 春 吉
  - 山 本 重 太 郎 石 井 辰 五 郎
  - 太 田 銀 之 助 村 上 德 市

- 二 回 昭和四年六月廿四日選任 昭和七年九月卅日退職
  - 竹 内 四 郎 田 邊 鐵 藏
  - 野 村 新 太 郎 堀 福 松
  - 鈴 木 辰 五 郎 (昭和五年五月二十日退職)
  - 上 代 芳 太 郎 齋 藤 春 吉
  - 齋 藤 精 一
  - 浦 井 道 治 (昭和五年五月廿一日補缺就任)

### 第三節 警 察

#### 第一項 砂 町 警 察



署長 齋 藤 重 淵

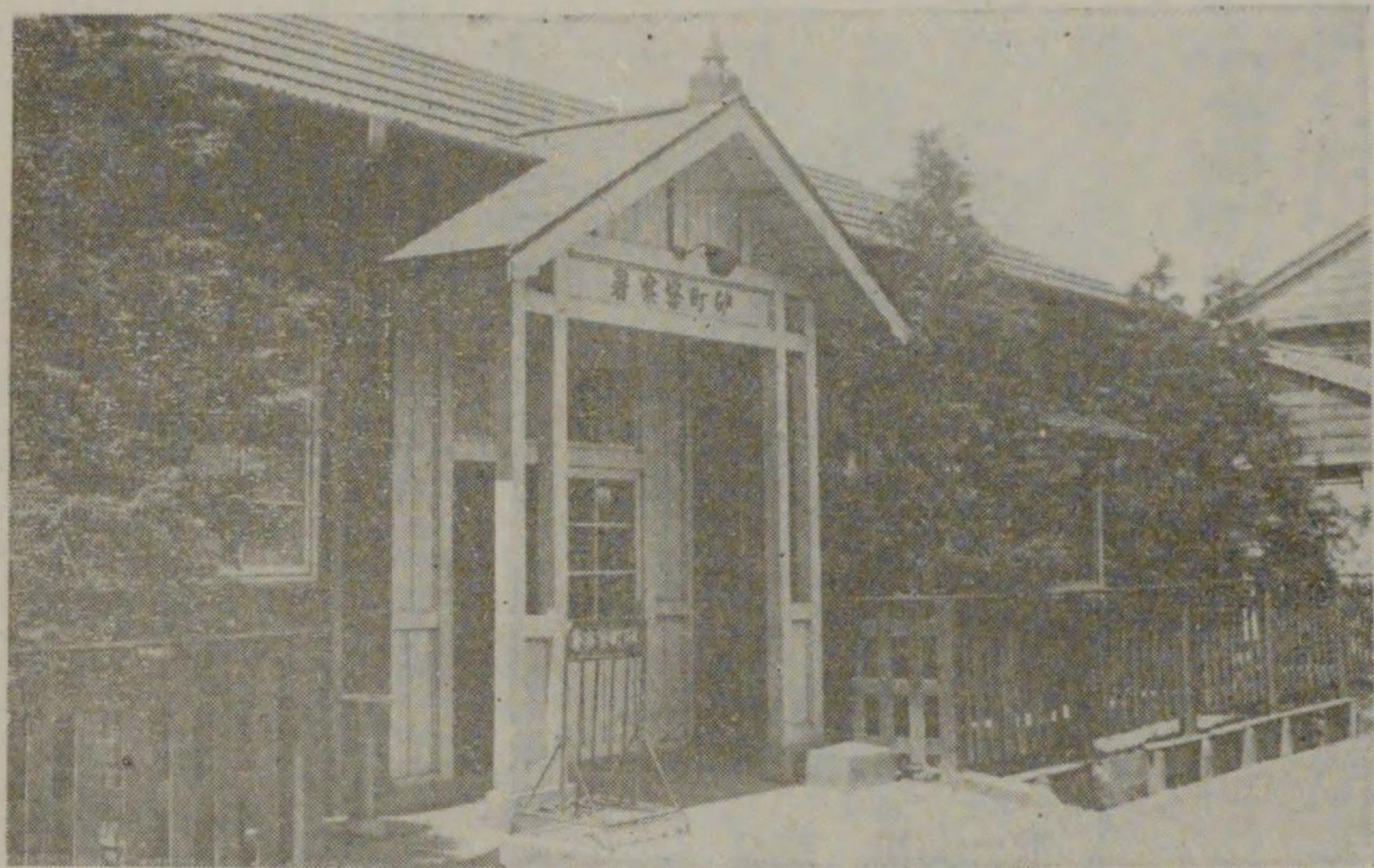
【沿革】 當署は、昭和四年十一月龜戸警察署より大島町、砂町を、小松川警察署より葛西村をそれ／＼分轄割、この三箇町村を併せて新に設けらる。

抑々當町は、元小松川警察署管内であつたが、大正七年四月一日同署龜戸分署生るや其の管内に入る。當時同

分署は吾嬭町に請地、龜戸町に水神、天神、五ノ橋、大島町に清水橋の五巡查派出所其の外木下川、大畑、本砂、永代の四駐在所を置いて専ら治安の維持に當つてゐたが、其後歐洲大戦亂の影響を蒙り、茲に未曾有の好況時代に遭遇し、一朝にして水田は化して都街となり、人口激増せるを以て、下五ツ目、吾嬭、木下川平方、蒟蒻橋の五巡查派出所の増設を見るに到つた。故に分署開設後僅か一年にして、大正八年六月二十一日昇格して龜戸警察署となる。

初代署長として警補新納軍吉氏、警部に石崎武彦氏榮轉し茲に南葛治安の使命の下に、龜戸警察署は名實共に完備せるを見るに到つた。その間吾嬭町請地所在日立鐵工所争議を初め、重大なる六事件其の他社會的に重要性を有する各種の問題多數を取扱ふ。

大正十二年十月二十日行政區劃の改正に依り、吾嬭町を分割して寺島警察署の管轄となし、龜戸警察署は龜戸町、大島町、砂町の三町を管轄内とした。大正大震災直後避難民等の永住により、その警備を充分ならしむる爲に、自性院前、福神橋、荒久道、大島三丁目、村法院前、稻荷前に臨時立番所を新設し、又大島町六丁目、中川大橋、裏龜高、四十丁、香取前、淺間前の六巡查派出所



砂町警察署

所を置いて警備に任せるも之等派出所は、建築材料不足の爲大幕張を構へて執務をなしてゐた。

大正十五年財界不況の結果、労働争議頻繁に起り中にも日清紡績會社の労働争議は、その雄たるものであつた。

大正震災後東京市隣接郡部の膨張は、實に急速度を極め、人口の増加著しく昭和四年六月末には、戸數三五、〇〇七戸、人口一四七、八二九人、署定員二四七名と云ふ膨大なる數に達し、一警察署としては地域民情等よりして其の警備不充分となり、茲に愈々砂町警察署の誕生を見るに至つたのである。

初代署長に警部手塚春吉氏を迎へ、龜戸警察署より藤田警部補以下百名、他署より四十餘名轉勤して警備の任に當つてゐる。

大正七年四月龜戸分署開設せられしより、現在に至る間の警察署長、署員數及警備狀況を示せば左表の如し。

第二項 歴代署長と警察事務

歴代署長	着任月日	前任署	轉任署	官職	氏名
	大正七、四、一	象潟署	依願免	警部	久保田貞之助
	同 八、六、二一	千住署	八王子	警視	新納 軍 吉
	同 九、八、二〇	巢鴨署	依願免	同	松崎才次郎

年度別	官職		警視部	警部補	部巡長	長巡查	書警記	技警手	察請願	計	備考
	警視	警部									
大正七年四月	一	一	一	二	三	六	二	一	八	七八	大正七年四月開署當時
同 七年十二月	一	五	一	二	八	三	二	一	八	一五七	

警察署定員表

年度別	同 九年末	同 十年末	同 十一年末	同 十二年末	同 十三年末	同 十四年末	同 十五年末	昭和 二年末	同 三年末	同 四年末	同 五年末	同 六年末
戶數	七、六五六	八、六三九	一〇、〇六三	一〇、八八八	一一、七三〇	一二、〇一五	一二、三三九	一三、〇一一	一四、三九〇	一四、五五八	一四、〇九五	一四、〇四〇
人口	三三、四八七	四一、七〇三	四六、六六六	四六、三九四	五、八九三	五、七八八	五、九八一	六、四〇三	六、九七三	六、七三八	六、四七三	六、七〇八
大島町	四、七九五	五、六八一	六、五七七	七、二七四	八、〇〇一	八、〇〇八	八、一六九	一〇、〇四〇	一〇、三六九	一〇、二六九	九、八二〇	九、七〇四
砂町	一九、六六〇	二三、八八四	二七、四〇三	三一、四三三	三三、九〇五	三四、五一二	三五、六一一	三七、六四四	四〇、九六四	四〇、五七七	四三、〇五七	四三、九八一
苗西村	二、七三三	三、〇二七	三、三九四	三、四五一	四、一四三	四、八〇四	五、〇三八	五、八四六	七、三三九	七、九六四	八、一〇〇	八、二九〇
計	一一、八〇三	一二、六八八	一四、一三〇	一五、八九四	一七、七四四	二一、〇〇〇	二二、四九七	二五、〇六三	三三、三〇三	三四、二九〇	三四、六八九	三六、九六〇

年度別	町村別		大島町	砂町	苗西村
	戶數	人口			
大正 七年末	七、二八六	三〇、八八五	三、五四四	二、五三七	一〇、八八八
同 八年末	七、三九一	三五、五四四	四、五四四	二、五九四	一一、二六六

戶數人口表

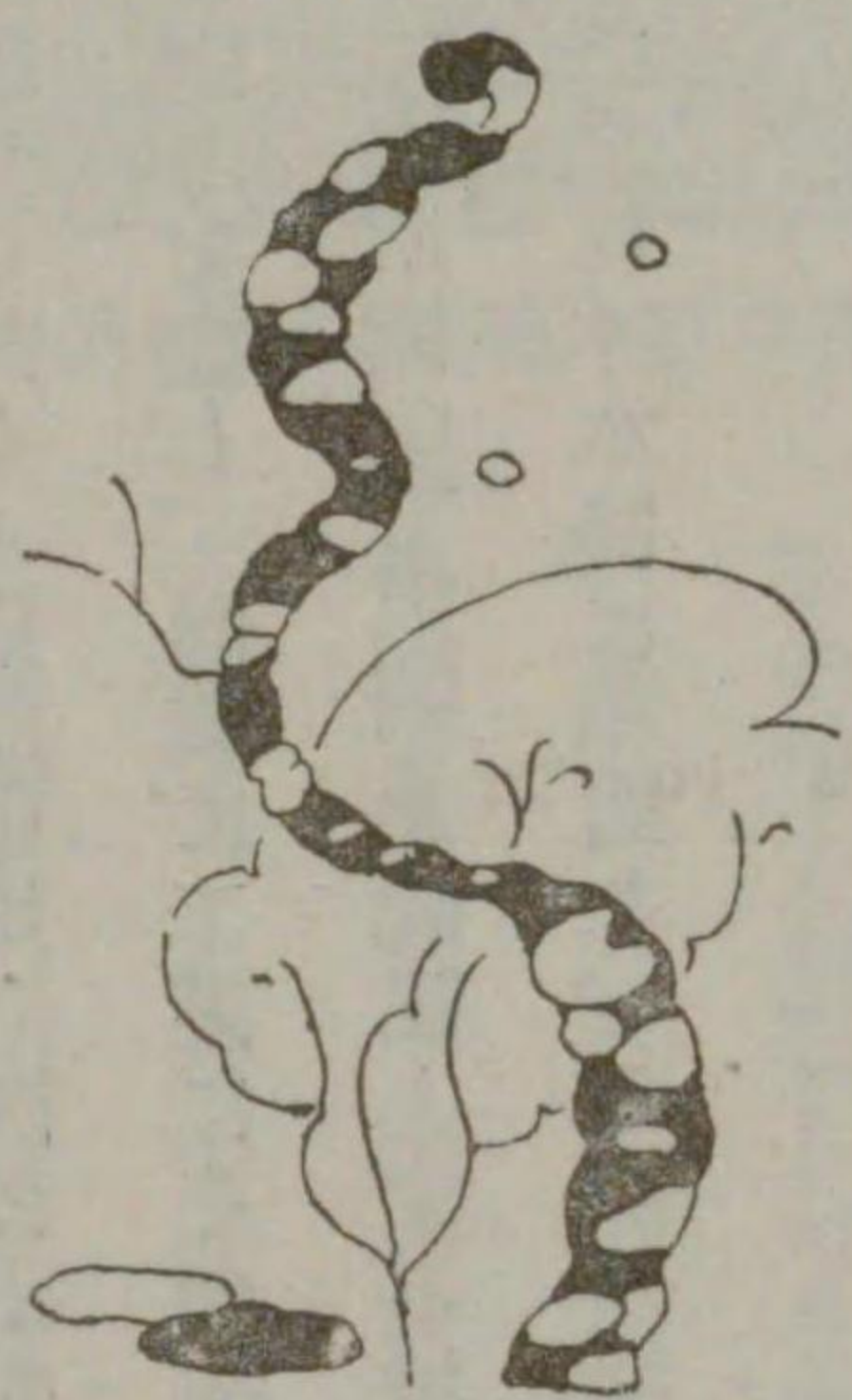
同 一、一、八、二五	青梅署	西神田	同	木佐貫牛之助
同 一、二、三、三一	勞働係	神樂坂	同	古森繁高
同 一、三、八、二〇	營業係	八王子	同	竹重謹而
昭和 二、六、六	經理係	板橋	同	森川六末
同 三、一、二六	板橋署	日本堤	同	大串爲八
同 四、五、二四	大崎署	休職	同	瀬戸口操
同 四、一、一、六	捜第一	練習所	警部	手塚春吉
同 五、七、二九	久松署	龜有	同	井上三次郎
同 六、九、一〇	龜有署	休職	同	菱山勇正
同 七、一、一八	新島署	職	同	馬淵重

同 八年十二月	同 九年十二月	同 十年末	同 十一年末	同 十二年末	同 十三年末	同 十四年末	同 十五年末	昭和 二年末	同 三年末	同 四年末	同 五年末	同 六年末
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	六	七	七	七	九	九	九	一二	九	六	六	六
一〇	一〇	一〇	一〇	一二	一四	一二	一二	一三	一一	一一	一一	一一
一三二	一三四	一四二	一四二	一六三	二一四	一八九	一八九	二一一	二〇八	二二八	二二八	二二九
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五八	一五六	一六七	一七一	一九一	二四七	二一九	二一八	二四五	二三七	一五四	一五四	二五四
					區劃改正ニヨリ吾嬭町ハ寺島署管轄トナル			昭和四年十一月二十日砂町新設當時				

【管内一般状態】管内に於ける警察対象の重要にして、且つ他のそれに比して特異性を有するものは、即ち工場街の名に背かず大島製鋼所、小倉石油會社、東京瓦斯會社工場、日本製粉株式會社工場等を初め其他各種の大中小工場櫛比し、財界不況時と雖も尙黒煙濛々として天を走る状態である。従つて之に伴ひ勞資間に於ける勞

働爭議頻發し、中にも昭和五年の、大島製鋼所の爭議、同六年の和田製塲所の爭議、葛西浦に於ける漁業組合の内訌等最も重なるものである。

其他衛生方面にありては、地域的に土地常に濕潤にして、未だ溝渠下水の完備せざる所多く、其上各所に水溜地ありて傳染病發生には絶好の條件を具備して居り、毎年その發生件數多數に上つてゐる。今後に於ける警察の衛生活動は益々多事と言ふべきである。





## 第十一章 交通

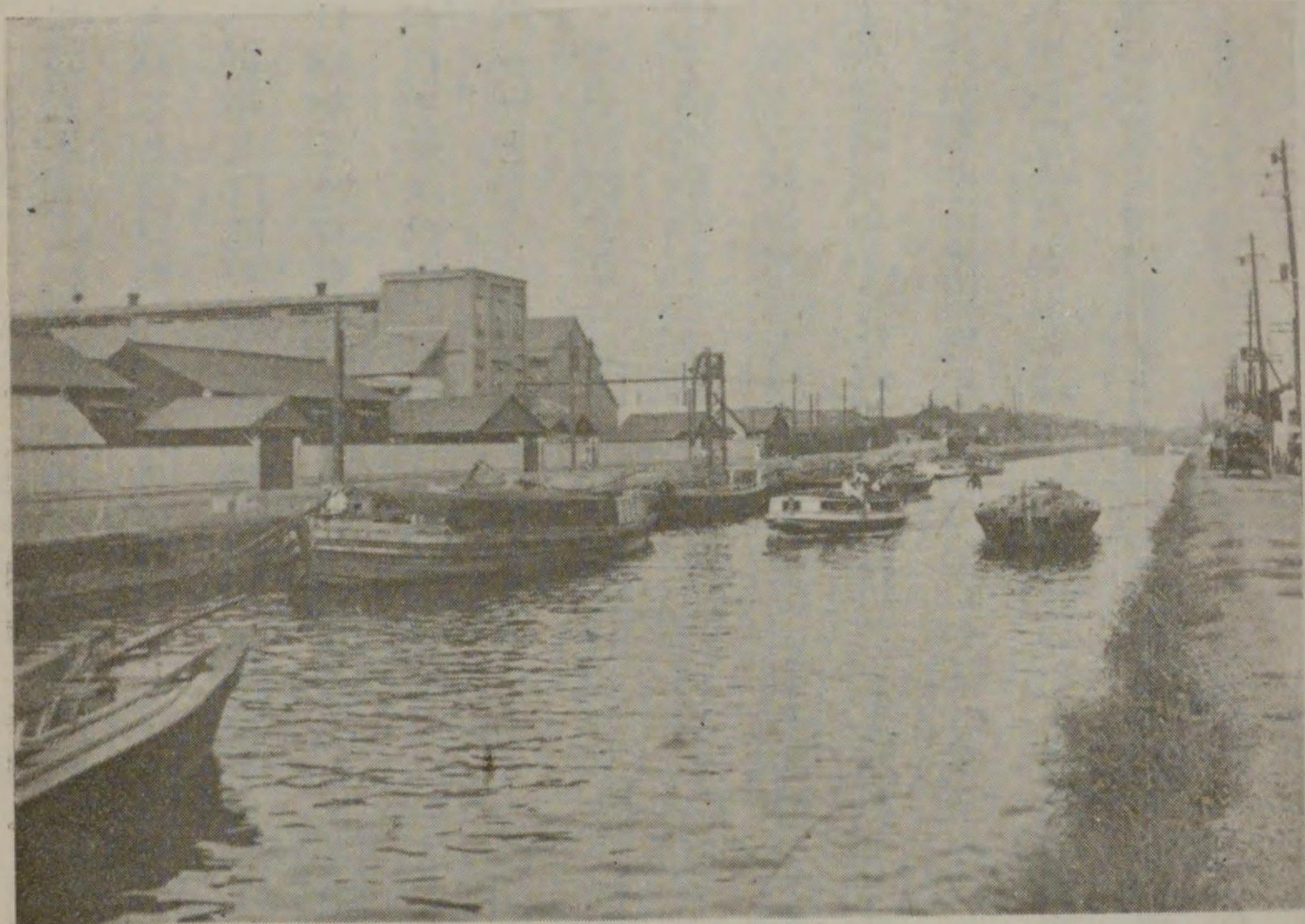
二九二

【概説】大島町は、第一章地勢に於いて既述せし如く、東は中川、西は十間川、南は小名木川、北は堅川あり四方川を以て包含してゐるが故に、舟楫の便限りを盡し、商業に工業にその運搬を水路に採るものが多い。陸には兩國驛を發する總武本線、之れを略並行して本所區錦糸堀を起點とする城東電車あり、又特に貨物運搬用として、龜戸驛より分岐し砂町に至る分線ありて之れ亦水路に相對し、その外諸車も縦横に走りて交通の便を提供してゐる。

### 第一節 河川と橋梁

【小名木川】小名木川は、深川區を從斷し、大島町の南部を直流せる一の運河にして、深川區西大工町地先淺草川口より東中川に通じたる枝流で、その延長は、四千八百米幅員三十三米六四、干潮面以下の深さ二米二七あり、江戸鹿子名所大全に「長四十町二十六間半、幅二十間」府内備考に「長凡一里十町、幅二十間餘」東京名勝圖會に「川の延長は、千三百二十二間五尺、幅員十八間三尺、面積二萬四千二百一坪七合五勺あり、干潮面以下の深さ五尺五寸乃至六尺五寸とす」と云ふ。勿論測量は場所に依つて多少の差違がある。

この川の名稱に付いては種々の稱號を有してゐる。例へば正保年間の地圖には「ウナギサヤホリ」と記す。う



砂町河岸より小名木川並に四丁目を目を望む中河白蒸き汽行徳通の船客あ

なぎは堀と云ふの誤りであらう。延寶八年遠近道印の撰べる地圖には鰻澤川筋とあり、「ヤ」と「ハ」とは横の通音なれば誤りしも無理はない。又「堀」と「川」とは、古は混じて唱へたものが多い。例へば横川を横堀と言ふが如きである。一説に今「小名木川」と記するは「ウ」と「ヲ」とは縦の通音なれば土人のかく誤り傳へたのを、その儘文字に書き残したものであらうと言ふ。又「宇奈岐澤」「女木川」と書きしものもあるが、とかく小名木起立の儀と關聯して合察すれば、今日の「小名木」が確かであらう。又この川の續き今の船堀（東、西）と葛西村の間を流れ、下今井村に至りて利根川に通ずるを舟堀川と言ふ。これと小名木川を總じて行徳川とも言ふ。これ行徳通船の川なればかく呼んだのであらう。

小名木川の江は、既に天正以前にありて隅田川と大井川とを連絡してゐた。今より四百二十三年前永正六巳巳

年の東路土産の文意を推せば、葛西の入江の河船とあるこれ全く小名木川に當り、江戸より今井まで水派の相續きたるを曉知することが出来る。

東路土産に云ふ。「或人安房の清澄を一見せよかしとさそひしに、いづこかさしてと思ふ世なれば、立歸りて江戸のたてのふもとに一宿して、角田川の河舟にて、下總國葛西のうちを半日ばかり、よしあしをしのぐ折しも霜がれて難波の浦にかよひ、かくれて住し里々見えたり。折しも都鳥堀江こぐ心地して、今井といふ津より下りて云々」と。

又中古の諸書、更級日記、義經記、太平記、北國紀行等に、太井隅田の二流を渡れる記事を読むに、太井を擧げて隅田を略き、或は隅田を擧げて太井を略き、或は利根を稱して太井隅田と混同する等、その稱謂の分曉を缺くは、これ皆葛西入江ありて二流の間を串連するを以て、諸河を混同し、その差別を明かにしないからである。其後幾度か川掃を行ひ、或は防波堤を築きて、専ら交通の便を圖り、氾濫を防ぐと共に排水の用に企圖した。それが爲にか徳川時代には、殊に交通の要路をつとめ、常陸國、下總國より利根川を下りて江戸に入るには、必らずこの小名木川を通過せざるを得なかつた。船舶の往來繁しければ、幕府に於いても當時の治制上放漫も出来兼ね、茲に中川番所と云ふ所謂水路の關所を設置するの止むなきに至つた程である。

今日に於いてもこの川を利用する船舶は、一日の延數千數百雙、通過人數實に數千人の多きを計上する。現在を推して昔より如何に利用されたるかを察知する事が出来る。況して將來に於ては、言を俟たない。此の川の船

舶の從來頻繁なること昔より東洋一の稱ありしが、實に然りとす。

【堅川】之も淺草川の支流となり、本所一之橋下より東方中川に通じたる川で、その延長五千三百米、幅三十二米四二、干潮面以下の深さ二米あり。江戸志補には、長さ一里八町四十八間川幅凡そ二十間なりと言ふ。

この川の名稱は横川に對稱して堅川と呼ぶ様になつたと言ふ。

堅川は全く灌漑の便を圖る爲、今より二百七十二年前萬治三庚子年本所の地割を定められた頃徳山五兵衛重政等發起となりて、之を堀割せりと言ふ。地圖には寛文十一年梓行の江戸繪圖に始て見えてゐる。

前述の如く専ら排水の便に堀割したるものなれば、水深淺く交通も小名木川の如く頻發でなく、只潮の干満を計りて貨物用の船舶一日の延數百數十雙通過するのみである。

【十間川】この川は柳島町又兵衛横より六萬坪築地の東迄南北に横はり、その延長三千五百五十米川幅十八米一八干潮面以下の深さ二米四二あり。川の名稱は川幅十間あるにより十間川と名付けられたと言ふ。この川も堅川と同様萬治三年全く灌漑の便を圖る爲、徳山五兵衛重政等の手によりて堀割せりと言ふ。

現在往來する船舶は専ら貨物用のもので、一日の延數百數十雙に過ぎない。

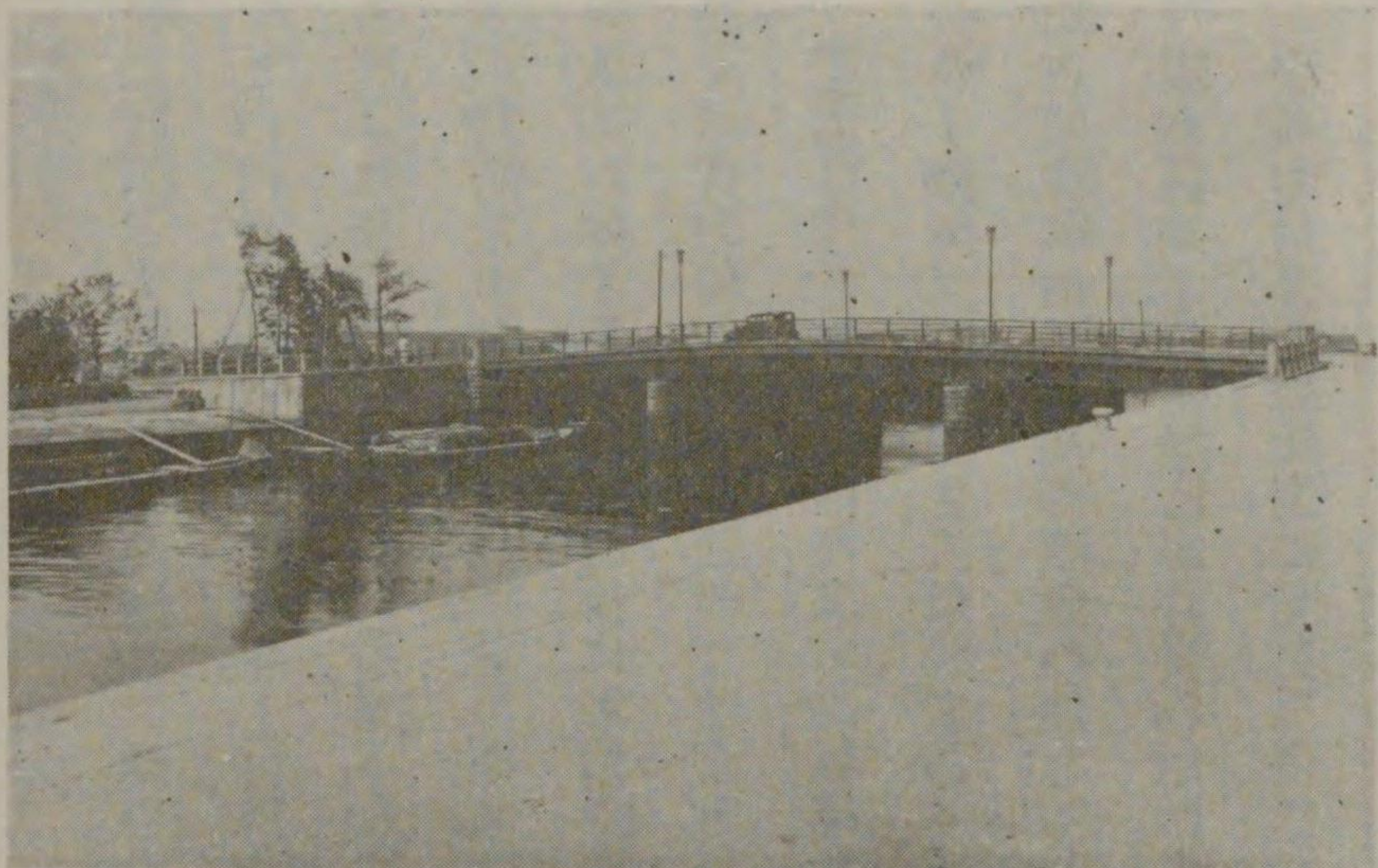
小名木川より堅川迄の間を里俗に釜屋堀と唱ふ。この名は後年釜屋六右衛門、同七右衛門の兩人が川の修繕等に専ら力を添へられたので、かく呼ばはれる様になつたと言ひ傳へられてゐる。

【大島橋】大島町一丁目五十四番地、小名木道先、十間川に架設せらる。始め元祿十三年御代官伊奈半右衛門

の勤役中に板橋として、架けられ修覆架替の儀は、總て代官所掛りにして、別に橋見守の番人を置かず村方の見守であつた。其後幾度か替られ明治三十五年五月には經間總長四十二尺七寸、幅十五尺の木橋を架設せられ、同四十二年二月並に大正六年六月工費四萬四千圓を費して修繕に及び、更にまた大正十五年七月十二日起工、昭和二年七月三十日竣成、總四〇米五、幅十五米の鋼鈹橋を全額十八萬七千九百九十三圓二十一錢四厘の工費を投して架換せられ今日に及んでゐる。

【本村橋】この橋は、一丁目三百三十七番地及び二丁目三百十三番地に跨る猿江道先、十間川に架設せられ、大正十四年六月起工、昭和二年三月竣工の突桁鈹桁橋である。總長四十米三八六、幅二十二米あり經費三十萬四千六百三十四圓を費さる。府道なれば東京府に於いてその責を負ふ。

【清水橋】この橋は、二丁目五十六番地堅川道、西は深川區本村町の間、十間川に架設せらる。元々橋の起立橋名の起り等の傳記なければ、その由緒不明なるも寛文年間頃より、深川南松代町一丁目二丁目三丁目四丁目と置かれし地なるを明和五



大島一丁目より本村橋を望む

年十一月町内過半焼失せしを以て、同六年七月御材木藏火除御用地を召し上げられたが、當時既に橋番屋を置き同町三丁目及び四丁目持にて橋の見守を勤めてゐたと云ふ。之に依れば同町起立後間もなく橋は架設せられたものと察せらる。

一説に當所の邊は昔本所清水町の代地となり、後再び引き上げられ、其の頃この橋は架けられたので、清水橋と名付けられたと言ふ。

又傳説に依れば、架梁の際川中より清水多量湧き出たので、斯く名付けしと、或は南松代町四丁目に大工頭梁清水家居住し、交通の不便を感じ自ら資を投じて、始めて架く故に清水橋と呼ぶと言ひ傳ふ。然し確證なければその義明らかならず。

其後幾度か架換され、明治三十一年九月には、工費六千圓を投じて、經間の總長三十五尺六寸、敷板總幅十五尺欄干内法、幅十二尺九寸の木橋を架け、更に再昭和二年十二月七日起工、同四年六月四日竣工、總長四〇米六、幅十一米の木橋を總額九萬六千八百七十四圓七十一錢四厘の工費を投じて架換せられ今日に及んでゐる。

【龜島橋】龜島橋は、二丁目一番地先と龜戸町の間堅川にあり、元渡場であつたが大正六年頃東京府に於いて木橋を架く、然るに大正十二年九月一日の大震災の爲に焼失し、更に大正十四年十一月總長百五尺、總幅二十一尺五寸有效幅十九尺三寸の木橋を架設せられ現在に及ぶ。

【昭和橋】この橋は、六丁目五番地先と龜戸町の間堅川にあり、元紋兵衛渡場の跡に架設せらる。大島龜戸間

の交通上並に非常時の場合を考慮し、昭和四年六月當時紋兵衛道及びその對岸龜戸町に住む各有志其他大島町側

鹽田辰雄、吉田春吉、石橋捨五郎、深澤米太郎、深澤豊吉、川島毅、

齋藤長三郎、齋藤春吉、平岩基雄、上村芳太郎、齋藤精一、鈴木喜一、

東京鋼材會社、東京瓦斯會社。

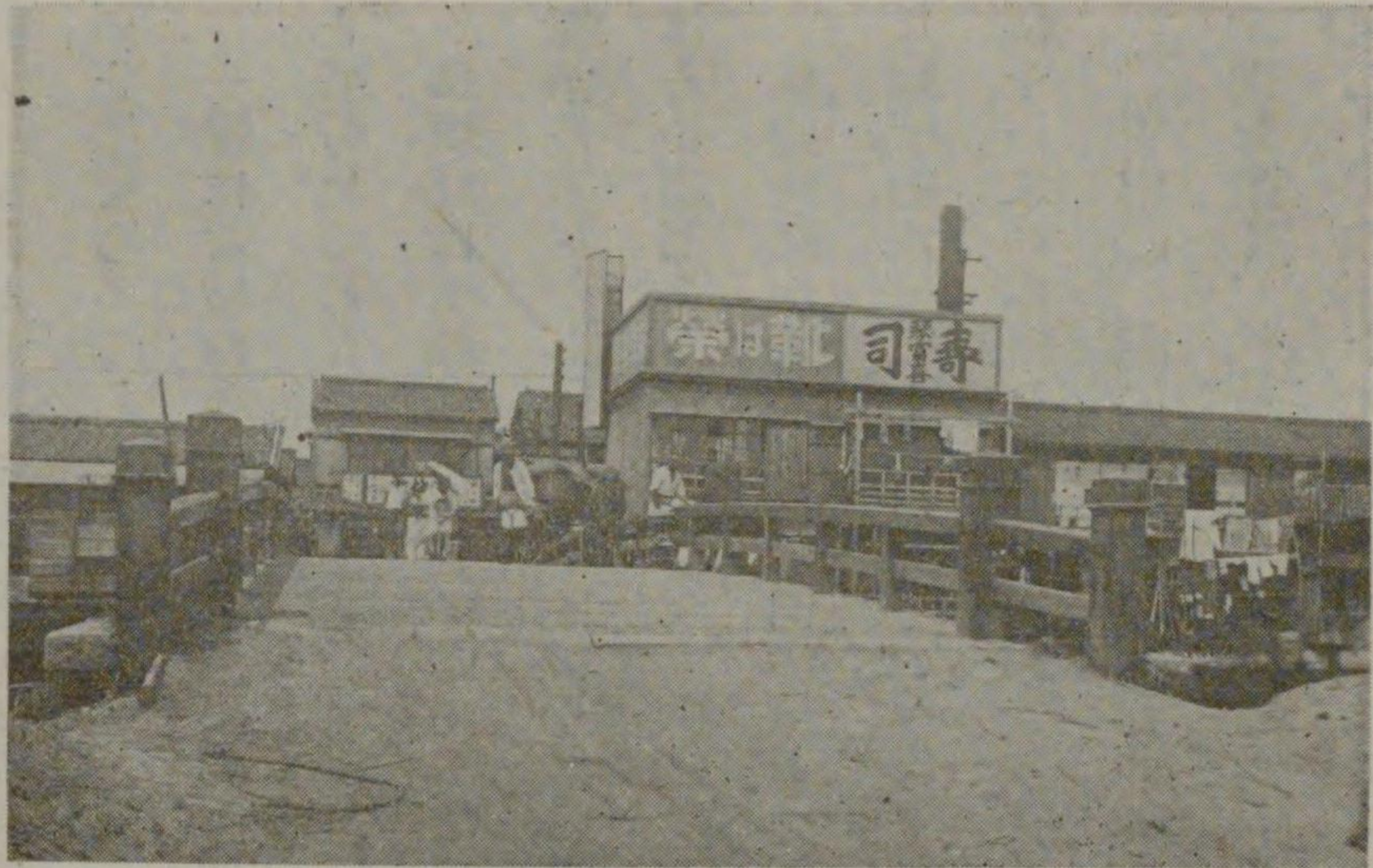
龜戸町側並木權次郎、三河屋、伊藤某、鶴飼某の諸氏等が發起となり、紋兵衛橋架橋起成同名會を組織し、並木權次郎氏をその會長に、主として當時町會議員を顧問級となしてその企を進められた。深澤米太郎氏の自ら投ぜし一千圓を基本とし、同町民の讃成を求めて寄附を仰ぎ、總額一萬一千餘圓を工費に充て、同年十一月工事に着手し、翌五年三月竣成したのである。橋長十三間、幅三間の木橋であつて「昭和橋」の書字は、當時東京府知事牛塚虎太郎氏の執筆にかゝる。

【中之橋】これは七丁目一番地先及び龜戸町間の豎川に架設せら

る。浦野作次郎 吉川熊藏 吉川傳左衛門 浦野藤吉 吉川鐵五郎

細井唯介 石原留次郎等の諸氏發起人となり、同町、龜戸町民の賛成

を求めて寄附金を仰ぎ、金額四千圓餘を工費に充て、その進行を圖り、遂に大正七年八月落成し、直に町有に



中之橋より龜戸七丁目方面の眺望

獻納した。昭和五年府より幾分の工費補助を受けて改設を行ひ、同年五月十三日工事着手し、同年七月十五日その竣工を見た。木橋にして長さ二十四米、幅五米六六、工費實費千五百九十圓を要した。

【六之橋】この橋は、七丁目七百七十五番地先豎川に架けらる。昔萬治三亥年豎川堀割の節掛渡しの橋にして、その頃町並家續きもなく、往來人數もなく、全く不入用の状態なれば、貞享元年取拂はれ爾後渡場として續けられた。明治四十四年五月三日再び架設し、經間總長七五尺五寸總幅十二尺、欄干内法有効幅十尺六寸の木橋にして、更に昭和五年十月改設にかゝり、實費（人權費其他雜費を含まず）二萬八千三百八十圓を要してゐる。橋長二三米七七、幅五米五〇、ゲエルバー式プレート橋である。

【中川大橋】この橋は、八丁目二百十五番地先中川にかゝる。元船堀への渡場なりしが、明治四十二年大須賀辰五郎 並木民之助 本澤清八 大原龜吉 渡邊又兵衛 芦田喜之助 齋藤市次郎 小松川肥料會社等の諸氏發起となりて寄附を募り、總額一萬圓餘にて工事を進め、翌四十三年竣功し、後東京府へ獻納し。更に昭和四年架換へ、同年十二月四日工事着手し、同六年六月五日竣工す。鋼板桁橋にして、橋長三十一間九分六厘、幅十二間、工費十三萬八千三百八十九圓七錢二厘を計上す。

【丸八橋】五丁目九十三番地先及び砂可字龜高の間小名木川にかゝる。明治四十四年十一月架換になり、木橋にして經間の總長六十尺、幅十尺あり砂町持である。始め丸八某と云ふ人この橋を掛けたるにより、その名を採りて丸八橋と呼ぶと言ひ傳ふ。

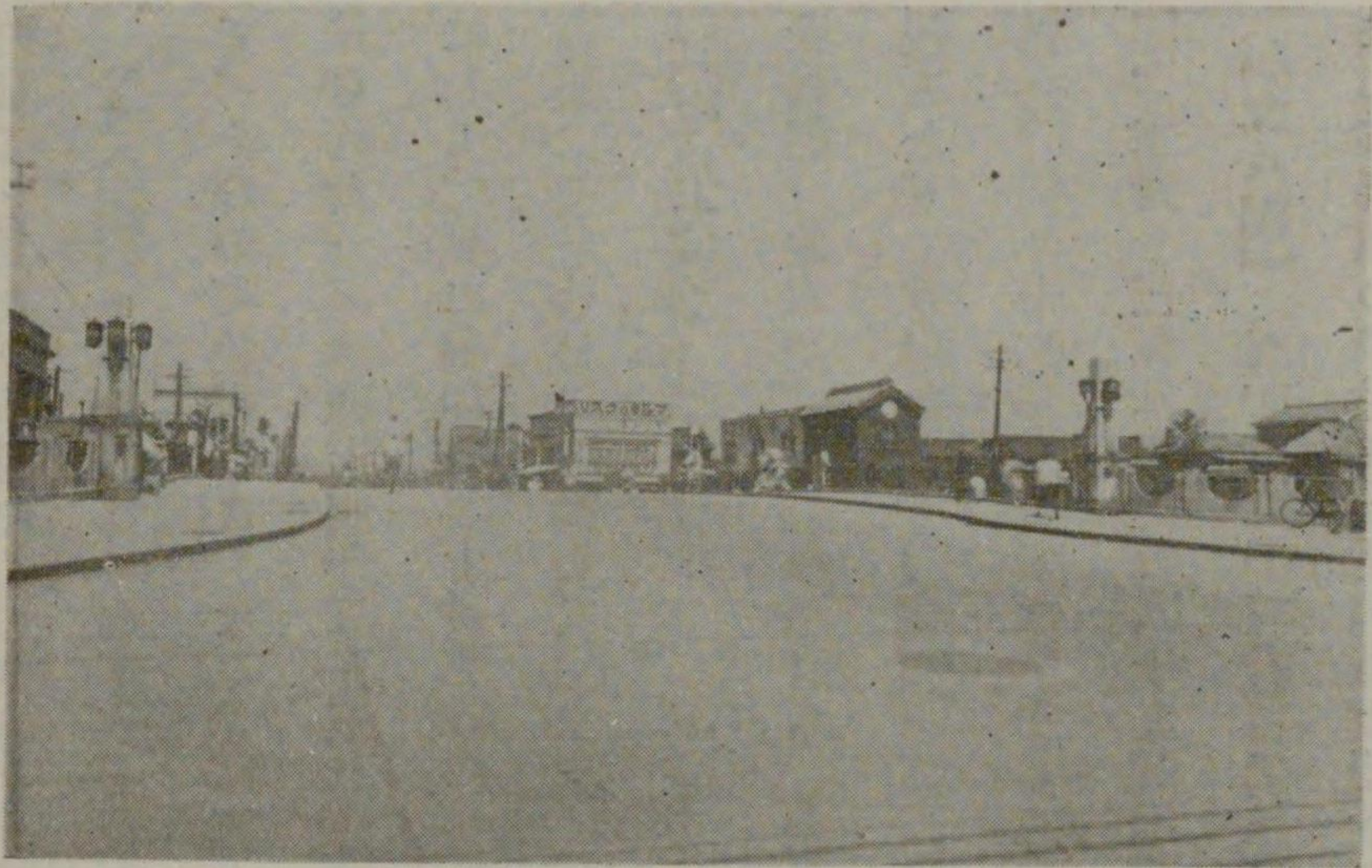
【鋼橋】 四丁目七百十五番地小名木道にかゝり、長さ三十六尺、幅十八尺あり鐵筋混凝土橋にして、大正五年

八月新設せられ大島製鋼株式會社持である。

【進開橋】 一丁目二十六番地先及砂町字久左衛門新田の間小名木川に明治四十一年四月架設せらる。木橋にして經間の總長五十六尺四寸、總幅十四尺四寸欄干内法有效幅十二尺二寸あり、大正六年八月修繕にかゝり工費一千二十五圓十錢を要してゐる。

【五之橋】 三丁目一番地羅漢道先及び龜戸町の間堅川にかゝる。萬治三年堅川堀割の節架設せられたるが、其の頃町並家續なく、往來も極めて稀なれば不入用として、貞享元年六之橋と共に取拂はれたと言ふ。爾來渡場となり明治三十六年頃架けられ、同四十五年二月架換大正五年及び同六年五月、工費六百四十三圓五十一錢を投じて修繕せらる。經間の總長九十尺、幅十二尺の木橋であつた。

更に小久根秋三郎氏の請負のもとに、昭和二年一月二十一日工事に着手し、同年十一月十六日竣工す。總長百尺七、幅七十二尺、ボルバ



カラシヨリ五之橋並に龜戸方面の眺望

1式コンクリート鋼鉄橋にして、全額十二萬一千四百三十七圓十錢の計上を見、電燈を装置せる善美橋である。  
【釜屋の渡場】 一丁目九番地先府道三十一號浦安線より小名木川を経て、砂町字八右衛門新田三百九十六番地先小名木川道に至る。

小幡長兵衛氏の經營にかゝり、大正七年七月五日及び昭和三年五月八日許可せられ、渡船場附近の地理並に交通機關上必要と認め渡錢を收入する目的にて設置される。

渡船額 一人に付金一錢(但五歳以下無賃)

小車一輛に付金一錢 自轉車一輛に付金一錢

荷車一輛に付金二錢 牛 馬一頭に付金二錢

工費豫算 渡船一艘 工費金五百圓 棧橋二ヶ所 工費金二百二十一圓二十六錢

合計 金七百二十一圓二十六錢

渡船人 大人一日平均二百人(但現今は百人位と云ふ)

自轉車一日平均五臺 荷車一日平均一臺

午前五時半頃より午後八時頃迄勤む。

【渡船場】 五丁目五番地先府道二十一號浦安線より小名木川を経て、對岸砂町大字治兵衛四百七十九番地大日本製糖株式會社工場正門前地先に至る。持主は、同會社々長藤山雷太氏にして、大正十四年十一月に設置せられ今日に及んでゐる。其の目的は主として該會社員並に職工傭人等交通便宜上設けらるも、一般交通者に對して

も、無料にして渡船を爲す。船一艘、棧橋二ヶ所あり、工費豫算不明である。

草屋の渡場 八丁目百六十一番地先府道三十一號浦安線より小名木川を経て、砂町字又兵衛十九番地に至る。今より約七十年前に設置せられ現在經營者齋藤角造氏である。

渡船額 一人に付 金一錢

自轉車一臺金二錢

荷車一臺金二錢

全工事費不明、渡船人一日平均約八十名、自轉車二日平均約三臺と云ふ。午前六時頃より午後七時頃迄營業をなす。

東京汽船株式會社 高橋より小名木川を通過し行徳に至る航船にして、元内國通運株式會社と言ひ、今より六十年前起立し後東京通運と變名し再び昭和六年十一月東京汽船株式會社に分離して今日に及んでゐる。現會社には汽船十五艘あり内四艘は豫備船とす。重油或は石油を燃料としてゐる。大島町筋に停船所進開橋、丸八橋、草屋の三ヶ所あり、進開橋のみに於いて一日平均約延五百人の乗客ありと言ふ。回数も多く一時間内に三往復し、上りは午前四時四十分より午後六時迄、下りは午前五時四十分より午後七時迄運轉をなす。

## 第二節 道路

凡そ市町村の繁榮に必需附隨する道路網も、當町の如き急激なる發展地には、例へば百年の計劃ありとも、經濟



最も繁華なる羅馬通り五ヶ所の橋方面の眺望

上に於いて一時に整然確固たる道路を構築すること困難なれば、毎年その衝に當る當局の要人は、最善の計劃を施し、年々一萬數千圓を投費して、構築に或は改築に盡力を續行してゐる。其が爲今日に於いては殆んどその企圖の完成に近い域に達せんとしてゐる。

元來當町の如き年々急速の發展振り及び濕地の多き低地の道路線は、その地盛も一時には充分ならず、又その境界も田畑の畔道を使用したものが多い。従つて道路網及其の幅員の如きも當時と現在とを比較する時猶ほ狹隘を感ずる所尠からず。併し乍時代の推移による斯の如き憾みは又止むを得ざるものと云はなければならない。

町道路面の標高は、靈岸島APを基準とし、町道最低地の場所に於いて、そのAP（假定高海面上約十一尺一寸）より約五尺四寸上であるが、府道路面は陸軍參謀本部地圖標高を基準とし、高地必要に應じ適宜その標高を

定めたものである。當町を通する主なる道路の經過概要を擧ぐれば

【府道第三十七號路線】 この道路は元羅漢道と唱へ、現當町二丁目二十五番地三丁目一番地先五之橋より、同一丁目二十六番地、四丁目七番地先に通する道路にして、昔明暦以前大丁村起立するや、この道路も當然開發せられ、その後同村の町並に屬せしめられし頃、或は元祿年間羅漢寺建立以後特に參道として重用視され、その頃より羅漢通と名付けられてゐた。元より道路面も悪く幅員の狭小なることは言ふ迄もない。爾後再三再四多額の工費を投じて修繕或は改築せられ、大正九年四月一日龜戸停車場線として郡道に認定、更に郡制廢止に依り吾嬬砂村線 延長して、府道第三十七號と改む。大正十二年には改築の準備に取掛つたが大震災のために延期の止むなきに至つた。

更に昭和二年大改築を行ひコンクリート敷となす。現在當町を通する部分の延長八七九米、幅員二二米あり、府道環狀線の起點である。

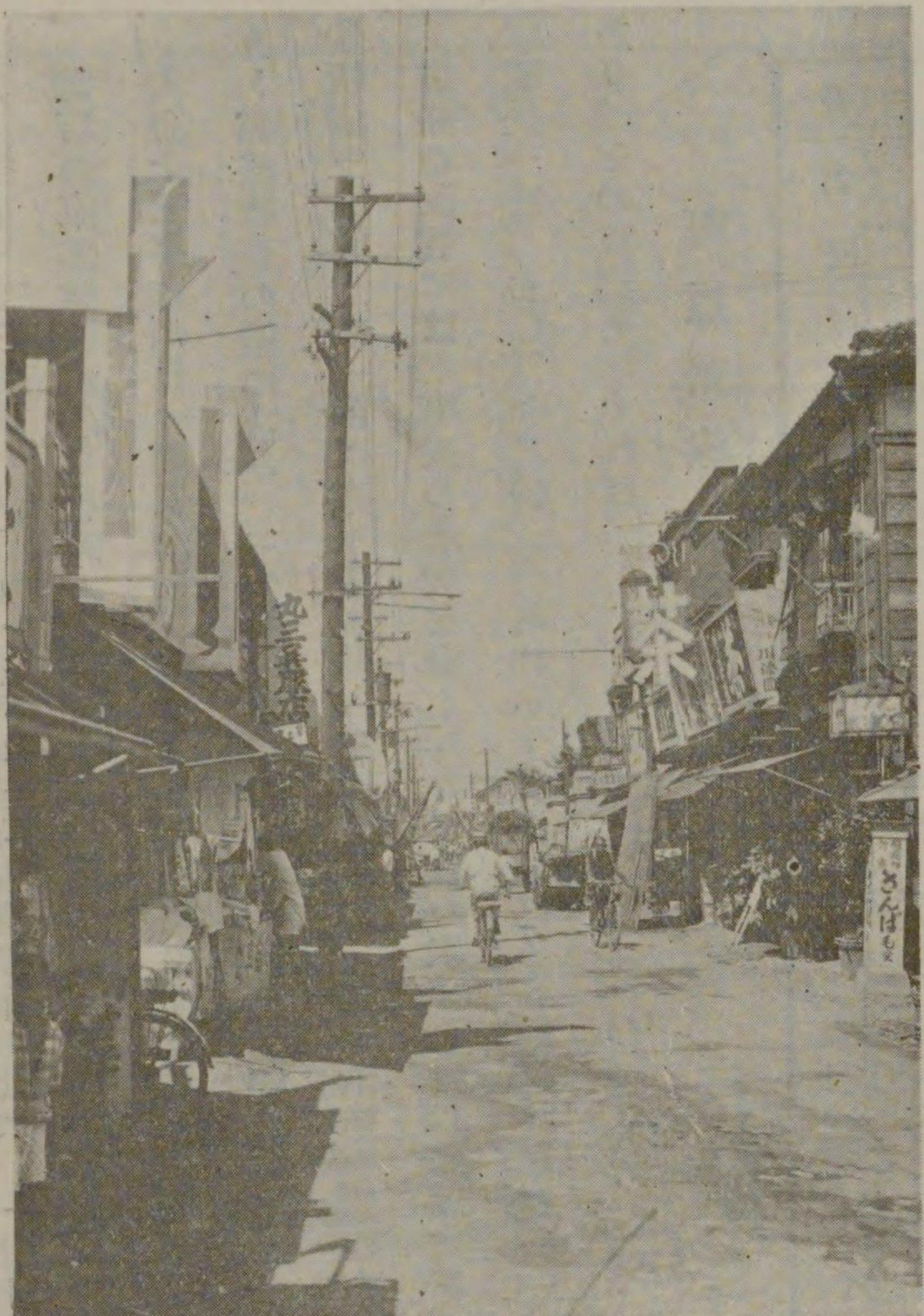
【府道第三十一號路線】 東京浦安線にして、當町は一丁目三三九番地、二丁目三三三番地先より府道第三十七號路線に合し、右折して小名木川筋に出で、中川大橋を通じて浦安に至る。小名木川筋の道路は徳川時代より開發せられて、江戸への往來頻繁であつた。この延長一八六八米、幅員五、八〇米あり、又本村橋より府道第三十一號間は、昭和五年竣工し幅員二二米あり、將來道路網としての計劃線にして、現在線を變更し直通當町を縦斷し七丁目八六九番地附近に通するらしく計劃されてゐる。

【町道第一號路線】(中央道) この道路は當町一丁目二二一番地、二丁目三三八番地先より、同八丁目八〇六番地、同七七五番地先に至る豫定線にして、その延長一、二九三間五分で、既に竣工せる區間は一丁目より八丁目六〇三番地先に至る間、その延長一、〇一七間三分、幅員は一丁目二二一番地より同二一九番地の間幅一間、同番地より同二五七番地の間幅一間五分、三丁目一六四番地より八丁目六〇三番地の間幅三間なり。

極く近い大正の頃まで田畑の細い畔道であつた。逐年町の發展に伴ひ道路の必要を叫ばれ遂に其の擴張を決議し、爾後逐次にその延長擴大工事に着手し、現在にては當町を中央に縦斷し、最も重用なる道路として開發されて行く。未完成の部も完成には程近きことであらう。

【元八幡道】(町道第十號路線)

この道路は、豎川筋六丁目五九二番地、七丁目一番地先より、小名木



り通橋の中るせ比櫛舗店

川筋五丁目一二三番地、八丁目一番地に至る横断路線にして、一名俚俗に中之橋道とも言ふ。

當町の東部發展に牛耳を負ふ道路となり、沿線の商業は羅漢道に次ぐ繁榮振りである。

大正十五年に幅員一間五分を二間に擴張し、更に同十五年故齋藤長三郎氏の町長時代に、地目を變換して暗渠とし道路擴張の機に臨み、三箇年繼續事業としての大改築に著手し、幅員一間半を増加せしめられた。此の工事費績額三萬圓、内一部は東京府補助一部町費他の一部は沿道有志の寄附に依りて行はれたものであつた。

道路の改善には、町民の最善を盡し年々多額の工費を投じて逐次その區劃整然たらしめつゝある。町道路線認定總長一四、七〇三間二〇 内昭和六年度に於ける既成道路總長一一、九〇二間未成道路總長二、四三七間三〇あり。その區別を擧ぐれば

町道路線認定道路

番道路路 號名	延 用			重 用	計	起 點	終 點	經 過 地
	既 成	未 成	計					
一中央道	七三一、二	五六二、三	四三、一	一、三三六、六	一ノ一二八ノ八〇六	二ノ三三八ノ七七五	府道第一四五號路線より 東方に走り左折して府縣 第三七號路線重用左折し て一直線に町道六之橋道 に至る	

二北中央道	一、一一六、六	一五二、〇	五九、九	一、三二八、五	二ノ一一五七ノ八九八	二ノ一一六八ノ八一〇	府道第一四五號より東方 に走り右折して町道荒久 中道を重用左折して府縣 第三七號路線横断町道電 車道に至り右折重用尚左 折して町道寺領道同紋兵 衛道同元八幡道同出村道 を横断して同六之橋に至 る
三堅川新道	四九八、七	六七、四	七、三	五七三、四	二ノ五六	二ノ五九六ノ二二〇	府道第一四五號より東方 に走り町道荒久中道府道 第三七號路線町道寺領道 横断町道紋兵衛道に至る
四小名木道	六三四、八		四、〇	六三八、八	五ノ三四二八ノ七二一	五ノ三四一八ノ七七四	町道寺領道より東京に走 り町道紋兵衛道同元八幡 道横断町道小名木新道に 至る
五荒久中道	四八七、二		一、五	四八八、七	二ノ四二	一ノ八	府道第一九八號路線より 南方に赤り町道中央道横 断一直線に府道第三一號 路線に至る
六羅漢西道	四四〇、八	二六、四	一四、八	四八二、〇	二ノ二九	一ノ二五	府道第一九八號路線より 南方に走り町道堅川新道 同中央道横断左折して 同中央道重用尚右折同山崎 道重用左折して釜屋裏道 横断府道第三一號路線に 至る



一九中之郷道	一八猿江道	一七鷹之道	一六山崎道	一五釜屋裏道	一四六之橋道	一三小名道木
一六五、三	三八、二	一三四、〇	一六七、三	二七八、九	四四五、〇	四六八、二
二〇、五		二、〇		二三、二		七、〇
一八五、八	三八、二	一三六、〇	一六七、三	三〇二、一	四四五、〇	四七五、二
二ノ二八六二ノ五一七 二ノ三一二二ノ四八一	一ノ一九八一ノ一九七 一ノ一九一	一ノ一二三三ノ一八一 一ノ九三三ノ一八二	一ノ七九 一ノ八四	一ノ五五 一ノ五四 一ノ一七七	七ノ九五〇八ノ二〇九 七ノ七七五八ノ二一四	七ノ五三九八ノ一四五 七ノ五六六八ノ一四六
府道第一四五號路線より 東方に走り左折町道荒久 中道重用尙右折して鐵道 敷地に至る	町道荒久中道より東方に 鐵道敷地に至る	鐵道敷地より東に向ひ町 道羅漢西道横斷府道第三 七號路線に至る	町道荒久中道より東方に 府縣第三〇號路線に至る	府道第一四五號路線より 東方に走り右折町道荒久 中道重用尙左折して府道 第三〇號路線に至る	府道第一九八號路線より 南方に一直線府道第三一 號路線に至る	府道第一九八號路線より 南方に走り町道北中央道 同中央道横斷右折して町 道子安道重用尙左折して 府道第三一號路線に至る

一二本所道	一一古川道	一〇元八幡道	九出村道	八紋兵衛道	七寺領道
四七八、四	三一〇、六	四九五、六	四七四、〇	四九八、六	四六三、七
	一四一、四				
九、〇	九、〇	六、三	二〇、五	三、〇	三、〇
四八七、四	四六一、〇	五〇一、九	四九四、五	五〇一、六	四六六、七
七ノ二九四	七ノ七	龜戸町大字 龜戸字西淺 間番外三十 番地	六ノ六〇六 六ノ六一 六ノ六六	六ノ六二 六ノ六六	三ノ二一 六ノ七四
八ノ七四	八ノ五〇	五ノ一二四	五ノ八六	四ノ三三 五ノ一	四ノ三三 五ノ一
線に至る	府道第一九八號路線より 南方に走り町道北中央道 同中央道横斷府道第三一 號路線に至る	龜戸町國道第七號路線よ り南方に走り中之橋を過 ぎ府道第一九八號路線横 斷町道中央道横斷府道第 三一號路線に至る	府道第一九八號路線より 南方に走り町道北中央道 同中央道横斷同小名木裏 道に至り右折重用尙左折 して府道第三一號路線に 至る	府道第一九八號路線より 南方に走り町道中央道横 斷府道第三一號路線に至 る	府道第一九八〇路線より 南方に至り町道中央道横 斷府道第三一號路線に至 る

二〇 荒久道	二一 愛宕小道	二二 沖ノ島道	二三 羅漢道	二四 堅川中道	二五 市場道
二六〇、二	七〇、〇	二九六、八	五五、〇	三〇六、四	二八一、三
			一一八、五		
七、六		五、〇	二、〇	六、〇	三〇五
二六七、八	七〇、〇	三〇一、八	一七五、五	三一二、四	三一八、八
二ノ七三 二ノ五八五	二ノ五九 二ノ一一〇	二ノ五〇八 二ノ五三二	三ノ一三五 三ノ一四五	三ノ三九二 三ノ四一〇	三ノ六六 三ノ三九三
二ノ六九 二ノ六三九	二ノ一一三 二ノ一〇九	三ノ四三八	三ノ二〇六	三ノ一七〇 三ノ一七〇	三ノ一七六
町道堅川裏道より南方に 向ひ左折町道北中央道重 用右折尚左折し町道荒久 中道横断町道羅漢西道に 至る	府道第一四五號路線より 町道北中央道に至る	鐵道敷地より東方に走り 町道羅漢西道府道第三七 號路線横断町道電車道に 至る	府道第三七號路線より車 方に走り町道電車道横断 同上學校裏道に至る	町道電車道より東方に走 り町道寺領道横断左折し て町道紋兵衛道重用向 折町道三反割道横断同上 出村道に至る	町道堅川裏道より南方に 走り左折町道北中央道重 用右折して同沖ノ島道に 至り左折重用尚右折して 町道羅漢道横断同上中央 道に至る

二六 電車道	二七 學校裏道	二八 寺領小道	二九 三反割道	三〇 瓦斯小道	三一 愛宕道
一四八、五	一二五、八	五〇、〇	一八八、四	三〇三、二	一七四、三
一四九、五		九、〇	一四五、五	一、五〇	一七八、二
四、〇			五、〇	一九、二	八、〇
三〇二、〇	一二五、八	五九、〇	三三八、九	三三七、四	三六〇、五
三ノ三六 三ノ三七	三ノ一七八 三ノ四七七	四ノ二六 四ノ二七	六ノ三五 六ノ四二	六ノ五九四 六ノ六一四	六ノ一二六 六ノ一一七
三ノ一七六	三ノ二四五 三ノ二四九	四ノ四六 四ノ四九	五ノ四三一	五ノ四八五	六ノ六九二 六ノ七一一
府道第一九八號路線より 南方に走り町道堅川新道 横断同上中央道に至る	町道地中央道より同上中 央道に至る	府道第三一號路線より地 方に向ひ右折町道寺領道 に至る	府道第一九八號路線より 南方に走り町道北中央道 同上中央道横断町道小名 木裏道に至る	町道元八幡道より西方に 向ひ左折して町道北中央 道に至り右折重用し尙左 折町道中央道横断同上小 名木裏道に至る	町道寺領道より東方に走 り右折町道紋兵衛道重用 左折して一直線に町道三 反割道同上出村道同上瓦 斯小道横断同上元八幡道 に至る

三二出村小道	六六、〇	六ノ六一 六ノ五七五	町道三反割道より同上出 村道に至る
三三北本所道	一四四、六	七ノ二八七 八ノ二八三	府道第一九八號路線より 南方に走り町道北中央道 同中央道同小名木裏道横 断同子安道に至る
三四南本所道	二二九、〇	七ノ五六三 七ノ七五〇	府道第一九八號より南方 に走り町道北中央道横断 同中央道に至る
三五古川小道	四七、一	七ノ一九七 七ノ二六三	町道古川道より同上本所 道に至る
三六東堅川新道	三二六、〇	六ノ六三六 七ノ八二二	町道瓦斯小道より東方に 走り町道元八幡道に至り 右折重用右折して同古川 道横断同本所道に至り左 折重用右折して同本所 道横断同小名木新道同南 道横断同上六之橋に至る
三七永平道	二六二、三	七ノ一〇五 七ノ八四一	町道元八幡道より東方に 走り同古川道同本所道同 北本所道横断同上六之橋 道に至る

三八子安道	三九〇、八	八ノ九八 八ノ二〇八	町道元八幡道より東方に 一直線同上六之橋道に至 る
三九太平道	一四六、〇	七ノ二八〇 七ノ二七九	府道第一九八號路線より 南方に走り町道永平道に 至る
合計	一一、九〇二、〇二、四三七、三	三六二、九一四、七〇三、二	

第三節 車輛及船舶

更に一般交通運輸機關たる車輛及び船舶の状況を、年度別に調査せしものを挙げれば、次の如くである。

年度別	種別	自動車		自轉車		船		合計
		自動車	自轉車	自轉車	車	船	合計	
大正十四年	大正十四年	一五	九	三、三六八	一、六九二	二二八	五、三一三	
大正十五年	大正十五年	一五	八	三、六四九	一、六七一	二四一	五、五八四	
昭和元年	昭和元年	二〇	六	四、一一〇	一、五六一	二四一	五、九三八	
同 同 同	同 同 同	三〇	一	四、六八八	一、六二七	二五五	六、六二〇	
同 同 同	同 同 同	三八	一	四、六八八	一、五三七	二六六	七、四五九	
同 同 同	同 同 同	六八	一	五、五七三	一、五三七	二六六	七、四五九	

同	同	同	同
六	五	七	七
年	年	七	七
年	年	二	五
		五	九
		七	七
		二	〇
		五	九
		六	〇
		一	三
		四	六
		二	六
		七	七
		二	五
		〇	〇
		七	六
		四	六
		七	四
		二	五

第四節 土木委員

歷代土木委員(明瞭の部)

選任年月日	満期又は退職年月日	氏名	順序不同
明治四十二年二月二日	明治四十三年十二月十二日	久村 淺次郎	
同	明治四十四年九月一日	浦野 作次郎	
同	大正二年一日	興津 竹太郎	
同		中村 政次郎	
明治四十三年十二月廿三日		福田 宇右衛門	
明治四十四年十一月八日(補缺)		大須賀 辰五郎	
明治四十四年十二月八日(増員)		吉川 傳左衛門	
大正元年十一月十三日		字田 川喜重	

大正二年二月二日	大正五年三月二十七日	吉川 傳左衛門
同	大正六年二月一日	興津 竹太郎
同		中村 政次郎
同		宇田 川喜重
同		福田 宇右衛門
同		大須賀 辰五郎
同		渡邊 又兵衛
大正五年七月四日		中村 政次郎
大正六年二月二日	大正六年四月廿七日	興津 竹太郎
同	大正九年七月八日	渡邊 又兵衛
同	大正十年一月十八日	大須賀 辰五郎
同		浦野 作次郎
同		吉川 熊藏
大正六年六月八日	大正九年十二月十五日	宇田 川喜重
大正九年九月廿九日	大正十年一月十九日	字田 川喜重
大正十年二月十日	大正十一年五月三日	芦田 喜之助